

予算審査特別委員会記録

令和 7 年 第 1 回議会 (定例会・臨時会)、(開会中・休会中・閉会中)

会議日時	令和 7 年 3 月 7 日 午前 9 時 30 分開会 令和 7 年 3 月 11 日 午前 11 時 15 分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数 10 名中 10 名出席		
出席委員	石川 康弘	熊木 恵子	湯本 要
	西股 裕司	星 真希	佐藤 妙子
	細川美喜男	加藤 真悟	高橋 修平
	石川 康弘		
上記以外の出席者	側瀬 議長		
欠席委員	0 名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	令和 7 年度各会計予算及び関連条例の審査について		
傍聴者	7 日 1 名 ／ 10 日 1 名 ／ 11 日 0 名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

予算審査特別委員長

予算審査特別委員会記録

(1日目 R7.3.7 9:30 ~16:09)

議会事務局長 先日設置されました予算審査特別委員会を開催してまいりたいと思います。開会に当たりまして、石川委員長より御挨拶をお願いいたします。

石川委員長 皆様おはようございます。本日から始まります予算審査特別委員会ですけれども、皆様どうぞ3日間よろしくお願ひしたいと思います。今年はこの冬、雪が少なくて、結構楽に過ごせるのかなという感じでしておりましたけれども、今週になってからこういうふうな形で一気に降りだしました。担当課に除雪費の執行状況はどういう状況なのかなと聞きましたところ、あの段階では7割程度でしたけども、今週になってから毎日のように降っていますので、多分予算どおりにいくのかなと感じております。生活する者にとっては雪がないほうがいいんですけども、除雪に当たられている業者の方々にとってはやはり大事な財源であり、そして収入であるということで、しっかりそういった面では執行していただきたいなというような感じがいたします。

それでは、第1回定例会におきまして、本予算審査特別委員会が設置され、令和7年度一般会計ほか5特別会計予算並びに関連7議案の審査が付託されております。予算審査特別委員会の日程は、3月7日、10日、11日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行っていきます。各委員、各説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には挙手をして、委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。説明員から答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。

また、質問事項については予算書などのページを示し、会議時間の短縮のため、要点を簡潔明瞭に発言してください。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力をお願いいたします。傍聴者にお願いいたします。私語や談笑などを慎み、本委員会の運営に支障を来さぬよう傍聴規則を遵守して傍聴されますようお願いいたします。

本日の出席人員は10名全員であります。なお、本委員会に議長から遅れて出席する旨の申し出があります。では直ちに会議を開会いたします。

審査順序の1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 それでは予算書の39ページをお開きください。

1款1項1目議会費、本年度予算額5,244万円。前年対比で59万1,000円の減となっております。説明欄をごらんください。事業名、議会運営経費では、議員報酬、手当、旅費、政務活動費交付金など、議員に係る経費と議会だより発行に係る経費などをあわせ、5,130万4,000円を計上しております。減額の主な内容は、負担率の変更に伴う共済費の減額によるものになります。なお、旅費については昨年度同様、姉妹町である多良木町への行政視察として、半数であ

る5名分の特別旅費を計上しています。次のページをごらんください。

40ページ、事業名、事務局経費では、議会事務局運営に係る経費として、113万6,000円を計上しています。ほぼ昨年同様の予算計上となっております。なお、関連議案の議案第7号の条例改正については、後ほど総務費の職員給与費で説明をいたします。以上で議会費の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了してもよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に審査順序2番、第2款総務費について審査を行います。総務費の中でも一般管理費から防災諸費までの説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書40ページをごらんください。

下段、2款1項1目一般管理費、本年度予算額2億902万5,000円。増減の主なものは、情報システムの標準化対応に係る経費の増によるものです。説明欄、一般管理経費として2,787万円。ここでは、行政運営全般に係る経費として、次ページにかけて、各委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、特別職及び職員旅費、町長交際費、消耗品費、次ページ、通信運搬費、総合健康診査、財務書類作成業務委託料や空知町村会負担金などを計上しています。

次に、電算機器管理運営経費として8,527万円。ここでは、電算機器全般に係る管理経費として、44ページにかけて、情報系及び基幹系システム保守、社会保障・税番号制度システム整備、電算機器借上料、情報系システム譲渡事業償還金などを計上しています。前年度との主な相違ですが、情報化システムの標準化対応に伴い、国が整備したガバメントクラウドの利用料が新たに追加となり、11節役務費、通信運搬費が増額となっています。

次に、職員研修事業として437万8,000円。ここでは、職員の資質向上を目的に、各種専門研修への派遣経費などを計上しています。

次に、地方公共団体情報システム標準化対応事業として、9,150万7,000円。次ページにかけまして、基幹系18業務システムについて、国が策定する標準仕様に準拠したシステム移行に係る委託料を計上しており、令和7年度末までに移行完了を予定しています。なお、システム移行に係る経費は、同額を国のデジタル基盤改革支援補助金として補助されるものです。

次に、2目文書広報費、本年度予算額492万6,000円。説明欄、広報・広聴活動事業として、広報なんぽろ発行にかかる経費、町ホームページ管理運用経費、公式SNS運用経費を計上しています。

次に、3目財産管理費、本年度予算額2億8,760万2,000円。説明欄、庁舎等管理経費として2,839万3,000円。次ページにかけて、役場庁舎管理に係る経費一式を計上しています。

次に、46ページ下段、公用車管理経費として1,252万6,000円。次ページにかけて、公用車、マイクロバスの運行管理に係る経費などを計上しています。

次に、財産管理経費として2億4,662万6,000円。次ページにかけて、

町有財産に係る消耗品費、修繕料、火災保険料、複写機使用料、各種基金の積立金などを計上しています。

次に、指定管理者制度推進事業として5万7,000円。ここでは、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費を計上しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、48ページ下段をごらんください。

4目企画振興費、本年度予算額1億6,859万6,000円。説明欄、移住促進事業では、次ページにかけまして、本町への移住促進を図るため、移住体験事業や移住イベント及び北海道移住・交流フェアへの出展などに係る経費として、326万8,000円を計上しています。

次に、49ページ下段、説明欄をごらんください。みどり野団地等販売管理事業では、次ページにかけまして、公社管理用地草刈業務に係る経費、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地販売促進事業及びきた住まいのヴィレッジ・ゼロカーボンヴィレッジ事業の負担金として、1,421万4,000円を計上しています。なお、公社管理用地草刈業務に係る経費は、同額を公社から受託事業収入として受けるものです。

次に、50ページ上段、生活路線等交通対策事業では、次ページにかけまして、オンデマンド交通あいるーとの運行に係る経費、北海道中央バス高速くりやま号の運行に係る生活交通対策確保対策負担金などに係る経費として、2,981万5,000円を計上しています。あいるーとの運行につきましては、前年度に引き続き、町内イベント開催時の運行を実施します。増額の主な理由は、18節、負担金補助及び交付金の生活交通確保対策負担金では、北海道中央バス・栗山町との協定による高速くりやま号の運行経費の一部負担において、負担額算定方法や負担割合の変更に伴う378万7,000円の増額によるもの、また、新規事業で南空知定住自立圏連携事業として南空知圏域を営業区域で運行している路線バス事業者に新たに雇用された運転手1名に対して20万円の支援金を交付する、運転手確保対策助成金の計上によるものです。

次に、51ページ中段、姉妹町交流事業では、姉妹町熊本県多良木町との児童相互交流及び物産交流、住民交流研修などに係る経費として、328万6,000円を計上しています。

次に、企画振興経費では、企業版ふるさと納税受付に係る経費、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など、86万円を計上しています。

次に、52ページ上段、協働まちづくり推進事業では、住民の自主的な協働のまちづくりや地域コミュニティ活性化、町内会等の活動を支援するため、個人町民税現年課税予算額の1パーセント相当額を活用したまちづくり活動支援事業補助金を交付する経費として、344万6,000円を計上しています。

次に、予算資料は9ページになります。学生支援推進事業では、江別市内の大学や自治体などで構成する学生地域定着支援推進協議会負担金、40万3,000円を計上しています。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業では、子育て世代を対象とした住宅建築費

の助成により移住定住を図るため、子育て世代住宅建築費助成金6, 300万円を計上しています。

次に、高度無線環境整備推進事業では、公設民営による光ファイバ設備の維持管理や支障移転工事などの経費として、892万円を計上しています。なお、支障移転工事費のうち、道営経営体育成農地整備事業に係る268万1,000円は、同額が道から補償されるものです。減額の主な理由は、14節、工事請負費で光ファイバケーブル支障移設工事の見込み、716万6,000円の減額によるものです。

次に、53ページ上段、観光周遊策推進事業では、令和6年度にカントリーサインのデザイン公募、選定を行い、デザインを更新したことにあわせて、町道の町界4か所へのカントリーサイン設置工事などに係る経費として、468万8,000円を計上しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、次ページにかけまして、本町への移住・定住を促進するため、移住情報の発信などのプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラムの企画に取組む活動を行う「地域おこし協力隊員」1名の設置・活動経費として、550万円を計上しています。なお、現在の隊員1名は今月末をもって退任するため、令和7年度は、面接選考により会計年度任用職員として、新規隊員1名の配置を予定しています。

次に、54ページ上段、子ども室内遊戯施設管理経費では、子ども室内遊戯施設はれっぱの指定管理料として、3,080万円を計上しています。指定管理料は、令和6年度施設管理運営の実績見込みを踏まえた積算を行い、維持管理運営費4,200万円から利用料収入1,120万円を差し引き、計上しています。

次に、地域おこし協力隊活動支援事業では、新規事業としまして、地域おこし協力隊員に対する、きめ細やかなサポート体制を確保し、隊員の孤立や活動のミスマッチを防止することを目的に、日々の活動に対する相談や地域との交流に必要なネットワークづくりなど、本町の協力隊O B・O Gの方へのこれまでの協力隊の経験を活かしたサポート業務委託料39万6,000円を計上しています。

次に、5目企業誘致推進費、本年度予算額2,168万5,000円。説明欄、企業誘致推進事業では、南幌流通団地販売戦略に基づく予約分譲受付を継続して実施し、企業訪問活動や広告宣伝活動などに要する経費、南幌工業団地看板改修工事、中央2丁目の町有地に立地した北雄ラッキー株式会社に対する企業立地等奨励金などの経費を計上しています。増額の主な理由は、14節、南幌工業団地看板改修工事費388万3,000円の計上及び18節、企業立地等奨励金の754万円の増額によるものです。以上です。

総務課長 次に、55ページ中段、6目公平委員会費、本年度予算額3万6,000円。説明欄、公平委員会運営経費として、委員3名分の報酬を計上しています。以上です。

住民課長 次に、7目交通安全対策費、本年度予算額625万6,000円。説明欄、交通安全対策推進事業では、次ページにかけまして、交通安全推進員1名及び交通安全指導員18名の設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証

自主返納支援業務委託料、交通安全運動推進協議会補助金などを計上しています。前年度対比、減額の主な理由は、令和6年度に更新しました交通安全指導車購入費の減によるものです。以上です。

総務課長 次に56ページ下段、8目防災諸費、本年度予算額557万円。説明欄、防災対策事業として、58ページにかけて、防災会議委員報酬、災害備蓄品整備計画に基づく消耗品費並びに備品購入費、戸別受信機設置等手数料、防災行政無線保守点検、全国瞬時警報システム保守委託料、電波使用料などを計上しています。前年度との主な相違ですが、令和6年度において、全国瞬時警報システムの改修を行ったことによるものです。以上です。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木委員 ほかの議員と重複しているところはほかの議員に委ねますので、私は4点質問させていただきます。まず、最初に予算書の44ページ、職員研修事業について伺います。職員研修の内容で先ほど説明があったんですけども、昨年、令和6年の説明の時に自衛隊の研修が入っていました。今回はそれが含まれていないんですけども、今年度も実施するのかどうか。それから研修内容で、例えば議員だといろいろ先進地事例ということで視察に行ったりするんですけども、職員の中からこういう所に行きたいとか、そのような希望を出して、それを叶えるというような取組になっているのかどうか伺います。

それと、生活路線等交通対策事業、これは予算資料の8ページです。あいる一との関係で、町内イベント開催日の運行を昨年されて、大変喜ばれたと思います。それで今年度の予定と、それから令和6年度の実績を伺います。

次に、54ページの子ども室内遊戯施設のことについて伺います。指定管理の分で、3,080万円が計上されています。それで、なかなか費用対効果というか、ずっと20万人入ったとかいろいろ増えているということは確かなんですが、依然として9割が町外の利用者で1割が町民という、ずっとその状態ですね。そこで、いろいろ指定管理者との協定というか、そういうものもあると思うんですけども、利用料の見直しということを検討とかされているのか。近隣に比べても、やはり親子で入場してもすごく安いと思うんですね。それもあってすごく利用されているのはとても結構なことなんですが、そろそろその辺の見直しということを考えていくべきではないかなと思うのですが、その辺の検討をされなかつたのかどうか伺います。

次に、交通安全対策推進事業、予算資料の9ページです。高齢者運転免許証自主返納支援事業が現在年6回やられているかと思いますが、昨年聞いた時に、回数をもっと増やせないのかということで町民からもそういった問い合わせがあって、担当課に伺ったことがあります。なかなか栗山警察署も、長沼も行って南幌も行ってということでなかなか厳しいというお話をされていましたけれども、少し増やすとか、何かそういう形になったのかどうかを伺います。4点お願ひいたします。

総務係長 熊木委員の1点目、職員研修事業についてお答えいたします。お話をありました自衛隊の研修についても、令和7年度予算に含まれております。また、職員の希望する研修について、職員研修センターで各研修項目がありまして、そち

らについては職員の希望を取って、行きたい研修に行っていただく形となっております。また、先進地への視察研修についても予算是計上しております、各課、先進地へ行きたいというような希望があれば、それに応えられる予算計上はしております。以上です。

企画係長 2点目の、あいるーとのイベント運行時の御質問にお答えいたします。令和6年度から開始しましたこのイベント時のあいるーとの試行運転ですけれども、実施結果につきましては全6イベントで開催しました。商工会ふれあいまつり、農協夜まつり、南幌盆踊り、秋の収穫祭、ボランティアフェスタ、そして冬まつりで開催し、利用予約がなかった収穫祭と冬まつりを除く、4イベントで運行がございました。全体で大人30名、子ども4名の、合計34名の利用がございました。1イベント当たり8.5人の利用となっております。また、令和7年度の運行予定につきましては、今年度利用予約がなかった冬まつりに変えまして、高齢者が多く集う芸能発表会に振り替えて、令和6年度同様の全6回の運行を予定しております。以上です。

地域振興係長 3点目の、はれっぱの利用料金の見直しについての御質問ですが、はれっぱにつきましては開業から間もなく2年が経過しまして、令和7年度から3年目を迎えるところです。この2年間では、想定していたよりも多くの方に来ていただきまして、それに伴ってスタッフの配置人数が増えたりですとか、あとはスタッフの人工費の最低賃金の増加、また物価高騰による維持管理費の増額などで、指定管理料が少し増えているような状況となっています。今後は、遊戯エリアで日々使用している遊具の更新なども少しずつ出てくることが想定されるため、指定管理事業者との協議の中では、開業から3年を経過するタイミングで利用料金の見直しについて検討することとしています。以上です。

住民課長補佐（環境交通担当） 4点目の、高齢者運転免許証自主返納の臨時窓口でございますが、以前の開催日数につきましては4回でございます。6月、9月、12月、3月という形で、年4回ということで開催をしてございましたが、町から要望等していきまして、令和6年10月からという年度途中にはなりますけれども、年6回の偶数月の開催ということで、今年度は変則なので年5回になりますが、4月以降につきましては年6回、偶数月の開催ということで、開催の回数を増やしたということでございます。以上です。

熊木委員 ありがとうございました。1番目の、職員研修のことは今の説明でわかりましたが、自衛隊研修も今年実施ということで、希望者を募ってのことですか。希望される方とかは、例えば各課に振り分けるとかそのようなことをしているのか、その辺を伺います。あとは、他の研修についても行きやすい形で、先進地など希望を出すということですけれども、たくさんの方からそういう希望が出されて、積極的に行かれているのかどうかを伺います。

それから、生活路線のことについては、先ほどの説明でわかりました。やはり喜ばれているということで、今回芸能発表会が増えるということでは、よく周知して、たくさん利用されればいいなと思います。これは答弁はいりません。

それから、子ども室内遊戯施設について、3年のタイミングで検討されるという

ことですが、町民の税金がそこに注がれるということでは、やはり町民の中には町外の人にどんどん税金を使うということはどうなのかというような意見も確かにあります。ですからそのところは真剣に議論してほしいと思います。それと、指定管理料が昨年は一定の予算額に対して、ガードマンではないんですけど、そういうのとかで少し増えたようなことがあったと思うんですけども、今年度この3,080万円で貰えるという計画でしょうか。それをお願いします。

あと、交通安全についてはわかりました。年6回になったということですね。それで、平均してどれくらいの方が自主返納の事業に参加されているのか、その実態だけお願いします。以上です。

総務係長 1点目の、職員研修事業についてです。自衛隊の研修については、令和2年度から30代以下くらいの若い世代を年代で順番に割り当てをして実施しております。令和7年度予定しているのは、25歳から27歳くらいの数名を、日程があれば参加していただくようなことで予定をしております。そのほか先進地の研修については、令和6年度は2回実績がございます。公園の整備で都市整備課が1回と、まちづくり課のほうでDXの関連で先進地への視察を行っております。以上です。

地域振興係長 はれっぱの指定管理料の関係ですけれども、委員おっしゃったように、一昨年は開業年度でしたので、指定管理料の増額補正ということで対応させていただきました。令和6年度につきましては特に増額はありませんので、当初予算計上どおりの実績と決算となります。来年度につきましても同様に、特別な予算の増額というのは基本的にはありませんので、基本的には当初予算のまま、指定管理料としての実績となっていくことと回答させていただきます。

住民課長補佐（環境交通担当） 免許返納の臨時窓口の利用実績でございますが、令和6年度につきましては、5回開設しまして22名です。この22名につきましては、栗山警察署の受付分が全体で34名ということになりますので、約65%が臨時窓口を使っているということになります。昨年が4回の開催で18名、栗山警察署だと全体で38名なので5割弱ということになってございますので、やはり臨時窓口のほうの利用者が増えてきているというような状況でございます。以上です。

熊木委員 1点だけ伺います。職員研修の、先ほどの自衛隊の研修です。割り当てと先ほど答弁されましたけれども、その割り当てに対して断るということはできるのでしょうか。以前湯本議員がこの質問をしたんですけども、私は自衛隊の研修が自治体の職員の研修としてはふさわしいとは全く思っていません。そういうのを割り当てられた職員が断る自由というか、その辺があるのかどうか。その1点確認したいと思います。

総務係長 自衛隊の研修について、割り当てはしておりますが、職員から行きたくないという言葉があれば、その希望は通しております。今のところそのような実績は特にありません。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

星委員 私から3点伺います。まず、予算資料8ページの生活路線等交通対策事

業についてなんですけれども、前年度よりバス路線維持経費が上がっています。それと同時に昨年度からバスの減便も増えてきている状況で、やはり町としてはバス路線の維持が大事なのではないかなと思っています。担当課として、バスの減便というのはどうしてもいろいろな問題で食い止めることは難しいと思うんですけれども、町としてバスの利用促進等も考えていくべきかという質問が一つです。

2点目が、予算資料の9ページ、地域おこし協力隊についてです。会計年度任用職員で採用という説明ではありました、いつからどのような勤務体系で採用される予定になるのか教えていただきたいです。次に関連してなんですけれども、地域おこし協力隊支援事業です。ソポーター事業なんですけれども、これはどのような体制で、例えば場所ですとか、どういう体制でソポーター業務をこなしていくのかというところをお聞きします。

3点目なんですけれども、予算資料9ページの企業誘致活動なんですが、これまでの予約状況、問い合わせ件数などを教えてください。

まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当） 星委員のまず1点目の、バス路線の利用促進についての御質問にお答えいたします。議員さんには時々で御説明のとおり、路線バスにつきましては本年度に入りましたが、中央バス・ジェイアールバスの減便、路線の廃止、また、中央バスは今年なかったんですけれども、夕張・栗山便の再編等非常に厳しい状況であるということを御説明してまいりました。各社とも公共交通の維持という使命を守りつつも、慢性的な運転手不足や休息時間の確保から、札幌市内においても、黒字路線においても大幅な減便を行っているというのが報道でもなされているところでございます。このことについては、本町のみならず全国的な課題ともなっているところです。担当といたしましても、情報収集や広域的な自治体連携、また運輸支局や道とも情報収集しながら課題解決に当たっているところでございますけれども、利用促進につきましては空知の圏域ですとか、札幌市との広域連携、実際の連携等々で事業を行っているところでございますが、なかなか課題解決には至っていないところでございます。バスの利用者におきましても、乗客におきましても、コロナ禍を過ぎましてコロナ前の乗客には戻っていない状況でございます。以前、南幌町といたしましても地域の公共交通計画で町民アンケートを取っておりますけれども、やはり町の特性としては自家用車を使っている方の割合が多いという状況でございますが、非常に重たい課題でございますので、先ほども申したとおり運輸支局や道、振興局、あとは近隣自治体や町内事業者と、デマンド事業者も巻き込んで課題解決に当たっていきたいと思っております。また、そういう乗客の利用促進については、町としても広報などでPRしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、スピード感を持って課題解決に当たっていかなければならぬと担当としては考えているところでございます。

2点目の、地域おこし協力隊につきましてでございますけれども、現在御承知のとおり4名の方がいらっしゃいます。外間さん、佐々木さん、宮寄さん、本間さんといらっしゃいまして、3月末で外間さん、佐々木さん、宮寄さんが任期をもちまして退任されます。本間さんにおかれましては教育のICT支援員ということで、

6年の10月から任用しておりますので、まだ任期がございます。新年度予算におきましては、新たに先ほどまちづくり課長から説明があったとおり、移住定住コーディネーターでまず1名、それと商工で予算を持っておりますけれども、観光推進地域資源活用隊員ということで1名の募集を行い、昨日面接を行いましたこの2名を任用する予定でございます。それとあわせまして、先ほどもおっしゃった本間さんを含めまして、令和7年度は3名の隊員で活動を行っていただく予定でございます。それとサポート業務でございますけれども、こちらは新規事業ということで、先ほどまちづくり課長からも説明があったんですけれども、財源におきましては令和5年度から総務省のほうで交付税措置ということでなされているところでございます。先ほどの課長の説明と一部重複しますけれども、現隊員に対してより細やかなサポート体制を取ることと、日々の相談、また孤立を防ぐ、そしてよくあるんですけれども、来てからこの業務が違ったですとか、ちょっと想像していたものと違ったということがございますので、そういうミスマッチを防ぐために、たまたま先ほど申しましたとおり隊員が3名を退任されることから、その方たちにぜひこれまでの知見等を提供していただきたいということでお願いしまして、担当のほうで3名の方に面談したところ、1名の方にこういったサポート業務を受けていただくことになりましたので、その委託経費として予算計上しているところでございます。業務といたしましては、その方も退任されますので、その方の事業所といいますか、店舗といいますか、その場所が活動の中心になるんでしょうけれども、先ほど申しました令和7年度の3名の方に、月何回になるかはわからないんですけれども、面談といいますか相談を行っていただきまして、当然最初は我々も入りまして、これまで培っていたいそういう町内の団体さんですとか店舗ですとか、そういう顔つなぎ、また、道や振興局のそういうネットワークのつなぎ、情報提供などを行いまして、新たな方が町内でスムーズに活動していただけるサポートづくりをしていただく委託業務を行っていただくことを予定しております。以上です。

地域振興係長 3点目の企業誘致活動ということで、これまでの予約状況や問い合わせ件数についてお答えいたします。まず、予約分譲の申し込みにつきましては、1月から2月末までにかけて予約分譲受付期間としておりました。申し込みをいただいたのが、2企業となります。この2社においては、この後誘致企業選定委員会を開催しまして審査が行われます。その後内定を決定することから、詳細な企業名などは控えさせていただきますが、どちらも道外に本社を置く企業で、1社は製造業、もう1社は運輸業の企業となっております。また、問い合わせ状況ですけれども、予約分譲受付の前から企業誘致に向けたPR活動を行っておりまして、令和6年度の実績としましては、問い合わせ等により接触した企業数は13社、そのうち予約分譲期間内に問い合わせを受け、具体的な協議を行った企業は6社となります。なお、現時点でまだ申し込みには至っていないですが、継続して商談中の企業が2社ございます。以上です。

星委員 バス路線については、今後も継続して利用促進に力を入れていただくということで理解したのですが、1点やはりこれは南幌町だけの問題でないというの

は確かにありますので、近隣の長沼や栗山の公共交通を担当している方とも話し合いながら、そういう機会も設けながら、利用促進を町だけではなく広域で取り組んでいこうというような協議会とか、そういうものも考えているのか、もしくはあるのか、その1点伺いたいと思います。

2点目の協力隊についてなんですが、令和7年度は3名で活動していくということで理解しました。1点、これは4月からでいいのかどうかということをお聞きます。関連して、このサポート体制なんですけれども、1名がサポート体制のメインとして活動されるということで理解したんですが、移住コーディネーターの方もそうですし、もう1名の産業の商工振興の方もそうなんですが、これまで3年間積み上げてきた活動というのも、私は大変すばらしい頑張りというか、良いものだったのではないかなど感じていて、それをまた次の隊員の方が同じ業務を継続されるということは、やはりこれまで積み上げてきたものを変えていくというのではなく、やはり積み上げてきたものを引き渡すというか、受け継いでもらひながら、次の隊員の方がやりたいような活動をしていくような環境、体制というものを、このサポート一体制並びに行政と三位一体で流れをつくっていってほしいなど考えているのですが、行政のほうはどのように次の方への橋渡しを考えているのか、1点伺いたいと思います。

3点目なんですけれども、企業誘致活動で2件予約があったということと、今後も引き続き交渉していくということで理解しました。経済状況や雇用対策として事業を行っていくということは大事なことではあるんですけども、流通団地の場所について、住宅地や学校など、近隣にそういう住まいや学校があるという環境も踏まえると、やはり町の周りの生活環境であったり、地域資源に影響があるような場合なども考えると、もしかするとかえってマイナスにいってしまうようなリスクもあるのかなという心配が、多分近隣の住民の方などは抱いているかもしれませんし、誘致に至る際にやはり地域の特性であったり、環境であったり、そういうものも踏まえながら誘致活動のアプローチをしていただきたいと思うのですが、それはどのように考えているのかお願いします。

まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当） 星委員の再質問のまず1点目にお答えいたします。広域的な会議体あるかという御質問かと思うんですけども、近隣南空知4町でそういった会議体は、今ございません。ただ、先ほども申しましたとおりさっぽろ連携中枢都市圏、また、南空知定住自立圏、また、空知総合振興局を中心として、圏域で担当者が常々集まっておりますので、今後より緊密にそういった情報を取っていかなければならぬと考えております。現状といたしまして、なかなか通勤・通学、また通院等々、各町で路線、また目的が違うものですから、これまでなかなかそういった連携が取れておりませんでしたけれども、委員が先ほど言われましたとおり、今後そういった連携協議も重要となってくると認識しておりますので、今後はより緊密に情報を取っていきたいと考えております。

続きまして、サポート業務でございます。まず任期でございますが、観光推進地域資源活用隊員の方が、4月1日を予定しております。移住定住コーディネーターが、今のところ5月1日着任を予定しております。今のお仕事の関係などがあるよ

うでございます。それサポート業務につきまして、先ほど少し説明不足だったんですけども、3名の方の1名にまず委託するということでございましたけれども、その1名の方には当然その1名の方がなかなか知り得ない、ほか2名の得意な分野もありますので、そういうものも協力連携しながら新しい方に還元していくくださいということは常々申し上げております。それで行政との関わりですけれども、月1回以上は必ずサポートをする方が現隊員と面談、相談を行います。そういうことも我々が入り込みますし、また、委託するサポートの方には、月1回報告書を我々のほうに持ってきていただいて、そこでどういった課題があるのかということをきめ細かく協議を行いながら、課題解決に当たっていきたいということで業務を行っていきたいと考えております。以上です。

まちづくり課長補佐（地域振興担当） 先ほどの企業誘致の準工業用地の関係ですけれども、まず南幌流通団地については、御存じのとおり都市計画法上準工業用地という形にさせていただいて、条例の中でも公害や環境への縛りという形で、条例制定をさせていただいています。今回の予約分譲も、製造業、運輸業ということで公害や環境に配慮するような形で募集を行っておりますので、引き続きこのような形で取り組むことによって、雇用等を生み出すような取組につなげて、1件でも多く企業誘致につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

石川委員長 ほかにありませんか。

家塚委員 今の同僚委員の質問と重なる部分もあるのですが、2点ほど伺います。まず1点目が予算書の50ページ、予算資料は8ページで、生活路線の関係です。先ほどからも説明があって、今の公共交通機関の取り巻く環境は非常に厳しいのかなという感じはします。ただ、そういうのもやはり維持をしていかなければならぬので、それぞれの町で工夫をしながらやっていると思います。それで、昨年ジェイアールバスの西幌線が廃止に、そして今年の4月から、中央バスが土日減便になるということで、これはいろんな形で町民に説明をしていて、これといった特効薬は多分なかなか厳しいのかなと思うんですが、やはり町からのバス事業者に対する負担金は、当然確保する上では必要なんですが、やはり乗らないことにはバス事業者も当然廃止の対象になってくるんだろうなと。そればかりではないんですけど、運転手の確保も当然していくという要因が多分あるんでしょうけど、もう少し町のほうから住民に対して現状を丁寧に説明して、バスの利用の促進に強いメッセージを出していくことが必要ではないかなという感じはします。その辺を原課としてどう考えるか伺います。

それともう1点、企業誘致の関係で予算書の54ページです。予算資料が9ページということで、先ほども企業誘致の関係であったのですが、令和7年度の販売戦略というか、その辺で6年度やって、2社現在申し込みがあると。そういう中で、新たにそれらの実績も踏まえた中で、7年度の戦略をどう考えているか。それと、予約分譲が新年度になって4月から始めるのか、5月から始めるのかわかりませんけれども、その辺もあわせて伺いたいと思います。この2点お願いします。

まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当） 家塚議員の1点目の御質問にお答えいたします。状況は非常に厳しい状況でございます。町といたしましては、

今後より乗客に乗っていただくように、町広報、また脱炭素やゼロカーボンの観点からも、マイカーを利用しないで公共交通を利用していただく、あとは近隣、また圏域とも共同となるんでしょうけれども、運転者の確保対策といったものをより強くPRをしていきたいと考えております。以上です。

地域振興係長 南幌流通団地の今後の企業誘致の展開ということで御説明させていただきます。令和7年度につきましては、令和6年度も実施はしているんですけども、北海道が主催する道外のイベントへの参加ですとか、また、企業信用調査会社帝国データバンクなどによる企業リストアップ1,000社を予定しているんですけども、そちらを行いまして、企業へのパンフレット等の送付によるPR活動、また、物流ニッポンという専門業界紙があるんですけども、そちらへの広告宣伝などを予定しております。令和6年度の2企業からの申し込みがあったことですとか、あとは問い合わせを具体的にいただいた企業ですとか、そういう実績を踏まえると、まずやはりたくさんの企業さんの目に留まってもらうことが一番重要なと思っておりまして、予約をいただいた2社の企業についてはどちらも南幌町からパンフレットを郵送して、それを見ていただいて問い合わせをいただいた企業になっておりますので、そういう取組を継続していくこと、それと、道庁のほうから紹介をしていただくパターンも数社あります、道庁と連携をしてそういうイベントに出展したりですか、そういうこともすごく重要なと思っておりますので、それに関連するような取組を引き続き実施していかなければなというように思っております。新年度に入った予約分譲の時期につきましては、今2社予約をして申し込みが来ている企業の内定通知が終わった後に、改めて予約分譲の開始、ということに想定しておりますので4月に入ってから、ほか住宅供給公社のほうへ協議をして、時期を確定させていきたいと思っております。以上です。

家塚委員 まず路線バスの維持の関係ですが、バス事業者に対しては、引き継ぎ協力だとか支援は当然必要なのですが、将来のことを考えた時に、新たな交通体系の調査だとか、そういうものも考える必要があるのかなという感じはするんですが、この辺をどう考えるか伺います。

それと、先ほど1点目でお話はしなかったのですが、今ハイヤーが夜8時までの運行ですかね。あとは代行が1社で、前は3、4社くらいあったのですが、コロナで現在1社ということをいろいろ考えると、商工振興発展のためにもう少し遅い時間まで運行ができないのかなという感じがするのですが、その辺は担当のほうで新たな考えがあるのかどうか聞かせていただきたいと思います。

また、2点目の企業誘致については説明を受けたのでわかりました。それでいいと思います。

まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当） 家塚委員の再質問にお答えいたします。新たな交通体系の調査ということでございますけれども、先ほど御説明したとおり、町では地域公共交通計画策定時に、まず全町的なアンケートを行っているところでございます。ただ、先ほど来御説明のとおり、その時からも路線バスの状況は非常に厳しくなっております。担当といたしましては、まずあいりのとで毎年行っているんですけども、先日も乗り込み調査をさせていただきまして、ま

ずそういう方々のニーズ調査を行っているところでございます。それと、ジェイアールバスの西幌便が廃止になった時も、担当といたしましてどういった影響があるのかというところで、担当レベルで調査をした経緯もございました。今後そういう調査におきましては、中央バス、夕鉄バスと、まだ調査方法は確定しておりませんけども、そういう乗組み調査、人員調査的なものをやって、ニーズ把握をして有効な対策に結びつけるというのは必須だと考えているところでございます。それで、いろんな担当者レベルの研修でも行きますけれども、なかなかバス事業者さんの状況は今後も厳しいことが言われております。赤字補てんするだけでは持たないと。黒にならないとなかなかという声も聞いているところでございます。各自治体とも連携いたしまして、その場ではなく5年後、10年後も維持できるような体制を今後近隣とも協議して考えていかなければならないと考えているところでございます。

もう1点の、夜間のタクシーのことかと思うんですけども、委員おっしゃられるとおり、コロナ禍以降なかなか大きな宴会ができる所もなくなり、二次会のつなぎという面の問題もありますし、人手がなかなかという面も、我々のほうにも地域公共交通、また商工振興の観点からもお声をいただいたり、いろんな審議会、委員会でも委員のほうから御意見をいただいているところでございます。当然そういうところにも、公共交通、商工振興の面からも当然対策を打ついかなければならぬと考えておりますので、役場内の関係課や事業者さんと、今後検討して対策を打つていきたいと考えております。以上です。

石川委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 私のほうから1点なんですけれども、企業誘致推進事業で、直接今回の予算計上ではないんですけども、付随している賃貸住宅建設についてです。今回町長の執行方針にも入っておりましたので、担当としての考えを聞かせていただきたいなと思っております。南幌流通団地における賃貸住宅建設促進は今度どのように進めていくのか、そのところを伺います。

地域振興係長 南幌流通団地内の民間賃貸住宅用地の関係かと思うんですけども、通常、民間賃貸住宅用地については、分譲価格を1平方メートル当たり1万4,000円で設定をしているのですが、準工業用地区画と同時に購入された場合は、1万4,000円のところを1平米当たり1万円の分譲価格とするということにしております。今準工業用地のほうに問い合わせをいただいている企業さんですとか、また、民間賃貸住宅用地についても御興味を示されている企業さんにつきましては、こういったPRも含めて行っておりまして、実際に準工業用地の立地を検討している企業さんも、例えば従業員の方が入居する住宅として民間賃貸住宅用地にも興味を示されている企業さんもいらっしゃいますので、そういう意味で、準工業用地と民間賃貸住宅、どちらも企業誘致を進めていけるように建設についてのPRを行っているところです。以上です。

佐藤委員 ありがとうございました。今説明していただきまして、大変期待している事業でもあるんですけども、ただやはり現在資材高騰などで、民間事業者もなかなか建設が大変になるのではないのかなという懸念をしております。やはりせ

つかくその工場が工業団地のほうに来たとしても、住む所がなければ町外に行ってしまうなど。工場があってもその人たちがやはり町外に住んでしまうと思うんです。そういう部分で、民間の建設事業者に対する優遇策とかも先ほど少しお話していましたけど、そのほかに何か優遇策とかは考えているのかどうか、そのところを教えてください。

まちづくり課長補佐（地域振興担当） 優遇策というようなお話の中で、確かに企業が人を呼びます。そして雇用者が見込まれる地域は、企業の進出が進むというそれぞれのメリットがございます。そのような中で、我々としては企業誘致にあわせて民間賃貸住宅の誘致にもPR活動を現在展開しているところです。ただ、現状優遇策に対する助成金等は構築をしていません。一応、土地の所有者が北海道住宅供給公社であるということと、町の優遇策は今後どうしたらいいのかというのは、検討課題にはあるものの、資材費の高騰等はあるかもしれませんけれども、まずは現状の中で南幌町に進出をしていただく企業を探しているような、また積極的にPR活動の展開をしていきたいというふうに思っております。以上です。

佐藤委員 御説明ありがとうございます。今、いろんな自治体で民間で建築をされているところに、住宅支援とか補助金などを出しているところもあります。そういう部分で、先ほどいろんな形で内部の中で検討していただけるというお話ですので、ぜひとも、ここ賃貸住宅はこの工業団地の人ばかりではなくて、やはり昨日も一般質問で言っていましたけれども、町内で働いている若い人たち、単身者とかもたくさんいらっしゃいますので、やはりそういう人たちも期待するところだと思うんですよね。そういうところもありますので、ぜひ今後の計画なんですかとも、ぜひそのところはしっかり検討していただきたいなという要望で終わります。

石川委員長 ほかにありませんか。

細川委員 私のほうからは2点質問したいと思います。先ほどの家塚委員の質問と少し重なるところがあるかもしれないんですけども、まず1点目が予算資料の8ページ、予算書では50ページになるかと思います。生活路線等交通対策事業の関係なんですかとも、路線バスの利用について、通勤通学の方の町民のニーズ調査を本年実施する予定があるかどうかということがまず1点です。

それと2点目なんですかとも、予算資料の8ページ、予算書では51ページになるんですけども、姉妹町交流事業の中で、予算書51ページに姉妹町交流研修補助金の関係で60万円の予算がついていて、町内団体等が実施する姉妹町への研修費の一部を助成ということで書いてあるんですけども、こちらについては新年度予算について例えばもう事前に団体が決まっていて助成するものなのか、公募をかけてするものなのかということが1点質問です。それとあわせて、6年度現在までの実績がどうなっているか、わかれれば教えていただきたいと思います。

企画係長 まず1点目の、町民に対するニーズ調査の関係でございますけれども、先ほどの回答と重複するところがあるかと思いますが、町民へのニーズ調査につきましては、あいりーと関しましてはもちろんやっておりまして、路線バスにつきましては、令和6年の3月に策定しました南幌町地域公共交通計画策定の際

に、全町民を対象に令和5年広報9月号で全世帯への紙によるアンケート調査と、ウェブによるアンケート調査を実施しております。その際180件のアンケートの回収結果があったのと、また、その際に計画作成委託会社によります町内を走る路線バスへの乗り込み調査も実施しておりました。その結果については、公共交通計画に反映をしているところです。また、昨年の12月1日のジェイアールバス西幌線廃止の際には、先ほどもありましたけれども、職員による目視での調査をある程度の町内利用者の状況はここ2年間で把握していると担当では考えておりますで、現時点では全体的なニーズ調査を令和7年度に行う考えはありませんけども、今後も減便等が引き続き行われる際には、個別の例えば、高速バス乗り口での個別調査等は実施していかなければならないのかなというように考えております。

続きまして、2点目の姉妹町交流事業の関係です。まず公募するのか既に決まっているのかという部分につきましては、こちらは当初予算の段階ではまだ何も決まっておりません。それと令和6年度の実績といたしましては、JAなんばろの女性部8名が12月に3日間の日程で多良木町にありますJAくまに行っております。JAくまの上球磨支所と那須酒造を訪問し、視察を行っている状況です。その際、夜にはJAくま女性部との懇親会も開かれたと聞いております。交付金額につきましては、1人当たり2万円で、8名でしたので16万円を交付しております。また、逆に多良木町からの訪問で、昨年の10月には多良木町の町内にあります森田工務店という建設会社から8名が南幌町を訪問し、ビューローの視察を行っております。その際はまちづくり課と産業振興課で対応をしているところです。以上です。

細川委員 先ほどの生活路線の質問の関係ですけれども、実は議会のほうで、今議員としゃべり場というものをやっておりまして、その中で高校生の保護者の方から、朝の便の時間をもう少し早くできないかとか、そういう話が出てきて、話を聞いたところ、南幌町は高校の行ける場所の範囲が広いと、札幌の奥のほうに行こうと思ったら今のバス便ではつながって行けないので、親が野幌の南口とかに送らない限り通えないということで、そういったような話も出てきておりますので、バスの時間の調整とかそういったようなニーズの調査というのをもししていただければ、住民の方もよろしいんじゃないかと思うんです。バス事業者のほうも、減便とかそういう意味ではなくて、時間帯をずらすということのニーズであれば、もしかしたら対応してもらえるのかなという期待も込めてているのと、住民から言われているのが、もしどうしても路線バスできない場合、町のほうで何とかそういうことを手だてしてもらえないだろうかという要望も出ておりました。ちょっとなかなか難しい問題なんですけれども、そういったような町民からのニーズがあるので、バスの時刻の関係とかも細かいところを、乗り込んでの調査だとその人たちは乗っていませんので、乗っていない人の調査もしていただきたいなと思っております。

それから2点目の、姉妹町交流事業の関係だったんですけども、今のところ6年度の実績はJA女性部の1件なんでしょうか。私のほうで公募とかしていたのを見逃していたかもしれないんですけども、もう少しPRしてたくさんの方に行つていただければいいかなと思います。これは回答はいりません。

まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当） 路線バスの時間調整の関係でございますけれども、減便の要請がある都度、バス会社と担当のほうではまずこういった時間帯でどうでしょうかということでお伺いいたします。バス会社におきましては時間が示されるんですけれども、当然町といたしましても早朝の便ですか、影響がある場合はその都度要請いたします。これを10分、15分早められないか、遅くできないかという要望はいたしますけれども、現状は、いわゆる休息時間の確保、労基法の関係があります。バス会社といたしましても、人員不足は我々が認識するよりも非常に厳しい状況です。そういう意味で、この便を継いで札幌の便につなぐですか、そういう意味で当番といいますか、組み合わせによって札幌圏でバスを組んでおりますので、南幌町で10分、15分遅らせてしまふと札幌圏に影響いたしますと、そこで全体の便に影響があると。少ない乗務員の中、また9時間以上のインターバルを空けなければならないというところで全体でやりくりしておりますので、そういう意味で南幌町のことを配慮していただいて時間調整を都度いただいているという状況でございますので、現実的に時間調整というのまずは不可能という考え方であります。ただ、細川委員おっしゃるとおりといった町民の声は担当としても当然重要であると考えておりますので、何かの時点ではといったニーズ把握というのは当然必要かなと考えております。現状といたしましてはそういう意味でございます。

細川委員 回答ありがとうございます。今のお話でかなり厳しいということはよくわかりました。それで、保護者の方からもし早い便を希望する人がたくさんいるようでしたら、ぜひ町のほうで動かすような交通を検討してもらえないかという要望もありましたので、一応お知らせして終わりたいと思います。以上です。

石川委員長 とりあえず要望ということで収めてください。まだ質問あるかと思いますけれども、1時間以上経過しましたのでここで1回休憩いたします。10分間休憩して、55分から再開いたします。

(午前10時47分)

(午前10時55分)

石川委員長 それでは会議を再開いたします。引き続き、総務費について審議を行います。いかがでしょうか。

湯本委員 ページ数でいうと42ページと43ページになるのですが、一つは南幌町の例規類集データベース年間更新料で300万いくらという形で出ているのですが、少しイメージとして湧かないんです。多額な予算といいますか、その中でこの例規集のデータベース化がどういうものなのか、中身を知りたいと思います。

それから、電子自治体プラットフォーム構想整備、これもどういったものなのかということを一つと、このプラットフォーム化の中には、例えばその個人データみたいなものも含まれて関連するのか、その取り扱いなどがあれば、教えていただきたいと思います。この2点です。

総務係長 1点目の南幌町例規類集データベース年間更新についてお答えいたします。例規類集データベースは、業者が提供しているサービスで、本町の条例・規則などの例規を管理しているシステムです。機能としては、例規の編集作業ですと

か、改正沿革の確認、現行と過去の時点比較、全国の自治体の例規集の検索などができるシステムになっております。業者と長期継続契約締結をしておりまして、その内訳としては、年4回の改正例規のシステム更新委託作業が主なもので、そのほかに法令の改正情報の提供、例規整備支援といったサービスも含まれております。差額というお話が出ましたが、これは3年間の長期継続契約を締結しております、4年度から6年度の契約が終わって、今度令和7年度からの3年間の契約となっておりまして、そちらのほうで若干サービスの精査をさせてもらっています。それで差額が出ている状態です。以上です。

デジタル推進係長 続きまして、北海道電子自治体プラットフォーム構想整備について回答いたします。電子自治体という言葉については、情報通信技術、ＩＣＴを行政のあらゆる分野に活用し、住民の利便性の向上ですとか、行政事務の効率化を図っていくという考え方になります。そして、その電子自治体を北海道全体で推進していくための基盤プラットフォームとして、道内全ての自治体が参加する北海道電子自治体共同運営協議会が平成16年に発足していることに加えて、同じ時期に事業者目線で電子自治体を推進していく株式会社HARPが設立されておりまして、両者が協力して電子自治体を推進していくという考え方が、北海道電子自治体プラットフォーム構想となっております。文言は構想整備となっているんですけども、実態としましては、既に推進、運用が始まっているものとなっております。具体的な中身につきましては、現在、南幌町が参加して取組させていただいているものの一つとして、北海道自治体情報セキュリティクラウドというものがありまして、自治体のインターネットの送信、受信する際に、北海道セキュリティクラウドで管理するサーバーを全て通して、一つの窓口として通して通信を行うことで、セキュリティの対策ですか、監視を行っているものになります。いわゆる質問の中であった個人情報ですか、そういう取扱いは特にありません。以上です。

湯本委員 わかりました。以上でよろしいです。

石川委員長 ほかにありませんか。

加藤委員 財産管理費、予算書45ページです。公共施設のLED化についてなんですか、国会の令和7年度予算審議後、蛍光灯の使用は令和9年に禁止する旨の閣議決定がされたんですけれども、本町であと2年間、公共施設のLED化というのは全て計画的に終えるようになっているのか、お伺いしたいと思います。

財務係長 令和7年度予算で、公共施設のLED化は南幌小学校、夕張太ふれあい館、それと改善センターの3か所行います。現在町が直接管理している公共施設でLED化になっていない所は、消防庁舎と給食センターになります。給食センターについては、令和9年度に大規模改修を予定していまして、その中でLED化の更新をする予定となっています。消防庁舎についても、具体的にいつということは定めてはおりませんが、2、3年以内にはLEDに更新する方向で現在協議を進めているところです。以上です。

加藤委員 御回答ありがとうございました。消防庁舎と給食センターが計画の中にはあるということで理解しました。それで、直接南幌町が関わっていないところ

ではあるんですけども、コミュニティセンターですとか集落センターなどの施設等のLED化については、どのように周知していくのか、また、取り替え費用の助成ですとか、そういうものが措置されているのかも伺います。

財務係長 今、指定管理者が管理している公共施設、コミュニティセンター、三重レークハウス、それと晩翠集落センターといったものがありますが、そちらにつきましては一部LED化されているコミュニティセンターもありますが、ほとんどは今LED化にはなっておりません。LED化の改修に関わらず施設の改修を行う場合、LED改修も含めてなのですが、指定管理者との基本協定の中で、金額にもよるのですが少額の場合は指定管理者が負担して改修、一定程度の金額を超えると町と指定管理者で半分ずつ、かなりの費用負担が発生するとその超えた分は町が負担するといったような、施設によって違うので一概ではないのですが、そういう基本協定となっています。ですので、少なからずLED化する場合、指定管理者の費用負担が発生するものですから、今後指定管理者と協議をして、どのように進めていくかを決めなければいけないと思います。一気に全部やるのか、少しづつLEDにしていくのか、それとも、一応2029年に蛍光灯の製造が中止されますが、電気としてはそのまま使えますので、ぎりぎりまで引っ張って改修していくのかは、今後指定管理者と協議をしていかなければいけないと考えております。以上です。

加藤委員 規模などもあるということで、理解しました。使用頻度の高い所から優先的にLEDに交換していくことが、やはり消費電力の違いもありますし、その差額で結構な金額になっていくと思うので、計画的にLED化を進めていってほしいという要望で終わります。

石川委員長 ほかにございませんか。

西股委員 私のほうから2点質問させていただきます。1点目が、庁舎管理事業のヒートポンプです。この効果はあらわれてきているのかなというところで、前年に比べると光熱水費が約200万円くらい落ちているんですけども、これはやはりそのようなものがあらわれているのかなという部分について教えていただきたいと思います。

それと、50ページの生活路線交通オンデマンドの関係で、車両運行に係る経費ということですが、これは現在燃料代が上がってきてているんですけども、大体去年と同じような燃料費のベースなのですが、これで間に合うのかなというのがあるのですが、その辺の考え方とあわせて、今あいる一との車両自体もキロ数が約9万キロくらいで、利用者数も増えてきているのでどんどん距離が伸びてくるということになると、車両の維持も車検が毎年ですからそういうのでかなりの負担が増えてくるのかなというふうに思いますが、その辺の考え方をお聞かせ願えればと思います。

総務係長 1点目の、ヒートポンプの効果の質問についてお答えいたします。令和2年度に設置した地中熱ヒートポンプシステムの、再生可能エネルギーシステム導入の効果について、最新のもので令和5年度実績しかまだないんですけども、二酸化炭素の排出量については、導入前の従来方式算定で、73トンCO₂、導入

後の実績で年間24.5トンCO₂となっており、割合で66.5%ほどの削減となっております。令和7年度予算の電気料についてですが、令和2年度に完成をして、令和3年度から電気による冷暖房利用を開始しております。使用する電力量は導入後の令和3年度から大きな変動はありませんが、燃料費の調整額変動や、1キロワット当たりの単価の増などに伴って、決算額は令和2年度から令和5年度まで年々増加をしていたところです。令和6年度予算では、前年度までの増加傾向を見込んで予算計上しておりましたが、令和6年度の決算見込額が前年度とほぼ横並びで、当初予測していたよりも執行残が増加する見込みとなつたため、令和7年度予算については増加傾向を見込むことなく、前年度の決算額と決算見込額などをもとに予算計上しております。そのため、光熱費全体として令和6年度の予算額と比較すると、令和7年度の予算は減額での計上となっております。以上です。

企画係長 2点目の、あいるーとの運行経費について説明させていただきます。令和7年度の当初予算ベースで、委託会社への運行委託費として年間1,500万円ほどかかっております。それ以外に、燃料費、ガソリン代で150万円、S A V Sのシステム使用料で130万円、ほかにタイヤ代などの消耗品費、自賠責保険料などが100万円ほどで運行経費全体で年間1,980万円ほどとなっております。そこから収入部分といたしまして、運賃収入で年間200万円ほど、フィーダー系の国庫補助金として320万円、収入合計が530万円となっており、差し引き1,500万円ほどが営業損益、いわゆる赤字で、こちらの部分を一般財源で賄っているところでございます。こちらにつきましては、全額ふるさと応援基金により繰り入れしている状況となっております。また、燃料代につきましては、本年度も現時点では足りる予定となっておりますので、次年度もそのような考えでいるのと、車両のキロ数につきましては、年間3万キロほど走る車両となっております。通常ハイエースにおきましては、20万キロだったり10年乗れるというのが通説となっておりまして、それでいくと3年で10万キロなので、6年ほどで20万キロを達する予定となっておりますので、10年使う前に車両の更新についてもそろそろ考える必要があるのかなというように担当では考えております。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

ないようでしたら次に移ります。

次に総務費、職員給与費から給与費明細書の説明、あわせて関連6議案がありますので説明をお願いいたします。

総務課長 それでは職員給与費の説明を行います。予算書58ページ上段から次ページにかけましてごらん願います。9目職員給与費、本年度予算額8億1,319万円。職員給与費として、町長、副町長、教育長、一般職、暫定再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員、あわせて102名分の給料、各種手当、共済費を計上しています。なお、本年度の新規採用予定者は3名となります。

予算書143ページをごらんください。143ページにつきましては、給与費明細書でございます。1特別職です。本年度、長等が3人、議員11人、その他の特別職362人で、合計376人分の報酬や給料、共済費など、総額1億1,855万1,000円を計上しています。

次に、144ページ、2一般職です。(1) 総括です。本年度の職員数については、一般職の常勤職員とフルタイム会計年度任用職員の数となります。本年度は前年度から1人増の97人です。括弧内の33人は暫定再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を示しており、前年度より2人の増です。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員の総額となり、8億2,684万4,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に、145ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員です。この表は、一般職の常勤職員についての表となります。本年度の職員数は前年度から1人増の96人です。括弧内の2人は暫定再任用職員を示しており、5人の減となります。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員及び暫定再任用職員の総額となり、7億5,973万2,000円です。下段、職員手当の内訳につきましては省略させていただきます。

次に、146ページ、イ、会計年度任用職員です。本年度の職員数はフルタイム会計年度任用職員が1人、括弧内の31人はパートタイム会計年度任用職員の数となります。なお、給与費、共済費については、会計年度任用職員の総額となり、6,711万2,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に、147ページ、(2) 給料及び職員手当の増減額の明細です。給料については223万9,000円の増額で、その事由につきましては、給与改定、昇給及び昇格の影響によるものです。

次に、148ページ、職員手当は1,268万8,000円の増額で、期末勤勉手当の制度改正等の影響による増が主な要因です。149ページから152ページにかけましては、職員1人当たり給与、初任給、級別職員数、級別の基準となる職務、昇給などについて、それぞれ前年度と比較して記載しておりますので、後ほど参考にごらん願います。

次に、153ページ、オ、期末手当・勤勉手当につきましては、支給率は、国の制度に準拠し、前年度との比較で、年間0.1か月分引き上げています。

カ、定年退職及び応募認定退職に係る退職手当は、勤続年数毎の支給率で、全て国に準拠しています。なお、早期退職に伴う加算率につきましても国に準拠しています。

キ、特殊勤務手当、ク、その他の手当については、参考としてごらん願います。

続きまして、関連議案であります議案第7号から議案第12号の説明を行いますので、議案書をごらん願います。

初めに、議案第7号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正により、国家公務員に対する旅費の計算等に係る規定が改正されたことに伴い、本町においても職員の旅費に関する条例を改定することに鑑み、議会議員の費用弁償について、所要の改正を行うものでございます。それでは、別途配布しております議案第7号資料 新旧対照表をごらんください

い。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

費用弁償、第4条第1項中、別表に定めるを削除し、同条第2項を前項に規定する旅費の支給は、職員等の旅費に関する条例第1条に規定する職員及び職員以外の者の例によるに改め、同条第3項を削除し、あわせまして、次ページ、第4条関係の別表を削除するものです。

最後に附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

続きまして、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、職員等の旅費の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

条例の構成については、第1条から第29条までの構成となります。

第1条は、条例制定の目的です。

第2条は、用語の意義として、この条例で使用する用語の規定です。次ページにまいります。

第3条は、旅費の支給に関する規定で、次ページにかけまして、職員が出張し、又は赴任した場合や職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職となった場合、職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合における旅費の支給について規定するものでございます。

第4条は、旅行命令等についての規定です。

第5条は、次ページにかけまして、旅行命令等に従わない旅行として、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならないことなどを規定するものでございます。

第6条は、旅費の種類に関する規定です。

第7条は、旅費の計算に関する規定で、旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することなどを規定しています。

第8条は、次ページにかけまして、旅費の請求手続きに関する規定です。

第9条から第20条までは旅費の内容を規定するもので、第9条は鉄道賃、次ページ、第10条は船賃、次ページ、第11条は航空賃について、実費支給とすることを規定するものです。

第12条は、その他交通費として、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する場合の移動に要する費用について、路線バスやタクシーなどの運賃を実費支給とすること、また、公務について自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円を支給するなどを規定しています。次ページにまいります。

第13条は、旅行中の宿泊に要する費用の規定で、これまで定額支給であったものを地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、別表第1に規定する宿泊費基準額を上限として実費支給とする規定です。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とするものです。

別表第1に規定する宿泊費基準額の主なものとしましては、北海道内が13,000円、東京都が19,000円、大阪府が13,000円、熊本県が14,000円などとなっております。

第14条は、包括宿泊費として、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用、いわゆる旅行代理店等のパック料金の規定で、その額は、当該移動に係る条例第9条から第13条までの規定による、合計額を実費支給とするものです。

第15条は、現行の日当を廃止し、新たに宿泊手当として、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として規定するもので、その額は、通常要する費用の額を勘案して、別表第2で定める1夜当たり2,400円の定額とするものです。

第16条は、赴任に伴う転居に要する費用として、現行は移転料として定額支給であったものを、転居費として、引越し代金等を実費支給とするものです。

第17条は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、現行は着後手当として定額支給であったものを、着後滞在費として5夜分を限度とし、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給するものです。

第18条は、次ページにかけまして、家族移転費に係る費用の算定等に関する規定です。

第19条は、渡航雑費の規定で、外国旅行に要する雑費の規定です。

第20条は、死亡手当について規定するものです。

第21条から、次ページ第27及び次ページ第28条は、雑則として規定するもので、退職者や遺族等の旅費、旅費の支給額の上限や旅費の調整、旅費の返納などについて規定しています。

第29条につきましては、規則への委任規定です。

附則として、第1項は、施行期日の規定で、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

経過措置として、第2項は、改正後の新条例は、この条例の施行日以後の出張等について適用し、施行日前の旧条例による出張等については、従前の例によることなどを規定するものです。

第3項は、新条例第3条第2項の規定について、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例によるものとする規定です。

第4項は、新条例第3条第5項及び第6項の規定の経過措置を規定するものです。

第5項は、新条例第27条の適用規定です。次ページにまいります。

第6項は、南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、第7項は、南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、第8項は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、それぞれ職員等の旅費に関する新条例を引用するために改正するものでございます。

別表第1は、宿泊費基準額として、次ページにかけまして、1項では日本国内に

について、次ページ2項では外国について、それぞれ規定をするものでございます。

別表第2では、日本国内と外国の宿泊手当の額について、別表第3では第20条関係の死亡手当の額について、それぞれ規定をするものでございます。以上で、議案第8号の説明を終わります。

次に、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、令和6年12月に設置した南幌町特別職報酬等審議会の答申に鑑み、非常勤特別職職員の月報酬の額並びに、あわせて日報酬の額について改定を行うものです。

それでは、別途配布しております、議案第9号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

別表中の報酬額について、第1項、教育委員会、職務代理者の月額を48,000円に、委員の月額を46,000円に、第2項、農業委員会、会長の月額を61,000円に、会長職務代理の月額を48,000円に、委員の月額を46,000円に、第3項、監査委員、識見を有する者の月額を65,000円に、議会選出者の月額を51,000円に、第4項、次ページにかけまして、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、情報公開・個人情報保護審査会委員長の日額を8,400円、半日額を4,200円に、委員の日額を7,300円、半日額を3,700円に、第5項、国民健康保険運営協議会、スポーツ推進委員会、社会教育審議会委員長の日額を8,100円、半日額を4,100円に、委員の日額を7,200円、半日額を3,600円に、第6項、専門委員会及び第7項、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他の法律に基づいて設置された構成員で本表中、他の各項に該当しないものの日額を7,100円、半日額を3,600円にそれぞれ改めるものでございます。次ページにまいります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上で、議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、令和6年12月に設置した南幌町特別職報酬等審議会の答申に鑑み、常勤特別職の給与月額について改定を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第10号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第2条第1項中、給与月額について、町長754,000円を792,000円に、副町長623,000円を655,000円に、教育長571,000円を600,000円に、それぞれ改めるものでございます。

次に、第2項については、町長等が受ける諸手当から、住居手当を削除するものでございます。

最後に、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上で、議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。初めに改正の概要について申し上げます。今回の改正は、令和6年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立されたことを受け、職員の俸給表や通勤手当、扶養手当の額、再任用職員の手当等の改定を行うもので、令和7年4月1日からの施行分として、第1条は、俸給表や通勤手当、扶養手当の額の改正について、第2条は、再任用職員に支給する手当等の改正について、2つの条立てにより改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第11号資料新旧対照表をごらん願います。

最初に、第1条による、職員の給与に関する条例の一部改正について説明を行います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

扶養手当、第9条は、配偶者が支給対象外となること、満22歳までの扶養親族たる子の支給額について、現行10,000円を13,000円に改めるものでございます。なお、配偶者及び扶養親族たる子の支給額については、令和7年度から2か年にわたり段階的に支給額を変更することとし、配偶者については、現行6,500円を令和7年度は3,000円、令和8年度に廃止とし、扶養親族たる子については、現行10,000円を令和7年度に11,500円、令和8年度に13,000円とすることを、改正附則で規定をしています。

第10条は、次ページにかけまして、扶養手当の支給について、新たに支給要件を具備した場合の支給開始と終了の月、また、変更すべき事実が生じた場合の支給額の改定について規定するものです。

次に、第10条の4は、4ページにかけまして、通勤手当について、支給限度額を電車等の特別料金等の額を含めて、1か月当たり現行55,000円を150,000円に改めるものでございます。次ページにまいります。

第15条の2は、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について、支給対象時間を、現行、午前0時から午前5時までの間としていたものを、午後10時から翌日の午前5時までの間に改めるものでございます。

次に、第20条は、手当の支給適用除外の対象としていた、定年前再任用短時間勤務職員と育児休業取得職員について、育児休業取得職員を対象から除くこと、また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、住居手当の支給対象とするものです。

次に、以降の別表につきましては、第5条関係の給料表を改正するものです。

別表第1、5ページから9ページの中段にかけましては、行政職給料表（一）です。

次に、9ページ中段から13ページ中段にかけましては、別表第4、医療職給料表（二）で、町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表です。

次に、13ページ中段から19ページにかけましては、別表第5、医療職給料表（三）で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。各給料表において、職務や職責に応じた給与上昇や民間人材等の待遇を確保する観点か

ら、3級から最高級までの初号の俸給月額の引上げ等を行うものでございます。続きまして、20ページをごらん願います。

第2条による改正、令和4年12月14日条例第23号の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明申し上げます。次ページにかけまして、第3条第1項及び第6項は、引用する法律の条項の改正に伴うものでございます。

第7項は住居手当について、暫定再任用職員を支給対象とするため、改正するものであります。次ページにまいります。

改正附則として、施行期日等、第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2項は、号給の切替えについて規定するものです。

第3項は、切替日前の異動者の号給の調整について、権衡を図る上で、必要と認められる限度において、調整を行うことができるとする規定です。

第4項は、第9条の扶養手当で説明した、令和8年度までの段階的に支給額を変更することを規定するものです。

第5項については、規則への委任規定です。次ページにまいります。

附則第2項関係の附則別表、号給の切替表として、26ページ下段にかけまして、行政職給料表（一）、26ページ下段から30ページ中段にかけましては、医療職給料表（二）、30ページ中段から34ページにかけましては医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給の切替表となります。以上で、議案第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号 職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、令和6年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立されたことを受け、令和7年4月1日からの施行分として、第1条では、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対する寒冷地手当の規定の整備について、第2条では、再任用職員に支給する手当の改正について、2つの条立てにより改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第12号資料 新旧対照表をごらん願います。最初に、第1条による、職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第1条第1項に定年前再任用短時間勤務職員を加えるものでございます。次ページにまいります。

次に、第2条による改正、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

附則、第2項、暫定再任用短時間勤務職員に対する寒冷地手当の支給については、定年前再任用短時間勤務職員と同様に支給することを規定するものでございます。

最後に、改正附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上

で、議案第12号の説明を終わります

石川委員長 それでは説明が終わりました。これにつきまして、何か御質問ございませんでしょうか。今、職員給与費までですから、その次は諸費からという形になります。

熊木委員 58ページの、会計年度任用職員の任用のことについて伺います。国が今まで連続2回までとする旨を示していたんですけども、昨年国がこの規定を見直したといわれています。それで道内の自治体でも任用回数の上限を廃止するという動きがあるんですけども、本町ではその辺をどのように対応するのか1点伺います。

総務係長 御質問の件にお答えいたします。任用回数について、令和5年の12月に人事院規則の改正がありまして、総務省通知により会計年度任用職員の公募によらない任用の更新回数について2回となっておりましたが、回数制限がなくなりました。これを受けまして、本町におきましても会計年度任用職員の任用規則で2回としていた更新回数の規定を、令和7年4月から回数制限をなくします。任用方法については市町村で定められていることから、町によって違いがあります。現在まで、本町の会計年度任用職員の任用については、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始され、開始初年度は公募し面接後に採用をしております。採用後3年ごとに公募していますが、この3年間のうち2年間は公募せずに、前年度の人事評価の結果をもとに任用更新ができるという制度設計であったものを、今回更新回数の制限をなくすものです。今回の更新回数の制限はなくなりますが、本町としては採用の公平性の観点から、今後も3年ごとに公募し、採用することとしております。以上です。

熊木委員 今の説明を注意深く聞いていましたけれども、3年ごとに応募というか、そういう形でやっていくということですね。では、暫定任用職員の場合の扱いというのはどうなるのか、それを1点伺いたいと思います。

総務課長 それは会計年度任用職員のほかに暫定再任用職員のことですよね。

総務課長補佐（総務・広報防災担当） 暫定任用職員については、町でいいますと2名の方が対象になっています。その方が65歳になると、もう定年といいますか、任務終了となりますので、それ以降はもう定年延長の一般の職員がいるというような状況になりますので、今いる暫定再任用職員の2名が、最後の暫定再任用という形になります。それを毎年1年で更新というような形になります。

熊木委員 国がその2年でという縛りを取ったということや、やはり今職員の働く状況が、退職後もということで、定年延長で伸びているということもあって、すごく良いことだと思います。任用職員が増えることによって、やはり地方自治体としても、町としても、町民の利益に有するというか、そういう形にどんどん寄与してほしいなと思いますので、答弁はいりません。

石川委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

それでは引き続き、総務費の諸費から監査委員費につきまして、同時審査としまして、ふれあい館管理費の説明についてもあわせてお願いたします。

総務課長 それでは、予算書の59ページになります。10目諸費、本年度予算

額584万9,000円。説明欄、防犯対策推進事業として252万1,000円。ここでは、18節負担金補助及び交付金で街路灯等補助金などを計上しています。

次に、行政区長活動経費として222万5,000円。行政区長、町内会長への報酬及び費用弁償を計上しています。

次に、総合賠償補償経費として55万円。人口を基に算出する全国町村会総合賠償補償保険料を計上しています。

次ページにかけまして、諸経費として55万3,000円。各種団体等への負担金、諸会議負担金を計上しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、60ページ中段をごらんください。11目総合計画費、本年度予算額546万7,000円。説明欄、総合計画策定事業では、新規事業としまして、令和9年度を初年度とする第7期総合計画の策定作業を進めるため、審議会開催に係る経費、町民・企業アンケート調査や町民ワークショップ企画運営、基本構想策定に係る総合計画策定支援委託料の経費として、536万6,000円を計上しています。

次に、行政評価システム事業では、行政評価委員会の開催経費として、委員8名に係る報酬10万1,000円を計上しています。以上です。

税務課長 61ページをごらんください。2項1目税務総務費、本年度予算額2万6,000円。説明欄、税務総務経費では、固定資産評価審査委員会の開催に要する経費として、委員3名に係る報酬及び費用弁償を計上しています。

2目賦課徴収費、本年度予算額1,567万9,000円。説明欄、町税等徴収業務事業では、徴収業務に係る経費として12万5,000円を計上しています。

次に、租税教育事業では、子どもたちが税の知識や役割を正しく学ぶ機会として、小学6年生及び中学3年生を対象とした租税教室、小学5年生を対象とした標語コンクールの実施に要する経費として2万6,000円を計上しています。

次に、賦課徴収経費では、町税の賦課徴収業務全般に係る経費として、1,552万8,000円を計上しています。次ページへまいります。

12節委託料で、標準宅地鑑定評価業務に202万4,000円、基幹系システム改修に279万4,000円を計上しています。22節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金300万円、基幹系システム譲渡事業償還金217万8,000円を計上しています。以上です。

住民課長 次に、63ページ中段をごらんください。3項1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,609万9,000円。説明欄、戸籍住民経費では、次ページにかけまして、戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード関連事務などに係る経費を計上しています。前年度対比、減額の主な理由は、令和6年度に更新しました住民基本台帳ネットワークシステム更新業務委託料の減によるものです。以上です。

総務課長 次に、64ページ下段、4項1目選挙管理委員会費、本年度予算額27万6,000円。説明欄、選挙管理委員会運営経費として、次ページにかけまして、委員4名分の報酬・費用弁償及び任期中1回の委員研修に係る費用を計上して

います。

次に、2目参議院議員選挙費、本年度予算額890万3,000円。説明欄、参議院議員選挙事業として、次ページにかけまして、本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙に係る一連の経費を計上しています。

次に、町長選挙費については、皆減です。以上です。

まちづくり課長 続きまして、66ページ下段をごらんください。5項1目統計調査費、本年度予算額490万5,000円。説明欄、統計調査経費では、次ページにかけまして、定期的に実施する5つの法定受託統計調査に係る経費を計上しており、本年度は5年に1度の国勢調査の本調査が行われるため、予算額は前年度対比386万1,000円の増額となっております。なお、それぞれの統計調査に係る経費は道から委託金として受けるものです。以上です。

議会事務局長 6項1目監査委員費、本年度予算額161万1,000円。前年と比較して37万円の増となっております。事業名、監査委員運営経費では、監査委員及びその業務に係る経費を計上しております。増額の内容は、委員特別旅費で任期中1回の全国研修参加経費2名分を計上したことによるものです。以上です。

総務課長 続きまして、同時審査分の説明を行います。予算書は99ページになります。5款1項5目ふれあい館管理費、本年度予算額2,333万2,000円。説明欄、ふれあい館管理経費として、次ページにかけまして、夕張太ふれあい館の燃料費、光熱水費、管理清掃業務2名分に係る委託経費をはじめ、管理運営に必要な経費を計上しています。前年度との主な相違ですが、14節工事請負費で、施設照明のLED化工事に伴い増額となっています。以上です。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

熊木委員 66ページの、選挙管理委員会のポスターの掲示場の関係で伺います。ポスターの掲示場の見直しとか、そういうのはあるのかどうか。それから、近年投票率が低下しているんですけども、それに対して投票率の向上について何か選挙管理委員会では検討されているのか伺います。

それからもう1点なんですかけれども、先ほどふれあい館の照明の設備改修工事ということで出されていました。それで、ふれあい館については以前議会報告懇談会の中で、ふれあい館の外装とかが建てられてから一度も工事がされていないという意見が出されていたんですけども、その辺は照明だけではなくて、そういう計画があるのかどうか。その2点伺います。

総務係長 1点目の、ポスター掲示場の見直し、投票率向上の検討についてお答えいたします。ポスター掲示場については、投票区ごとに公選法施行令の基準に基づいて、投票区ごとに選挙人名簿登録者数の面積に応じて投票区ごとに算出をし、その数に準じて設置をしているところです。第1投票区の中でも、現在東町・美園の人口が増加しておりますが、選挙人名簿登録者数をみると、依然として西町・緑町・北町が多い状況となっております。選挙管理委員会内において移設等も検討・協議いたしましたが、人口・交通量を考慮して、現状のままの箇所で進めることで、令和6年度の協議は終了しておりますが、引き続き地域における人口や交通

等の事情を考慮し、選挙管理委員会において投票区内設置場所について、見直しを含め検討していきたいと考えております。投票率の向上については、町民の関心を高め、参加意欲を喚起することが重要と考えております。東町・美園に子育て世帯が増加していることを受けまして、前回選挙では選挙公報を一般的に新聞への折り込みをしておりましたが、現在、若い世代では新聞を取られていない世帯も多いというように聞いておりますので、選挙公報のほうに東町と美園地区のみ啓発チラシを同封したり、全体としては町内放送の回数と、町公式LINEの配信回数を増やすといった啓発の取組を行っております。また、前回選挙から全投票所に名簿対照システムというものを導入しております。今まで集計ができなかった年齢別・行政区別の投票状況を把握することができるようになりましたので、こちらの結果を分析しながら投票率の向上に向けた対策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

財務係長 2点目の、ふれあい館の改修について御説明いたします。ふれあい館につきましては平成6年に建築して、そして平成20年度に一度屋上防水と外壁の改修を行っております。そして現在、外壁の色も少し変わってきてはいるのですが、建築士に確認したところ、建物の機能としてはそれほど老朽していないということで、早急な大規模改修は現時点では必要ないという回答をいただいております。そのため、現時点では5年程度はまだもつであろうということなので、大規模改修は予定しておりませんが、5年経過後くらいにまた状況を確認しながら、状況に応じて大規模改修を検討していきたいと考えております。

熊木委員 2点目の、ふれあい館のことについては理解しました。

それから、選挙の投票率の向上なんですけども、昨日も同僚議員から主権者教育ということで一般質問もあったんですけども、広報や防災無線などの周知のほかに何か方策がないのかということを委員会でも話はしているんですけども、他自治体では近年投票の車を走らせたりしている所もあって、例えばですが、あいりとにそういう投票ボックスを載せるとか、何かいろいろ工夫した取組がされていると思うんですよね。それでやはり投票率を引き上げるということは大事なことなので、何かその抜本的な改革というか、その辺のところを引き続き議論してほしいなと思いますので、要望します。参議院選挙も7月にあるんですけども、何かその手立てを打たないといけないのではないかと思うので、それは強く要望したいと思います。何かさらに考えていることがあれば伺います。

総務課長補佐（総務・広報防災担当） 今、熊木委員がおっしゃったとおり、抜本的な改革とまでいくかはわからないのですが、選管事務局として調べた中では、実は公用車を使った移動投票所については、面積が広い町に対する、投票所までの距離が遠い場合に効果があるという調査結果がございます。ただ、南幌町におきましては、幸い投票所までの移動距離が少ないとところもございますので、移動投票所をした場合でも抜本的な改革ということまでつながるかはわかりません。何人かの投票者は増えることは予想されますが、劇的な回復というところは、今後これから他市町村の先進事例を参考にしながら検討していきたいと思います。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員 1点だけ伺います。59ページの防犯対策推進事業なんですが、現在高齢者を巻き込む特殊詐欺が多発しているわけですけれども、先日も防災無線で流れておりました。それで、現状と今後の対策についてお聞かせ願います。

住民課長補佐（環境交通担当） 特殊詐欺の関係でございますけれども、まず本町の状況というところにつきましては、警察のほうで市町村それぞれ個別の件数については非公開ということになってございますので、町として個別の件数を把握してございません。ただ、御質問にもございました、昨日、一昨日と防災無線のほうでも注意喚起を行ってございますが、栗山警察署管内では昨年の11月にも起きてございますし、身近なところで発生をしているというのは間違いない状況ではございます。今後の対応ということでございますが、現在も行ってございますが、栗山警察署の南幌駐在所、また栗山地区防犯協会が発行しております広報紙によりまして情報提供、また、先ほど言いました何か事件が発生した場合に行う防災無線、町公式LINEによります注意喚起、また高齢者に対しましては老人会等の集まり等もございますので、そちらの中で詐欺等などの情報を提供することで、犯罪意識の向上に努めたいと思ってございます。また、栗山警察署や南幌町生活安全推進協議会と連携をして、過去にもありますけれども、電話や玄関のドアなどに貼ることのできる防犯ステッカーの作成を現在検討してございますので、そちらのほうでまず啓発をしていきたいというように思ってございます。以上です。

佐藤委員 ステッカーなどを考えていただいているということで、少し安心いたしました。ただ、被害に遭われた方は皆さん自分だけは大丈夫と思ったとか、また、中には被害届も出さない方もいらっしゃるようで、これまで以上にやはり啓発が必要だと思うんです。それで、行政区長会とか老人会、また地域担当職員の方たちの連携がこれまで以上に必要になってくると思いますので、ぜひそのところも声掛けしていただきたいと思いますので、要望で終わります。

石川委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

ないようでしたら、ただいまをもちまして総務費の審査を終了させていただきます。昼食の時間に入りますので、午後1時15分から15分遅れで次に移りますので、それまで休会といたします。

（午後 0時 2分）

（午後 1時15分）

石川委員長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは審査順序3番目、3款民生費について審議を行います。説明をよろしくお願いします。

保健福祉課長 予算書68ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、本年度予算額8,644万3,000円。社会福祉協議会運営補助事業では、福祉事業経費と事務局職員の人工費に対する一部補助金45万8,000円を計上しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人工費に対する一部補助金193万円を計上しています。

民生委員児童委員活動経費では、協議会委員23名分の活動支援補助金など186万7,000円を計上しています。

国民健康保険特別会計繰出金では、詳細については特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金として8,122万2,000円を計上しています。

避難行動要支援者避難支援事業では、管理システム保守及び地図データ使用に伴う費用19万円を計上しています。69ページにまいります。

社会福祉総務経費では、地域福祉計画策定に係る経費、行旅病死人に係る経費、社会福祉関係団体への負担金、戦没者追悼式の開催に対する経費77万6,000円を計上しています。次ページをごらんください。

2目障がい者福祉費、本年度予算額4億2,061万2,000円。地域生活支援事業では、障がいのある方への福祉サービスや相談事業、障がいのある方への理解促進を図るための啓発などの経費1,024万2,000円を計上しています。
71ページ中段をごらんください。

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方の外出支援を目的に、初乗り運賃の助成経費75万円を計上しています。

人工透析患者等通院交通費助成事業では、透析療法で町外へ通院される方と、北海道が定める特定疾患受給者証を受けて定期的に通院される方に対し、交通費の助成経費40万円を計上しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策として、こころの健康相談やこころの健康づくり講演会、命のふれあい交流事業等に係る経費30万7,000円を計上しています。

障がい者自立促進交通費助成事業では、福祉的就労や自立促進を目的に、障がい福祉サービス事業所へ通所される方への交通費一部負担47万円を計上しています。次ページをごらんください。

難聴児補聴器購入助成事業では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度の難聴がある児童の健全な発達を支援するために、補聴器購入費等を助成する経費、11万9,000円を計上しています。

障がい者福祉経費では、主に障がい者の就労支援や生活介護、補装具の支給などの自立支援給付事業及び相談支援事業などに係る経費4億832万4,000円を計上しています。73ページ下段をごらんください。

3目高齢者福祉費、本年度予算額1億5,891万2,000円。高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置事業、除雪サービス事業並びに屋根雪下ろし助成事業に係る経費と高齢者安否確認システム運用業務に係る経費1,866万7,000円を計上しています。

新たな高齢者安否確認システム運用事業では、75歳以上の一人暮らしの高齢者を対象に、見守り機器200台分の委託料及びシステム使用料を計上しています。次ページ中段をごらんください。

老人クラブ助成事業では、町内の17の単位老人クラブと老人クラブ連合会への補助金88万4,000円を計上しています。

介護保険特別会計繰出金は、詳細については特別会計予算で説明いたしますが、

一般会計からの繰出金1億3,397万6,000円を計上しています。

高齢者福祉経費では、主に養護老人ホーム入所経費など538万5,000円を計上しています。75ページをごらんください。

4目地域包括支援センター事業費、本年度予算額365万7,000円。地域包括支援センター事業では、介護予防サービス計画作成などの経費を計上しています。以上です。

住民課長 次に、75ページ中段をごらんください。

5目重度心身障がい者福祉費、本年度予算額2,047万8,000円。説明欄、重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療費の一部助成に係る経費を計上しています。道の補助率は2分の1で、実績を考慮して計上しています。

6目ひとり親家庭等福祉費、本年度予算額497万6,000円。説明欄、ひとり親家庭等医療費助成経費では、次ページにかけまして、ひとり親家庭等の父親、母親及び子どもの医療費の一部助成に要する経費を計上しています。道の補助率は2分の1で、実績を考慮して計上しています。

7目後期高齢者医療費、本年度予算額1億8,140万4,000円。説明欄、後期高齢者医療事業では、次ページにかけまして、本町が一般会計で負担すべき広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と広域連合への事務費負担金の後期高齢者医療特別会計への繰出金のほか、後期高齢者健診委託料及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師の人工費や消耗品費などを計上しています。以上です。

保健福祉課長 77ページ下段をごらんください。

2項1目児童福祉総務費、本年度予算額3億5,792万9,000円。学童保育事業では、放課後児童指導員5名分の報酬と事業運営に係る経費1,516万3,000円を計上しています。次ページ下段をごらんください。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などを支援する事業経費40万2,000円を計上しています。次ページをごらんください。

児童生徒等医療費助成事業では、小学生から高校生までの医療費全額助成の経費として2,155万6,000円を計上しています。

児童福祉総務経費では、子ども・子育て会議、すきやき隊活動事業、乳幼児等医療助成事業、障がい児支援給付事業などに係る経費1億1,718万9,000円を計上しています。80ページ中段をごらんください。

認定こども園等施設整備事業では、学校法人柏学園が2か年で学童保育を併設した幼保連携型認定こども園を建築整備するにあたり、町からの補助2億361万9,000円を計上しています。

2目児童措置費、本年度予算額1億5,351万9,000円。児童手当支給経費では、令和6年10月からの児童手当拡充に伴い、対象を高校生年代までとし、支給金額を月額3歳未満15,000円、3歳以上10,000円、また、第3子以降は30,000円の加算分を計上しております。81ページをごらんください。

3目保育所費、本年度予算額4億1, 823万3, 000円。保育所等運営補助事業では、いよいよ保育園と認定こども園みどり野幼稚園、町外の保育所・幼稚園等の施設給付や延長保育、一時預かり事業等の実施に対する補助金4億1, 298万3, 000円を計上しています。また、保育士等就労支援事業では、対象になる保育士23人分の補助金525万円を計上しています。81ページ下段から82ページをごらんください。

4目子育支援費、本年度予算額1, 161万1, 000円。地域子育て支援センター事業では、いよいよ保育園への事業委託費として773万円。子ども・子育て支援事業では、子育て短期支援事業や子育て世帯訪問支援事業、ファミリー・サポート・センター事業等の経費126万7, 000円を計上しています。

病児・病後児保育では、施設管理等に係る経費などとして261万4, 000円を計上しています。以上です。

石川委員長 以上で民生費の説明が終わりました。これより質疑を行います。

星委員 2点伺いたいんですけれども、予算資料11ページにあります保育所等運営補助事業についてです。令和5年9月にあった決算の時に、確かに待機児童はないという報告を受けているんですけれども、今年度もそういう状況であったのかということと、あとは7年度も転入者が増える見込みであることを踏まえると、児童も増えてくるのかなという心配もあるんですけれども、今の保育環境の状況では、増えていくことに保育園も幼稚園も対応できる状況なのかということを伺いたいと思います。

2点目なんですけれども、関連して保育士就労支援なんですけれども、これから児童も増えるということを見込んだ際に、十分な保育士が確保できる見込みがあるのかということで、関連してなんですけれども、この2点伺いたいと思います。

子育て支援係長 ただいまの星委員の質問にお答えいたします。R6の待機児童につきましては、年度当初は待機児童はございませんでした。ただ、年度途中の入所につきましては、転入の方が増えておりますのでどうしてもお待ちいただく方がおりまして、そちらは皆さんに御理解いただいてお待ちいただいているような形になります。R7の4月1日現在の待機児童でございますが、0、1、2は現在待機が出ているような状況にございます。ただ、人数に関しましては広域入所といいまして、他市町村のほうに入所できるかどうか調整を図っている方もいらっしゃいます。そちらが3月末くらいに確定しますので、それをもって4月1日の待機人数として報告差し上げたいと思っております。待機児童数に関しては以上になります。

次に、保育士就労支援の関係ですけれども、令和7年度の予算で、今課長の説明がありましたように、23名の保育士の就労支援を実施します。今回、町の保育士等就労支援事業及び南幌みどり野幼稚園での保育士確保対策の効果から、保育士確保は十分にされているものと認識しております。以上になります。

星委員 保育士確保の件は理解しました。待機児童のほうですが、7年度も、今待機児童がいる現状からまたさらに増えてくるのかなという懸念がされるんですけれども、町としては今説明があったような状況の対応のみというか、今後いろいろ検討していくとは思うんですけども、実際の対応としては、町外に行くような説

明をするとか、そのような形のみでいいのかどうかというのを再度確認なんですかね。

あともう1点は、やはり児童が増えていくと同時に保育士の人数も比例していくのかなと思うんですが、今現在十分確保できているということなんですが、保育園の状況も令和9年度新しくできるまではいっぱいの状況だと思うんですが、1点だけ、安全面に関してきちんと行政のほうで把握されて、管理運営していく体制はできているのか。人数が増えると事故やいろんなことが起きてくる可能性やリスクも上がってくると思いますので、そういう管理体制もしっかりと行っていただきたいので、対応していくことについてどのようにしてやっていくのか、対応体制は十分かというところで、2つお聞きしたいと思います。

子育て支援係長 まず7年4月の待機児童の御説明ですけれども、基本は南幌町に認定こども園を令和9年度に整備することで、受け皿の確保に努めておりますが、どうしても開設までの2か年につきましては、待機児童が発生する状況にあるかと思います。町内施設はもとより近隣市町村と連携を図りながら、1人でも多くの方に受け入れを行えるよう調整をしていく所存であります。また、待機児童対策に成果を出している他自治体の取組を参考にしまして、今後取り組めることには検討を進めてまいる所存でございます。

次に、安全対策の面でございますが、基本的には園のほうに安全管理をお願いしているところではありますが、何かあった時には必ず町のほうに一報を入れていただくようにしておりますので、その辺については町は把握しておりますし、随時何かあれば町としても対応していく体制は整っております。以上です。

石川委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 資料の68ページの、社会福祉協議会運営補助事業です。この補助事業の予算が令和5年も令和6年も同じ45万8,000円ということなんですが、今年度社協が中心となって、子ども食堂をされる予定と聞いております。町長の執行方針の中にも確かに子ども食堂ということが入っていたと思うんですけども、その中で子ども食堂の内容を教えてください。それと、この子ども食堂をされるということで、この45万8,000円という予算がこれで賄えるのかどうなのかというのを懸念しているんですけども、そのところも教えていただきたいと思います。

社会福祉協議会事務局長 ただいまの佐藤委員の質問にお答えします。社会福祉協議会の運営補助金ということで、2年間同額ということになっています。先ほど保健福祉課長の説明がありましたとおり、福祉団体の活動支援ということで、5つの団体に町からの補助金ということで交付を受けています。先ほど言わされました子ども食堂の件なんですが、子ども食堂の経費につきましては、社会福祉協議会の予算で計上しております。内容的に言いますと、令和5年度から一応子ども食堂についてボランティア団体と協議をして、視察を2回行っております。その中で、本年度12月に赤十字奉仕団が12月7日に子ども食堂ということで行っております。赤十字奉仕団と、その後年度に向けて協議をする機会がありまして、来年度についても1回行いたいということになりました。ただ、1回であればその

ほかはどうするかということなんですけれども、ボランティア団体はほかにもあります。その方と協議をした中で、子ども食堂の説明をしながら少し考えていきたいと思っております。やるかどうかはちょっとわかりませんけども、前向きに子ども食堂をやっていくということで、ボランティア団体にも声をかけながら令和7年度やっていく予定でございます。そのため、社会福祉協議会の予算で一応計上している次第でございます。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。子ども食堂をされるということで、本当によかったですなと思います。やはり南幌町に子ども食堂は必要かなという思いがありましたので、それはそれでよかったですけれども、ただ去年と同じ予算の中で、本当にこの予算でできるのかなというのがありますと、今の話ですといろんなボランティア団体に協力していただいてやりますということだったんですけども、ちょっと金額が金額ですごく不安になりました。それで、ボランティアなんですけれども、社会福祉協議会運営補助事業ということなので、あくまでも補助なので大きな予算はいただけないとは思うんですけども、ただ子ども食堂と一緒にやろうとしているその団体さんも、やはり経費が本当に大変で、その会費も今年から増やすという話になって、一生懸命活動もしているし自分たちも会費を増やすんだけれども、よく見たら町のほうからの補助金がもう10年以上も前からずっとそのままだという話を聞いて、それはちょっと冷たいんじゃないかなという思いがありました。今、社協も含めて多くのボランティア活動は南幌町にとって重要な役目を担っていると思うんですね。今後高齢化も進んで担い手が減少するということもありますので、ぜひ今後、社会福祉協議会の予算に対してもう少し町のほうも考えて、今も言つていただいていると思いますけれども、今ボランティア団体の人たちも一生懸命頑張っております。でもその中でやはりもう今の状態だと本当に人数が減ってきますし、そういう部分で予算のことをしっかり考えていただけるように、言っていただきたいなと思うんですけども、そのところはいかがでしょうか。

社会福祉協議会事務局長 町からの補助金ということで、そういう言葉をいただきましてありがとうございます。子ども食堂、みんなの食堂といいますと、基本的にはお金を大人が支えていくという形がメインなんですね。大人が負担して、子どもを無料にするというのが、僕らが視察に行った時にはそういう感じでやっている部分もあります。食材とかについてもそうですが、同じく社会福祉協議会でやっている所を視察すると、やはり地域からの農家さんとかから支援をいただいてもらっております。社協もそういう部分で農家さんにお願いしたり、はね品をいただいたりというのは最終目標で、何とかそれを活用した中で少ない経費で子ども食堂をやっていきたいということで考えておりますし、今企業の中でもフードバンクという形で、冷凍食品とかそういう部分でいただけるという所も、そういうふうに申請とかもしていこうかなと思っております。ですから、町のほうからの補助金をいただけるのはいいんですけども、まずは地域からそういう無償というんですかね。そういう部分を活用しながらやると、もう一つは、社協のほうでは共同募金会という組織の中で、そういう部分で支援してくれる助成金もあります。今年度も、実を申しますと冷蔵庫で補助金が40万ほどつきまして、そういう食料とか冷蔵庫

とかを買って、生活困窮者も含めながらやっている次第でございます。補助金の部分は町から10年間同じという形で言われるんですけれども、社協のほうではいろんなルートがあった中で、何とかもらえるようにしている次第でございます。もしそれができなくなれば、町のほうにお願いしたりしていきたいと考えておりますので、一応今年については町から補助金をもらわないでやっていくということで考えております。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

家塚委員 私のほうから1点質問させていただくのですが、予算書で73ページから74ページにかけて、資料のほうは10ページです。高齢者在宅支援事業の中で、高齢者安否確認システム運用業務が1月29日の全員協議会の時に新規事業ということで説明いただいたのですが、その時の説明では、事業費がちょっと聞き間違えしていれば申し訳ないのですが、234万でしたよね。そういうことで説明を受けたのですが、今回予算をみると886万6,000円で、この辺の差異がどんなことなのか、まず初めにこれから伺います。

高齢者包括係長 ただいまの質問について説明させていただきます。1月29日の全員協議会で、高齢者安否確認システムの運用の説明をさせていただきました。こちらにつきましては、見守り機器として、マゴコロボタンを導入するということでお話しさせていただきまして、こちらにつきましては当初75歳以上の独居高齢者に対し交付するということで、その当時は、現在町で実施しております緊急通報システムの対象者は除く形で考えておりまして、本町の独居高齢者数239人のうち、緊急通報システムを入れております76人を除いた163人のおよそ5割程度の人数ということで、80台のマゴコロボタンの導入ということで予算計上をさせていただいておりました。ただ、この後緊急通報システムとマゴコロボタンの性質が少し異なるということで、どちらかではなく併用する形で対象者の拡大を図って設置したほうがいいのではないかということがありまして、今回予算の計上を80台から200台という形で拡充しております。そのため、予算額が増額となっているところです。以上です。

家塚委員 繫通の方も設置をするという考え方で、75歳以上の全員というくくりですね。毎年その年齢に達した方が増えていくんだろうと思うのですが、毎年何台か設置をしていく格好に多分なってくるんだろうと思うのですが、1台設置するのにいくらぐらいかかるのか。それと、これは多分繫通と同様に無償貸与という形になるんだろうと思うのですが、それらの確認と、あわせてこういうシステムを入れるとどうしてもその更新時期が来ると。これはもう仕方がない話なんですが、この辺の更新時期は何年間で更新だということを導入の時にそういうことを聞いているのかわかりませんが、わかれば教えていただきたいと思います。以上です。

高齢者包括係長 ただいまの質問について説明させていただきます。まずマゴコロボタンの単価、予算の内訳についてなのですが、このくらいの大きさのボタンを導入する形になっておりまして、単価としては1台当たり3万7,300円、それと1台当たりの通信費が250円で、大体3万8,000円ぐらいです。それがまず機材の導入費となります。それにプラスしまして管理システムの利用料が1か月

当たり 1 万円かかるような形になっておりますので、導入件数が増えると費用が上がってくるような形になっております。

そしてこちらの更新についてですが、基本的にはクラウド上のシステムを利用する形になりますので、サーバーの更新だとそういった経費はかかる形になっております。ただ、機材のほう、各個別のお家に設置するマゴコロボタンの本体のほうは、故障した時に取り替えが必要になってくるのではないかと思います。メーカーのはっきりとした更新の時期というのは確認していないんですけど、アイテムとして大体 7 年くらいが耐用年数ではないかと考えております。以上です。

家塚委員 今説明を受けてある程度理解はしましたけど、基本的に毎朝設置している高齢者のところに案内をして、そしてそれを見て、見た方はボタンを押すというか、見ましたよという多分そういう双方のやりとりなのかなと思うのですが、200 件という言い方がいいのか、多分その中でも見られていない方も多分いたりするんだろうなと。それを例えば職員が手分けをしてその安否を確認するというのはかなりの業務になるのかなという気はするんですが、それに伴って通常の業務もある中で、果たしてという言い方はあれですけども、その辺で高齢者が慣れるまで、押し忘れも含めて想定していることがあれば教えていただきたいと思います。

保健福祉課長補佐（高齢者包括・福祉障がい担当） ちょっと先ほどの説明で誤りがありましたので、それをまず修正させてください。まずマゴコロボタン 1 台当たり 3 万 7,300 円です。そして通信費が 250 円掛ける 12 か月分なので、3,000 円かかります。それを合計して消費税をかけまして、1 台当たり大体 4 万 4,330 円がかかります。それが訂正の部分です。

それと、先ほどの説明のとおりボタンをまず朝に押していただく形になります。それで、役場にシステムを導入することになりますて、システムのほうに押されたことが通報として入ります。それを職員が確認をさせていただいて、ちゃんと押しているなど、押していない方は、電話でまず安否確認をさせていただきます。電話に出られない場合につきましては、やはり御自宅のほうに御訪問するという流れになろうかと思います。実際に台数が増えれば、そういった押さない方も増えることが考えられますが、まずはこの方法で行っていき、もしどうしても職員だけでは回らないということになれば、また改めて違う方法を検討していこうかということでお考えしております。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

熊木委員 3 点伺います。11 ページの子育て短期支援事業の内容について伺います。

それからもう 1 点目は、早期療育事業について、今町内に民間の支援事業所が 3 か所ですかね。3 か所と把握しているんですけども、そことの連携というかね、いろいろ情報も含めてそういう連携が取られているのかを伺います。

それからもう 1 点が、先ほどの子ども食堂のことで関連して、あいくるに行ったらフードバンクのチラシとかが貼ってあったかと思うんですけども、それがなかなか一般の方がそういうのを認知していないというか、先ほど今年取り組むという中で、やはりもう少し町民がそういうことに関心を持って、こういうものだったら

寄附したいとかそういう方がきっとおられると思うんですよね。その辺をもう少し周知するほうがいいんじゃないかと思うので、そこをちょっと伺います。

子育て支援係主査 1点目の、子育て短期支援事業について御説明します。こちらの事業につきましては、保護者の仕事や冠婚葬祭ですとか、レスパイトなどによって、子どもの養育が困難な場合に施設で宿泊を伴って預かるサービスになっております。現在南幌町では、岩見沢にあります児童養護施設、光が丘学園のほうに委託して事業を実施しております。利用の実績なんですけれども、今のところ利用の実績はないのですが、相談のほうは数件入っておりまして、そちらのほうは保護者の方の状況を聞き取りなどしながら、施設と調整して利用の方向にというところで進めていくんですけれども、実際は預ける必要がなくなったということでキャンセルになつたりですか、御親族が預かってくれるということでなくなつた場合とか、施設の事情によって預かりが難しいというところもあって、今回利用の相談はありませんでした。以上です。

子育て支援係主査 2点目の、早期療育事業と民間の事業所との連携についてお話しさせていただきます。早期療育事業は、発達に心配のあるお子さんとその保護者に来ていただいて、個別療育を行っているものです。早期から発達相談やそのお子さんに必要な療育を行うことで、お子さんの成長を促している事業です。保護者の方に一緒に来ていただくことで、保護者の悩みに寄り添い子育てる中で、どんな関わりがいいのか、お子さんにとってどんなことがいいのかというのを一緒に考えたりしています。その中で、保護者の方から了承を得て、民間の発達支援事業所を含め、お子さんに関係する関係機関とは連携を取って、関係機関のほうに訪問させていただいてお子さんの様子を観察させていただいたり、職員の方と情報交換をさせていただいております。以上です。

社会福祉協議会事務局長 フードバンクの関係ですけれども、昨年5月よりフードバンクを行いまして、5月号の社協だよりの折込にフードバンクということでチラシを入れさせてもらいました。その状況なんですけれども、結構皆さん社協だよりの折込を見ているということで、いろんなものをフードバンクとして町民の方から持って来ていただいております。お米だったり乾麺ですとか、カップラーメン、缶詰とかお菓子もうそうなんですけど、持ってきていただいております。現在大分少ないという状況になっているんですけど、毎月町民の方が来て、あいくる2階に社協のボックスがあるんですけど、この中に入れていただいております。それを生活困窮者の相談が来た時に渡したりしている状況でございます。それと、北海道新聞の空知版及び全道版にもその記事が載っております。9月に全道版に載った時は、札幌の方がぜひ使ってくださいということで、多額の寄附もいただいたという状況でございます。今後についても社協だより等で折込チラシなどを入れた中で浸透していくようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

熊木委員 最後のフードバンクのほうは、物資が集まって、子ども食堂を定期的に毎月やっているとかそういう所はどんどんそういう形で使われるのかもしれないんだけれども、消費期限とかいろいろそういうのがあるのでその辺はどうなつてい

るのかなと思ったんですけども、今、困窮者とかそういうところにも配布しているということなので、すごくよかったですと思います。その宣伝もするということで、よろしくお願ひします。これはこれでよろしいです。

あとは子ども預かり、子育て短期支援事業の説明でわかりました。それで今実績がないということ、でも相談があるということで、その場合に岩見沢の光が丘学園には保護者が送って行かれるのか、職員が一緒になるのか、1点だけ伺います。それから状況なんですかけれども、例えば預かるお子さんの障がいの程度とかもいろいろあるかと思うんですけれども、それは何も状況に関わらず預かってもらえるということなのか、1点お願ひします。

それから早期療育事業について、先日も新しく立ち上げた方とお話ししたんですけども、今南幌だけではなくて全国的に障がいを持っている、発達障害とまでいかなくとも、ちょっと多動だったり、いろいろそういうお子さんが増えているということなんですかけれども、南幌町としてもそのような流れというか、そのような声が多くあるのか、それを1点伺いたいのと、いろいろ南幌町で事業所を開いている所が、結構江別のほうに迎えに行ってまた連れてきて送っていくとか、そういうこともやられているということで、南幌町内のお子さんだけでなくともやられているようなんですかけれども、その辺で南幌町の子どもたちの預かっている状況というか、その辺まで把握して今やっているのか、それをちょっとお願ひします。

子育て支援係主査 1点目の、短期支援事業の関係について御説明します。施設への送迎なんですかけれども、基本的には保護者の方に実施していただくことになります。ただ、状況によっては保護者の方が送迎をするのが難しいという場合もあるかと思いますので、その時は随時協議させていただいて、町のほうで対応することも出てくるかとは思うんですけれども、個々のケースによって判断していくことになると思います。あとはお子さんの障がいの有無なんですかけれども、基本的にこのサービスについては障がいの有無は関係なく利用できるサービスにはなっているんですけども、ただ施設の状況もありますので、障がいの重たいお子さんですとかそういった場合は、いろんなお子さんが利用している施設なので、できればやはり専門的な施設で障がいのある方についてはお預かりするような形のほうが、お子さんにとっても保護者の方も安心だと思いますので、障がいのあるお子さんにつきましては障害福祉サービスのほうの短期入所というサービスもありますので、そちらの施設の紹介などもさせていただいているところです。以上です。

子育て支援係主査 早期療育事業の関係ですかけれども、障がいのあるお子さんというか、親御さんがお子さんの発達に心配を持っている方は人口に関わらずいる状況で、以前人口が少なくなつても、お子さんの障害とか発達に心配のあるお子さんの数というのはあまり変わらないような状況で、今人口が増えてきている、お子さんが増えてきているというところでは、発達に心配のあるお子さんも入ってきている状況ですので、増えてきているというのにはあります。

それから2点目の事業所の関係ですかけれども、実際に事業所が江別のお子さんを迎えることもあるんですけれども、町内のお子さんもほかの市町村の事業所を利用して、皆さん利用できるような状況をつくるように町としても把握し

て努力している状況であります。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようでしたら、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、民生費につきましてはこれで終了いたします。では、ここで10分間休憩します。

(午後 2時02分)

(午後 2時10分)

石川委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、審査順序4番目、第4款衛生費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

保健福祉課長 予算書83ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費、本年度予算額2,324万1,000円。母子保健事業では、こども家庭センター、母子手帳の交付、妊産婦及び乳幼児の健診、産後ケア事業、子育て支援アプリ、乳幼児用防災リュック、出産タクシー利用助成などに係る経費を計上しています。なお、出産タクシー利用助成では、安心して出産が迎えられるよう、出産のため分娩施設へ行く際のタクシー費用を上限1万円までの助成を計上しています。84ページ下段から85ページをごらんください。

2目予防費、本年度予算額4,629万5,000円。成人保健事業では、各種がん検診実施に伴う検診料や受診券交付などの経費等1,639万7,000円計上しています。85ページ下段から86ページをごらんください。

感染症予防事業では、乳幼児と高齢者に対する各種予防接種に伴う委託料などの経費2,971万8,000円計上しています。なお、帯状疱疹ワクチン接種は、令和7年度より定期予防接種となりますが対象を拡充し50歳以上すべての方とし、接種料の半額助成を計上しています。

予防経費では、狂犬病予防接種、畜犬登録などの経費18万円計上しています。

住民課長 3目環境衛生費、本年度予算額1,585万5,000円。説明欄、環境衛生経費として49万6,000円。墓地管理、スズメバチ駆除に要する経費などを計上しています。

次に、南空知葬斎組合負担金として1,535万9,000円を計上しています。前年度対比、増額の主な理由は、伏古斎苑の照明LED化改修工事に伴う各町負担金の増額によるものです。

4目病院費、本年度予算額2億5,314万7,000円。詳細は、病院事業会計予算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 87ページをごらんください。

5目保健福祉総合センター管理費、本年度予算額4,602万5,000円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理に係る経費を計上しており、本年度は、空調設備冷却塔修繕の経費やあいくる浴槽水質検査の回数を増やした費用等を計上しています。以上です。

住民課長 次に88ページ下段をごらんください。

2項1目じん芥処理費、本年度予算額1億3,551万6,000円。説明欄、

ごみ処理対策事業では、次ページにかけまして、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費のほか、南空知公衆衛生組合負担金1億827万7,000円、道央廃棄物処理組合負担金2,563万円、行政区・町内会が実施するごみボックスの修繕費用に対する補助金を計上しています。

2目し尿処理費、本年度予算額1,481万4,000円。説明欄、し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を計上しています。以上で4款、衛生費の説明を終わります。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ってまいります。

星委員 1点だけ確認したいことがあるんですけれども、予算書の84ページの18節、負担金補助及び交付金の中の、妊婦のための支援給付金とあるんですけれども、これは昨年までは出産子育て応援支援金だったかと思うんですが、名前が変更されて中身はどうなったか、変更点があるのかという1点だけ確認をお願いします。

健康づくり係長 妊婦のための支援給付費なんですけれども、星委員のおっしゃるとおりでして、今年度までは出産子育て応援ギフトと言っていたものが、令和7年度から子ども・子育て支援法の改正により、今回名前が妊婦のための支援給付になります。変更点なんですけれども、今までの出産子育て応援ギフトは、妊娠届があつて面談した後に5万円、それと出産されて生まれてからまた面談させてもらってから5万円を給付するという事業だったんですけれども、そのタイミングが少し変わりまして、1回目の妊娠届の後に給付する5万円は変わらないんですけれども、2回目の5万円は胎児の数によって1人5万円、生まれる前の胎児の数で給付が決まることになりました。今回の改正でもう一つ大きな変更点としては、死産、流産の方もこの胎児の数の5万円というふうに該当することになりました。以上です。

星委員 説明はわかりました。では生まれる前から支援金が出されるということなんですけれども、その周知は母子手帳を渡す時なのか、そのお知らせするタイミングはいつになるんでしょうか。

健康づくり係長 周知につきましては、母子手帳交付時にお話しさせてもらうんですけれども、出産前の妊娠中期から後期にも面談をさせてもらっていて、その際にお一人お一人に周知できることになります。

石川委員長 ほかにございませんか。

細川委員 私のほうから1点質問いたします。予算書の89ページの17節、備品購入費のところで87万5,000円を組まれているんですけれども、この予算の中で新規のごみボックス設置の予定はあるのか、あとはほかに何を購入されるのか、明細を教えていただきたいと思います。

環境交通係主査 今年度につきましては、3基のごみボックスを購入する予定です。設置場所につきましては、東町2丁目、東町3丁目の2箇所にごみステーションを設置します。町内会ともこの場所につきましては調整済みです。また、この2つの箇所につきましては南空知公衆衛生組合からも内諾を受けております。またも

う1基につきましては、既存住宅団地に建設が早く始まった時に、東町1丁目にごみボックスを設置した場所になります。この場所につきましてはボックスが小さく、利用者利便を高めるために増強を考えております。なお、使用予定につきましては、4月下旬に製作発注、7月までには供用開始をしたいと考えております。以上です。

細川委員 ごみボックス2基と聞いたんですけども、それが全部87万5,000の金額になるんでしょうか。ほかに購入されている備品があれば教えていただきたいんですけども。

環境交通係主査 3基の購入になります。そのほかのものは購入しません。

石川委員長 ほかにございませんか。

家塚委員 予算書の84、85ページになるんですが、成人保健事業の中の各種検診です。昨年の決算委員会の中でもいろいろ受診率向上の取組等聞いてはいるのですが、なかなか思うように受診率が上がらないということなんですが、令和7年度の予算編成に当たってその辺どういう取組で、7年度以降新たな取組がもあるのであれば、それらも伺いたいと思います。

健康づくり係長 ただいまの御質問にお答えいたします。がん検診の受診率に関してなんすけれども、北海道自体、都道府県の中でも最下位に近い受診率で、比較的受診率が高い市町村は特定健診、基本の健診ですが、そちらのほうも高い傾向があります。南幌町は南空知9市町の中では比較的受診率は高いほうで、女性のがん検診はこの9市町の中では1番高い状態です。それで、がん検診の受診率向上への取組なんすけれども、できるだけやはり若い世代、働き盛りの世代の受診率を上げるということが大事だと思っていまして、特定健診と同様に受診勧奨していきたいと思っています。受診しやすいように個別健診ですとか集団健診の体制を整備して、対象となる方へは例年5月に受診券を送付させていただいているんですけども、令和6年9月の集団健診からはオンラインでも申し込みをできるように取り組みました。そこで新たな受診者も何名か受診していただいているのですが、7年度につきましては毎年5月の受診券発送時に、その中にオンラインの案内も入れるようにしていきたいと考えています。以上です。

家塚委員 今お話を聞きましたけど、確かに若い方はオンラインでの申し込みも有効かなというふうには思っています。多分これは継続して粘り強く勧奨していかなければなかなか受診率は上がってこないのかなというふうには思うのですが、今道内でも低いほうだという話なんですが、例えば高いところの町村で、ほかの自治体とは違う取組をしているだとか、そういうものも参考にできるのかなという思いはあるのですが、その辺で何か課内でそういう先進地の事例を参考にしてという話で、その辺はどうなのか何かあれば伺いたいと思います。

健康づくり係長 道内でも南幌町は比較的受診率が高いほうでして、逆に南幌町ではどんな取組をしているんだと聞かれることも何度かあります、やはりこの対象者になる方に、まず周知啓発の受診券を配布しているというところがあまりほかの町ではないところも多いんですね。あとは個別健診に関しましては、町内だけではなくて、町外、江別市ですとか札幌市でも受けられるように医療機関と協力させ

てもらっているところ、受診しやすい環境にもあるということも一つ良いところかなと思っています。ただ、やはりまだまだ受診されていない方も多いので、これからも先進地の取組などを確認していきたいと思います。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

湯本委員 89ページのごみボックスの維持管理費補助金という項目があるのでですが、この中身について教えてください。

環境交通係主査 今の質問についてお答えします。令和6年度から新たに老朽化が目立つごみボックスの補修のために、地域と協力し、長期間使えるようにするために設立した事業です。内容につきましては、町内会に管理をお願いしているごみボックスの補修を目的としております。町内会で自ら補修を行う事業に対しましては、補助率10分の7以内で、補助上限額10万円までの補助を行います。また、町内会で町内業者に依頼をして行った場合については、補助対象経費から5万円を差し引き、補助金2分の1以内で補助上限額10万円までの補助をする事業となっております。以上です。

湯本委員 それは町内会の例えは事務局長というか、そこを通じて申請するような形になるのでしょうか。

環境交通係主査 町内会において要望を受けております。

石川委員長 ほかにありませんか。

熊木委員 2点伺います。予算資料12ページの母子保健事業、その中の先進医療不妊治療助成について、24万円と今回なっているんですけれども、その人数と要望者数の把握はどのようにになっているのか。高額でなかなか治療できないという方がいらっしゃると思うんですけれども、その辺のことをお聞きします。

それからもう1点は、ごみ処理対策事業について、資源回収団体への奨励金交付事業というのがあって、広報にも載っていますし南空知公衆衛生組合だよりも載せているんですよね。私も南空知公衆衛生組合の組合議員なんですけれども、そこの中でもやはり今資源を有効に活用して、新聞とかそういうものをごみに出さないということで奨励しているんですけれども、年々少しづつその団体が下がってきてているんですよね。それでこの3町とも、南幌もそうなんですけれども、ここに参加する方々を増やしていくということがすごく必要かなと思うんですけれども、広報でも載せるし組合だよりも載せているんですけれども、もう少し広めるような何か努力というか、そういうのを検討などはされているのか、この2点お願ひします。

健康づくり係長 前段の2点の質問についてお答えいたします。先進医療不妊治療助成に関しましては、令和6年度の実績は1件となっています。令和4年度から人工授精や体外受精ですか、不妊治療が保険適用されたことにより、負担はかなり軽減されたんですけれども、先進医療につきましては自己負担のまま来ていました。それで、私たちのほうでそういう不妊治療に関する相談というのを受けたことはないんですけども、妊娠届があった際には必ず面談していろいろお話を聞きするんですけども、その中で不妊治療をして授かったという方もいらっしゃるんですね。そういう方にはその治療が医療保険適用のものなのか、先進医療で自

己負担だったのかということを確認させてもらって、この事業に該当するかどうかというのを確認しています。非常にデリケートな内容であるために、個別面接の時には必ず個室で面談させてもらって確認させてもらっています。

2点目なんですけれども、要望は今のところ相談というのには特に受け付けていません。以上です。

環境交通係主査 資源ごみの回収団体の奨励金に参加する関係について説明します。町広報紙、ホームページ、南空知公衆衛生組合からのごみに関するチラシ等でも周知はしているのですが、参加団体がありません。個別に一部の町内会にお願いはしておりますが、集荷拠点がなかなかないため、参加は難しい状況となっております。また引き続き周知活動には努めていきたいと考えております。以上です。

熊木委員 今1点目の説明を受けて、なかなか把握するのは多分すごく難しいかなと。先ほどデリケートな問題と言っていましたが、だから潜在的にそういうことに悩んでいる方もいると思うけれども、それは妊娠したとかだと保健福祉課に行って相談とかもいろいろするんだけれども、そうではない場合ってなかなか難しいんですね。だからそれを今回予算に載っているので、やはり広報とかそういう中でこういう事業を始めましたというふうに告知して、周知するということで、もしかしたら該当するかなということで相談者が行って相談するということになるといいなと思うので、それをぜひお願いしたいと思います。

あとはごみのことについてなんですかけれども、今まで結構老人会とかいろいろな団体でやっていたところが多かったと思うんですね。老人会もやはり高齢化とかいろいろあって、なかなか収集ができないというふうになっているかと思うんです。それで、この団体への奨励金というのは、例えば隣近所2、3件とか何かそういう形で広げていけると思うんですね。ただ、新聞とか空き缶とかそういうものを保管する場所が必要ですね。そうなってくると、今新しく家を建てているとかそういう方は、大抵車庫とかを持ってたりするので、何かもう少しこんな形でもできますよというようなわかりやすい説明というか、イラスト入りの何かをつくるとか、そういう形でやるとすごくいいんじゃないかと思います。やはり新聞とかもほかの自治体でこういうことをしていない所はごみに全部出したりするんですね。そうすると資源ももったいないし、その分ごみの量も増えることがあるので、やはりこの取組というのはすごく良いことなので、もっと広めてほしいと思うので、周知の仕方をもう少し工夫してほしいなと。これは3町の中にも言うんですけれども、町としてもその辺に力を入れてはどうかなと思うので、もしそういうことができるのであれば、ぜひお願いしたいなと思います。

健康づくり係長 不妊治療の周知に関しましては、おっしゃっていただいているとおりだと思っていますので、今回1件申請があった方も、御自身でホームページから確認されて、書類も全部揃えて申請に来てくださっていたんですね。なので30代、40代くらいのお若い方たちが多いので、ホームページなどでは必ずきちんと今の情報を流して、皆さんが必要な時に情報をキャッチできるようにしていきたいと思います。以上です。

住民課長補佐（環境交通担当） 2点目のごみ回収団体の周知方法等についてな

んですが、先ほど答弁もしましたけども、町内会のほうに直接どうでしょうというようなお話をしているというところでございますが、それで現状、全部で9団体ございます。そのうち任意については2団体ということになってございますが、やはりこの2団体につきまして、任意となるとなかなか事業的に継続が難しいというのが正直なところでございまして、活動も大分縮小されてきてございます。なので実質動いているのは町内会、学校、老人会というような形になってきております。委員の言うとおり地域でできないことはないのですが、やはり回収に至ってはなかなか量としては集めなければならないというのが実際でございますので、周知ということで引き続き行なっていきますけども、なかなか2、3件でということになると難しいのかなということで正直思ってございますので、引き続き町内会・行政区のほうに働きかけというような形で行なせていただきたいなと思ってございます。以上です。

熊木委員 町内会とか老人会とか、そこにだけやっていてもやはり広がらないと思うんですよね。だから確かに集めて保管して連絡をして取りに来てもらってという作業はあるんだけれども、やはり意識を向上させるというか、ごみの問題は一生の問題なので、その辺を自ら何とかで集めて、何かそういうような形をつくっていくことで、地域がもう少しクリーンな、そしてエネルギーを大切にということにつながるかと思うので、難しいかと思うんですけれども何らかの方法があるのではないかと思うので、引き続き努力をお願いしたいと思います。要望です。

石川委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 予算資料の12ページ、母子保健事業の出産タクシー利用助成です。この予算はまず何人分を予定しているのか。

それともう一つ、この出産タクシーの利用助成は最近ほかの自治体でも結構始めている所があるんですけども、どこも研修を受けたドライバーが妊婦を乗せるという形をとっているようなんですね。そういう部分で、うちの町はどのように対応しているのか、その2点お願いします。

健康づくり係長 出産タクシーの予算額に関しましては、1人1万円で10人分の計上になっています。2点目の質問ですけれども、ほかの自治体ではドライバーの方々が研修を受けて、出産タクシーというよりは、陣痛タクシーなどという名称でやっている事業所や企業も多くあるというように情報を得ています。南幌町では、タクシー会社にも何件か確認しているんですけども、町外のタクシー、ハイヤー会社で協力していただけると言つていただいた1件は、江別市にあるハイヤー事業者さんが協力していただけるということですけれども、そのハイヤー事業者さんは研修を受けて、陣痛タクシーとして実施しているハイヤー会社さんです。それで、南幌町内のハイヤー事業者さんにも相談させていただいているんですけども、町内事業者さんはそういった研修は特には受けたことはないんですけども、協力してくださるというような御返事はいただいている、今後実際に事業が始まる前には南幌町の助産師がいるんですけども、専門職と一緒にお伺いさせていただいて、そういう出産時のトラブルですとか、こういったところに御注意いただければということを説明させていただきたいというように考えています。以上です。

佐藤委員 今説明していただきまして、安心いたしました。ただ、自分で申し込むというのが基本だということが書かれてありました。それで、南幌から札幌や江別のほうに行くとしてもやはりそれなりの距離ですし、そういう陣痛が始まってからとか、出産する時に乗るタクシーですので本当に何が起こるかわからないし、様々なことが想定されますので、ぜひ出産を控えた妊婦の皆様にはくれぐれも丁寧に説明していただきたいなと思います。それで10人分ということだったのですが、最近南幌町も出産する方が増えてきまして、全員が全員この出産タクシーを利用するとは思わないんですけども、増えてきた時にはどのように対応するのか、伺います。

健康づくり係長 私たちも妊婦さんと面談する中で、今年度出生が50を超えるなんですかね、いろんなお話を聞いていく中で、やはり移住してきた方が妊娠されて出産されるという方が多いんですよね。やはり移住されてくると、近くに頼れる親族もいないですかねとか、御主人は日中仕事に行ってしまっているから自分1人の時に陣痛が来たらという心配があるというふうに伺っています。10人分の予算をみているんですけども、現時点では今までタクシーなどで医療機関に行かれたというケースはないんです。皆さん御家族だったり御主人だったりに送ってもらっているケースがほとんどなんですね。万が一10人分を超えるような申請が、ありそうな実績になってきた時には、補正させていただくような形になります。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員 予算資料の12ページ、予算書の85から86ページにかけてなんですかね、この予算の部分というのは、例えばワクチン接種者の方が著しく少ない場合とか、問題というのには何かあるのかどうか、まず初めにお聞きしたいんですけど。

石川委員長 どのワクチンというのは。

高橋委員 感染症のワクチンです。委託料が例えば今回このように出ていますけど、全体的な接種者自体人数が低くなってきた場合、どのような問題が生じるというか、この辺がどうなっていくのかなという。

総務課長 少ない分には特に問題はなくて、あとは予算があって、それがより大分受診者が少なくなった場合については最後補正をして減額するか、そのまま残して不用額にするかというのを年度末にやるという流れになります。

高橋委員 わかりました。この周知方法に関してなんですけど、この間広報でワクチンのほう忘れていませんかと、予防接種みたいなところがあったと思うんです。それでそれが別にだめではないんですけど、やはり今までコロナワクチンというところでメディアでも結構言わせていて、デメリットの部分も大体みえてきたと思うんです。そんな中でワクチンというものに対して、打っていいのか、打ったほうがいいのか悪いのかというのは結構微妙な方も多くて、国とか自治体とかでこういうふうに書かれてしまうと、やはり誘導になってくると思うんですよね。例えば帯状疱疹のワクチンなんかも、否定しているわけではないんですけど、そこにお金を出すということはやはり誘導になってくるし、なので例えばこの広報にも書いてあ

るよう、免疫をつけるためには予防接種が大切ですと書いてあるんですけど、全部のワクチンがそうなんですが、免疫がついているかついていないかというよりかは、基本的には体に抗体ができるかどうかなんですよ。抗体ができるというところがワクチンのエンドポイントなんです。その抗体が体に効くかどうかという検証というのは、どのワクチンも実はちゃんとしたものって出ていないんですね。だから本当にそれが免疫を高めるためなのかというのをわからぬないです。だから効く、効かないがわからないということですね。なので、これは小児ワクチンとかこういう2種混合、日本脳炎、おたふくかぜとかいろいろ書いてあるんですけど、これだって海外や各国の1,000人当たりの0歳から5歳までの死亡率というのを見たら、接種数が多い国ほど0歳から5歳までの1,000人当たりの死者が多いというデータとか、これが結構出ているんですね。あとは知的障害とか自閉症などの発症にもつながっているんじゃないかなと。これが一番問題視されているんですけど、日本ではあまり問題視はされていないと思います。この肺炎球菌もそうですね。そもそも肺炎球菌と言っていますけど、肺炎のほとんどの原因ってグラム陰性桿菌なんです。肺炎球菌ってそもそもこれによる肺炎の人ってほとんどもともといなかつたわけです。だけどワクチンが出て、肺炎球菌の肺炎は防がれたというふうには今はなっていますけど、全体的に見てどちらかというと打たせよう、打たせようという方向性の誘導があるので、予防事業を支持する人もいると思うんですけど、不安を感じる人もいるという中で、そういう情報を進める際に中立的な部分というのはやはりなければだめだと思うし、任意であるということが大事だと思うんですね。定期接種とか任意接種とか分かれていますけど、そもそも小児ワクチンから全て含めて全部任意なので、だからそれってわからない人が非常に多いです。小さいお子さんを持っているお母さんとかも。なので、その辺の周知の仕方というのは、もう少し検討していただけないかどうかというところです。

石川委員長 ちょっと医学的な考えがあると思うんですけど、答えられる方はおられますか。

保健福祉課長補佐（子育て支援・健康づくり担当） ただいまの御質問にお答えいたします。医学的なことは、私たち保健福祉課としては、予防接種法という法律にのっとって、感染症予防や病気を予防するということで、法律に基づいた周知、お知らせを町民にさせていただいている。その中で、町民が判断できる判断材料や国から伝達されました情報については、わかりやすく伝えていくよう努めて、感染症予防事業に従事していきたいと思います。希望しない方には無理強いをしているものではありません。ただ、どうしても現在はしかの問題とかも時折報道で見ますが、必要な情報として忘れてしまうことで後に不利益を被る場合もありますので、必要な時期の周知ということで、広報や乳幼児健診でお伝えさせてもらいます。以上です。

高橋委員 立場というのがあるので、やはりその周知の仕方というのはあるとは思うんですけども、少しだけでも、ワクチンのことだけというわけではないんですけど、この辺って歴史を少しだけでも勉強するとワクチンそもそもがすごく疑問が湧いてくるようなものなんですね。だから少しだけ何か学んでいただければこの書

き方とかも少し変わってくるのではないかなどという、お願いで終わりたいと思います。

石川委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

ではないようですので、これで衛生費についての審査を終了いたします。ここで職員の入替えがございますので、暫時休憩いたします。

（午後 2時52分）

（午後 3時00分）

石川委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、審査順序5番目の介護保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 それでは、議案第17号 令和7年度南幌町介護保険特別会計予算の説明をいたします。

はじめに歳出の説明をいたします。15ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額162万1,000円。介護保険事務全般に要する費用を計上しています。

次に、2項1目賦課徴収費、本年度予算額82万4,000円。保険料の賦課徴収に要する費用を計上しております。16ページをごらんください。

3項1目認定調査等費、本年度予算額699万8,000円。介護支援専門員報酬、主治医意見書など、認定調査に関する費用を計上しています。2目認定審査会共同設置負担金、本年度予算額296万5,000円。栗山町、由仁町の3町で共同設置している審査会の負担金を計上しております。次ページをごらんください。

4項1目計画策定委員会費、本年度予算額355万円。介護保険事業計画の進捗状況における評価のための策定委員会1回開催分の費用と次期計画のためニーズ調査委託料を計上しています。18ページをごらんください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額2億円。要介護1から要介護5までの方が居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

2目地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額1億7,300万円。グループホームや認知症対応型デイサービス等による給付費を計上しています。

次に、3目施設介護サービス給付費、本年度予算額3億4,240万円。食費、居住費を除いた特別養護老人ホームなどの施設入所に係る給付費を計上しています。

4目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額140万円。福祉用具購入に係る給付費を計上しています。

5目居宅介護住宅改修費、本年度予算額220万円。住宅改修に係る給付費を計上しています。19ページをごらんください。

6目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額3,200万円。居宅で介護サービスを利用する際のケアプラン作成料を計上しています。

2項1目介護予防サービス給付費、本年度予算額2,730万円。要支援1と要支援2の方が居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

次に、2目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額20万円。要支援

認定者が利用できるグループホームや認知症対応型通所介護の給付費を計上しています。

次に、3目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額60万円。要支援認定者の福祉用具の購入に係る給付費を計上しています。

4目介護予防住宅改修費、本年度予算額180万円。要支援認定者の住宅改修に係る給付費を計上しています。20ページをごらんください。

5目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額400万円。居宅で介護予防サービスを利用する際の、ケアプラン作成料を計上しています。

3項1目審査支払手数料、本年度予算額74万円。介護サービス並びに介護予防サービス等の審査支払手数料を計上しています。

4項1目高額介護サービス費、本年度予算額1,970万円。

2目高額介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、サービス利用の負担限度額を超えた部分について支給する給付費を計上しております。21ページをごらんください。

5項1目高額医療合算介護サービス費、本年度予算額400万円。

2目高額医療合算介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、1年間に支払った介護と医療の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給する給付費を計上しています。

6項1目特定入所者介護サービス費、本年度予算額2,400万円。低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、負担を軽減する給付費を計上しています。次ページにまいります。

2目特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、食費、居住費の自己負担に伴う低所得者に係る給付費として計上しています。

なお、保険給付費全体では、昨年度比で3,454万円の増額となり、主に施設介護サービス給付費の増加を見込んだ計上となっています。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額776万3,000円。要支援1・2の予防給付の訪問介護と通所介護や住民主体のサービスなどに係る経費を計上しています。22ページから23ページにかけて、2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額91万7,000円。予防給付における個々の計画作成に係る経費を計上しています。23ページ中段をごらんください。

3目一般介護予防事業費、本年度予算額330万7,000円。主に健康な高齢者が取り組める介護予防事業に係る経費を計上しています。次ページをごらんください。

2項1目包括的支援事業費、本年度予算額58万8,000円。総合相談や権利擁護、介護支援専門員の資質向上に要する研修会負担金を計上しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額4万9,000円。在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療関係者と介護事業者との連携をすすめていくもので、本年度も南空知4町で研修会を予定しております。

3目生活支援体制整備事業費、本年度予算額469万5,000円。主に生活支援コーディネーター配置に要する経費で、社会福祉協議会に事業を委託しております。

す。

4目認知症総合支援事業費、本年度予算額36万6,000円。認知症の方や家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症の方を地域で支えるための経費を計上しています。25ページをごらんください。

5目地域ケア会議推進事業費、本年度予算額16万4,000円。地域包括ケアシステムを推進するため、自立支援型地域ケア会議の充実を図るための研修会開催に係る経費を計上しています。

6目任意事業費、本年度予算額992万円。シルバーハウジングの生活援助員や家族介護者への支援、配食サービスなどに係る経費を計上しています。次ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、本年度予算額3,000円。基金及び利子を積み立てるものです。27ページをごらんください。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額15万円。被保険者が所得更正を行った場合などに過年度分の保険料の還付が発生するため、実績を考慮し計上しております。

2目償還金、本年度予算額1,000円。科目設定でございます。

6款1項1目予備費、本年度予算額100万円。前年同額で計上しています。

続きまして、給与費明細書の説明をいたします。29ページをごらんください。1特別職です。本年度、その他特別職22名で、事業計画策定委員9名と地域包括ケア推進会議委員13名の報酬12万7,000円を計上しています。30ページをごらんください。一般職です。本年度、会計年度任用職員1名に係る報酬など合計で383万4,000円計上しています。

続きまして歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。

1款1項1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億7,004万4,000円。1節現年度分で1億6,984万4,000円、第1号被保険者数2,740人、収納率99.0%で計上しています。2節滞納繰越分20万円。実績を考慮し計上しています。

続きまして、2款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億4,799万5,000円。1節現年度分の1億4,799万4,000円、施設等給付費の15%、居宅給付費の20%を計上しています。なお、2節過年度分につきましては、11ページの道支出金まで科目設定しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、2項1目調整交付金、本年度予算額4,646万2,000円。施設等給付費及び居宅給付費の5.5%分、地域支援事業費総合事業分の5%分を計上しています。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、本年度予算額238万2,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の20%を計上しています。10ページをごらんください。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、本年度予算額607万2,000円。包括的支援事業・任意事業費の38.5%を計

上しています。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額72万6,000円、令和6年度の取組実績に応じた交付金額を計上しています。

5目介護保険者努力支援交付金、本年度予算額189万6,000円、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点に行う市町村に対して交付されるものであり、令和6年度の取組実績に応じた交付金額を計上しています。

続きまして、3款1項1目介護給付費交付金、本年度予算額2億2,516万4,000円。

2目地域支援事業交付金、本年度予算額321万6,000円。財源は第2号被保険者の保険料でございます。11ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億2,303万7,000円。施設等給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の道負担分を計上しています。

続きまして、2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、本年度予算額148万9,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、本年度予算額303万6,000円。包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しております。12ページをごらんください。

5款1項1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円。介護給付費等準備基金積立金の利子を計上しています。

続きまして、6款1項1目介護給付費繰入金、本年度予算額1億424万2,000円。施設等給付費並びに居宅給付費の12.5%の町負担分を計上しています。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、本年度予算額148万8,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、本年度予算額303万5,000円。包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しています。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度予算額925万7,000円。別枠公費による繰入金で、保険料第1段階から第3段階の方に対する軽減分でございます。

5目その他一般会計繰入金、本年度予算額1,595万3,000円。歳出の1款で説明しました総務費のうち総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、計画策定委員会費の事務費を一般会計負担として計上しております。13ページをごらんください。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、本年度予算額1,127万6,000円を計上しています。

続きまして、7款1項1目繰越金、本年度予算額200万円。令和6年度繰越金を見込み計上しています。

続きまして、8款1項1目第1号被保険者延滞金、2項1目第三者納付金及び2目返納金、予算額それぞれ1,000円につきましては科目設定でございます。14ページをごらんください。

3目雑入、本年度予算額4万7,000円。地域支援事業の利用者負担金などを計上しています。

以上、歳入歳出、本年度予算額8億7,882万1,000円。前年度対比で3,496万4,000円の増額でございます。

以上で、議案第17号 令和7年度南幌町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星委員 予算資料21ページの地域支援事業の介護支援ボランティアポイント事業のごみ出し支援を含むということなんですけれども、このごみ出し支援に関しては委員会のほうでもいろいろ調査しまして、介護認定されていない方でも、やはりごみ出しが大変だという声は実際に出ているんですけれども、担当課としては認定にならない方のごみ出しが大変だという方に対して、今後何か対策のようなことは考えているのかをお聞きしたいです。

高齢者包括係長 こちらのほうに記載してあります一般介護予防の高齢者ボランティアポイント事業の中のごみ出しサービスにつきましては、介護度に関係なくサービスを受けることができまして、対象者として考えているのは基本的にごみの分別ができる方で、自宅からごみボックスまで運ぶことが困難な方について、まず相談をいただきまして、介護保険が必要な程度であれば、当然介護認定の申請をしていただいて介護度を出して、ケアマネさんをつけてどういったサービスがいいのかというのを相談させていただきますし、そちらにつながらなかつたとしても、必要があればこちらの今回予算のほうに計上させていただいているんですけど、このボランティアポイントの事業の中にぜひ組み込んで対象としていきたいなとは思っております。今の段階で具体的に令和7年度の予算上では、こういった条件の方という縛りが今のところないので、今後についてはどういった方というのをきちんと明確にしていく必要があるのかなと考えているんですけど、今の段階では要介護度が必要だというような縛りはない形になっております。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

家塚委員 何点か確認も含めてなんですが、まずごみ出し支援事業のサービスです。この事業主体は町でいいのかどうかがまず1点です。

それとこの制度を設計するまでに、内部でいろんな検討をした経緯が多分あるだろうと思うんですけれども、その辺の検討経過を教えていただくのと、あわせて先ほど介護認定でなくてもいいという話があったのですが、該当要件、もう少し平たく言えば要綱的なものがもあるのであれば、それも含めてお話しitだければなと思います。

高齢者包括係長 まず事業主体なんですけれども、町で良いのかということだったんですが、今の形の中ではこの相談を受けて、このボランティアポイント事業の中で受けていく形で考えているんですけど、もし今後件数的なものがすごく大きくな

なってくるのであれば、町の事業ではなく事業所を組み込んだ形で考えています。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・高齢者包括担当） まず、このごみ出しサービスにつきましては、高齢者または障がいのある方で、独居または夫婦世帯でごみ出しが困難な方について対象としております。この方がまず町のほうに申請をいただきまして、申請の際はその方の状況の聞き取りをさせていただきます。その状況に応じて、利用者として該当することになった場合につきましては、社会福祉協議会のボランティアサービスのほうに委託をして、マッチングをしていただくと。その時点で実際にごみ出しサービスの提供という状況になります。一応流れとしてはそういう形になります。

保健福祉課長 今回のごみ出しの検討経過について御説明したいと思います。以前議会の総務常任委員会のほうで意見交換し、いろいろごみ出しの問題点などの意見交換をさせていただいたところで、その時には深川など先進地でやっている状況の話もいただきました。それで内部で検討をかなり重ねました。その中で、介護保険事業計画のニーズ調査で、ごみ出しで困っている方というのもあまり件数が見えてこなかったものですから、これは個別にしっかりどれだけ困っている人がいるのかというところで、ケアマネジャー、あるいはサービス事業者に確認をして、一人ひとりごみ出しで困っている人の洗い出しを始めました。その中で洗い出しをした結果、本当に困っている方というのが、例えば介護サービスで使っていて何ともない方もいましたし、あるいは御家族がいて自分ではできないけれども御家族ができるパターンもありました。そういうふうに全部洗い出しをして精査していく上で、やはり数名の方が何らかの方法で支援をしなくてはいけない人だということがわかりました。それがわかったのが令和5年の意見交換終わった後に、1人、2人、あるいは何人かこういう方も必要だったねということで、その中で内部で話し合っていくうちには事業者にごみを回収して回っていくという方向も考えました。それが有力になったところだったんですけども、実は実際にごみ出しが困っている方に対して、ボランティアが近くにいて、私がやってあげてもいいよという方が何人もおられまして、そういう方のマッチングを社会福祉協議会だけでお任せするのではなくて、私たち保健福祉課の職員も一緒に協議して、この人だったらごみ出しを手伝ってくれるのではないかということでマッチングをして、実際に8名の方がボランティアとマッチングして、ごみ出しサービス事業を開始しております。それで、今まで事業者にお願いしてお金をかけてやっていこうと思っていたごみ出しサービスでしたが、地域コミュニティを築く上では、こういう小さなごみ出し事業から地域の方に関わってもらうというのがすごく大事だということを実感しております。そして、そして福祉計画を策定する時もそうですし、いろんな話し合いの場を持った中で、やはりこれというのは南幌町で、議員さんも何度か一般質問でも言っておられたように、地域コミュニティを育む上ですごく大事なことなのではないかということに気づかされまして、お金をかけるだけがサービス事業ではなくて、地域の人を動かしてお願いしてやっていくということがすごく大事だということを私たちも感じたところで、今回のごみ出しサービスを展開することになりました。予算に関しては、実際何も予算づけはありません。今までのボランティアポイントというのも

以前からありましたので、1回ごみ出しすると1ポイントで、そして10個貯まると1,000円分の商品券がもらえるというものですけれども、毎週1回今使っている方は、水曜日に使われている方ですけれども、1回本当にさっとごみステーションに持っていくというので1ポイントで、それから10回ですから2か月半くらいで1,000円がボランティアしてくれた方にはあたるような形にはなるんすけれども、そういう小さなところから地域コミュニティをしていこうとは思っておりまます。ただ、これからどんどん広がっていく中で、はたしてボランティアのマッチングがうまくいくのかどうかというとこんですけれども、そこも含めて地域の方にお願いできるような体制をつくれたらいいと思いますし、あるいは想定外のところで、例えば農家地区の本当に外れの方で誰も協力してくれないという方も想定したわけですけれども、そういう場合につきましても何らかの形で回収していくような形を取って、それでもできないようだったら事業者にお願いするということも今後考えていかなくてはならないとは思っておりますが、今うまく地域コミュニティが少しずつできている段階では、この形でやっていこうと考えております。長くなってしまったんですけども、そういう経過があって長い期間検討を重ねて少し変わったりもしたところなのですが、今この形でやっていこうと思っております。以上です。

家塚委員 今お話を聞きました。問題は、これからそういう高齢者の方が自分でごみ出しすることができるのが増えるという可能性が大だと思うんですね。その時に先ほどちょっとお話があったように、ボランティアさんがいればできるんでしょうけども、今ボランティアさんもなかなか昔と違って多様な生活の中で考え方も変わってきてますので、なかなかその担い手がいるのかなという思いがあります。ですから、今7件ぐらいですかね。8人でやられているということなんですが、今はいいんでしょうけども、将来を考えたらなかなかこの事業がきちんといくのかなという感じがします。ちょっとそれは私の考え方なんですけれども、そこで今ボランティアポイントでやっていると。基本的には50ポイントで交換をして、それ以上出た場合、例えば80ポイントだとかという場合はその出た分の5ポイントは翌年に繰り越せるけども、25ポイントはそこで消滅してなくなってしまうという今のボランティアポイントの制度だと思います。変わっていればあとからお話しただければと思うのですが、ただ、今までのボランティアポイント事業の中では多分それはよかつたんだけども、このごみ出しの関係については、はたしてそのボランティアポイントでいいのかなという感じがします。先ほどお話ししたように地域との関わりの中でということがあったのですが、どうかなという感じはします。今までの部分で答弁できればお願いしたいと思います。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・高齢者包括担当） ただいまのボランティアポイントの関係です。現在ボランティアポイントは1回当たり1ポイントつくという形で、大体1週間に1回で月4回、大体年間で考えると48回になります。例えばそのごみ出しだけでボランティアをやられている方は50ポイントに届かないで満額いただけるかと思うのですが、重複してボランティアをやられている方は超える可能性もあります。そういう方につきましては、ごみ出しと別のボランティアを

引き離して考えていこうかという話もしていまして、その辺も含めた中で今後は検討していきたいと考えております。以上です。

家塚委員 最後になりますけど、ごみを自宅の外に出すのかどうやっているかはちょっとわかりませんが、ごみボックスまで持っていくと。ただ、その中にはきちんと分別されていない、戻るごみも多分中にはあるのかなという気がしているんですが、そのボランティアさんはそこまでは多分手はつけないんだろうと思うんです。もし今のこの7件の中でケアマネがついていれば、ケアマネに話してというやり方も多分できるのかなと。ケアマネのついていない方も多分いるんだろうなと思うのですが、そうなれば直接その方にお話をして、きちんと分別してくださいよという話を多分していくだと思うんですが、今まででそういう分別をされていなくて直接お話をしたという、そんな経過みたいなものがあるのかないのか、ボランティアさんのほうからそういう話があるかどうかも含めてお願ひをしたいと思います。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・高齢者包括担当） ただいまの御質問ですが、今8名の方がごみ出しボランティアをされておりますが、その中で実際にごみが戻ってきたという方は何件かいるというお話は聞いておりますが、そのごみが戻っている方につきましては、今おっしゃったとおりケアマネさんがついておりまして、ケアマネさんのほうで分別等の御指導並びにそのごみの分別を行って、再度ごみ出しを行っているという状況です。それ以外の方につきましては、今のところそういういた問題は発生していないということでお話は聞いております。以上です。

家塚委員 もしできれば、実施要綱みたいなものがあれば資料の提出をお願いしたいと思うのですが。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・高齢者包括担当） 現在、明確なそういった資料はまだできておりません。今後そういうものを、基準なども含めまして作成していきたいと考えておりますので、できた際はまた御提示できればと考えております。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員 今と同じ介護支援ボランティアポイント事業なんですけれども、今御説明いただいて、内容的には理解いたしました。この介護支援ボランティアポイントができた当初はそんなに注目されていなかったんですけども、いろいろ聞いたところ、最近ボランティアポイント事業に参加されている方がすごく多くなったような気がします。それで、ごみ出しがこのボランティアポイント事業に参加するとなると、またさらに参加者が増えてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。それで、その中で町民からボランティアポイントでごみ出しがいいのであるならば、除雪だとか買い物とか、病院の付添いとか普段無償でやってもらっている人がいるのですが、今度そういうものも介護ボランティアでやってもらえるようになるんだろうかとか、そういう話も出てくるのではないかという思いもあるんですね。今はごみ出し支援だけなんですけれども、今実際に高齢者で介護認定は受けていないけれども、除雪は本当に腰だとか体の調子が悪くてできないとか、買い物に行けないとか、やはりそういうボランティアにやってほしいという方も実際にはいらっしゃるんですね。そういう部分では、今後そういう人たちに対してどういう取

組をするのかというのが1点です。

それと、今ボランティアポイントも個人で行くとポイントがつくらしいのですが、団体登録をしている人たちがボランティアに行くとポイントはつかないというお話を聞いたんですね。そういう部分で、個人でやるとポイントがついて、団体登録をしているところでいくとポイントがつかないとか、ちょっとそのところをわかりやすく教えてください。

保健福祉課長 介護支援ボランティアポイントについてなんですかけれども、こちらについては社会福祉協議会に委託している事業でございます。ですので、ボランティアさんがどういうボランティアさんがいて、そしてマッチングして、どのようにポイントをつけるかというのはちょっとお任せしているところが多いんですけれども、目的としましては、ボランティア活動を通して社会参加や社会貢献を促進してというものになります。それで、登録者数なんですが101人ということで、いろんなボランティア活動をしているわけなんですが、団体登録をしている人がポイントがつかないというのは、ちょっと私も聞いたことがなくて、いろんな活動がボランティアとしてありますと、みどり苑とかに行く、髪を乾かしたりとか、あるいは車椅子を清掃したりだとかいろんなボランティアがあって、それに対してポイントはつくように私は思ってはいたんですけども、つかないということだったんですね。ちょっと確認はしてみます。

高齢者包括係長 ボランティアポイントの、団体さんでポイントがつく、つかないというのはちょっと私も社協のほうからお話を聞いていますんですけども、団体さんでポイントがつかないというのはちょっと聞いたことがなくて、団体さんといつても、うちの介護保険制度のほうの介護支援ボランティアポイント事業に登録されているものなのかなというのがちょっと気になるところではあります。ただ、もしつかないのであればちょっと確認はしたいと思うので、教えてもらえるのでしたら、その方のお話を後ほどでも聞かせてもらえばと思います。以上です。

佐藤委員 実際にボランティアポイントを利用している方の話だったんですけれども、結局団体の個人個人で行く場合にはポイントがつくんですけど、団体で行って、みどり苑とかそういう所に行く場合には、団体にポイントがつくという感覚でいいんでしょうかね。個人ではなくて、団体にポイントがつくとかそういう話ではないんですね。わかりました。もう少し、社協にしっかり聞いてみたいと思います。

石川委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

ないようでしたら、これで質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは介護保険特別会計については終了いたします。ここでまた暫時休憩いたします。

（午後 3時46分）

（午後 3時47分）

石川委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして審査順簿順序6番目、国保特別会計について審査をしてまいります。それでは説明よろしくお願ひいたします。

住民課長 議案第15号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計予算の説明をいたします。

初めに、歳出の説明をいたします。予算書13ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額234万5,000円。各業務システム保守をはじめ、国民健康保険全般に係る事務処理経費を計上しています。

2目連合会負担金、本年度予算額89万1,000円。北海道国保連合会への負担金を計上しています。

次ページ、2項1目賦課徴収費、本年度予算額78万7,000円。国保税の納税通知書印刷や収納手数料などの経費を計上しています。

次に、3項1目運営協議会費、本年度予算額16万2,000円。国保運営協議会委員9名分の報酬、費用弁償などの経費を計上しています。

次ページ、4項1目医療費適正化対策事業費、本年度予算額73万8,000円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを計上しています。

次に、5項1目収納率向上対策事業費、本年度予算額303万1,000円。次ページにかけまして、滞納データ整理などに係る会計年度任用職員、一般事務報酬などの保険税収納率向上対策に係る経費を計上しています。

次に、2款1項1目療養諸費、本年度予算額5億6,348万7,000円。北海道国保連合会に対する、入院、入院外、歯科、調剤などに関する療養給付費負担金5億5,660万円。補装具制作などに関する療養費負担金515万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

2目高額療養費、本年度予算額9,162万円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費として高額療養費負担金9,142万円。高額介護合算療養費20万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

次ページ、3目出産育児諸費、本年度予算額400万2,000円。出産育児一時金として、1件当たり50万円、出産予定期数8件を見込み計上しています。

4目移送費、本年度予算額10万円。医師の指示による緊急的な移送に係る費用として移送費交付金を計上しています。

5目葬祭諸費、本年度予算額45万円。葬祭費として、1件当たり3万円、15件分を見込み計上しています。

6目傷病手当金、本年度予算額10万円。傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の5類移行前に感染等により療養し、給与等の支払いを受けることができなくなった場合において、傷病手当金を支給するもので、支給額は、国から示された算定式に基づき支給します。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道において決定された通知額をそれぞれ計上するものです。

1項1目医療給付費分、本年度予算額2億173万6,000円。一般医療給付費分として計上しています。

2目後期高齢者支援金等分、本年度予算額5,812万円。後期高齢者支援金等分を計上しています。

次ページ、3目介護納付金分、本年度予算額2,246万8,000円。介護納付金分を計上しています。

次に、4款1項1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,607万4,000円。次ページにかけまして、各医療保険者に義務付けされている特定健康診査及び特定保健指導などに係る経費を計上しています。特定健診受診率向上対策として、健康ポイント制度などの費用のほか、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、特定健診受診率向上支援共同事業の経費を計上しています。

次に、20ページ、2項1目保健衛生普及費、本年度予算額369万1,000円。被保険者の健康づくりのため、人間ドック健診事業などへの助成、医療費通知、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌の予防接種助成に係る経費を計上しています。

5款1項1目基金積立金、本年度予算額1万円。国民健康保険事業特別会計基金利子積立分を計上しています。

次ページ、6款1項1目財政安定化基金償還金につきましては、科目設定です。

次に、7款1項1目保険税等還付金、本年度予算額70万円。保険税の過年度還付金として計上しています。

2目保険給付費等交付金償還金及び3目その他償還金につきましては、科目設定です。

次に、2項1目直診施設勘定繰出金、本年度予算額412万5,000円。直診施設勘定繰出金では、病院事業会計繰出金として、道保険給付費等交付金のうち直診施設整備に対する特別調整交付金分を町立病院へ繰り出すもので、本年度は、医療機器の購入に係る補助金相当額を計上しています。

次ページ、8款1項1目予備費、本年度予算100万円。前年度同額で計上しています。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、給与費明細書の説明をいたします。23ページをごらんください。

1特別職です。本年度、その他特別職9名で、国保運営協議会委員の報酬14万円を計上しています。次ページにまいります。

2一般職です。本年度、会計年度任用職員2名に係る報酬411万5,000円、期末手当48万1,000円、勤勉手当34万4,000円、共済費92万円と、住民課及び保健福祉課職員、計6名分の時間外勤務手当59万1,000円、合計で645万1,000円を計上しています。次ページ以降については、その内訳などとなっておりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。

1款1項1目国民健康保険税、本年度予算額2億302万2,000円。1節から3節につきましては、現年課税分として、いずれも必要額を見込み収納率98%で計上しています。4節から6節につきましては、滞納繰越分として、いずれも実績を考慮して計上しています。なお、1節医療給付費分現年課税分と2節後期高齢者支援金分現年課税分については、令和7年3月末に予定されている地方税法等の改正に伴う課税限度額の引き上げを見込み計上しています。

次に、2款1項1目手数料につきましては、科目設定です。

次ページ、3款1項1目災害臨時特例補助金につきましては、科目設定です。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金、本年度予算額6億8,364万7,000円。1節保険給付費等交付金普通交付金、6億5,699万2,000円。本町の保険給付の実績に基づき北海道から交付され、本町から国保連合会などに対し、保険給付費として支払うものです。2節保険給付費等交付金特別交付金、2,665万5,000円。説明欄、保険者努力支援分では、特定健診・保健指導の実施などの取組の指標に対する交付として、372万9,000円。特別調整交付金分市町村向けでは、医療費適正化に係る費用などに対する交付として、1,225万7,000円、道繰入金2号分では、レセプト点検や収納率向上対策、特定健診受診率、個別指導の積極的な取組に対する、いわゆるインセンティブ分として、829万1円、000円。特定健康診査等負担金では、特定健診に係る負担分として、237万8,000円をそれぞれ計上しています。

次に、2項1目財政安定化基金交付金につきましては、科目設定です。

次ページ、5款1項1目利子及び配当金、本年度予算額1万円。国民健康保険事業特別会計基金積立金の利子分を計上しています。

次に、6款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額8,122万1,000円。一般会計繰入金については、国が定める一般会計が負担すべき繰入基準に基づき計上しています。説明欄、国民健康保険基盤安定繰入金5,826万5,000円の内訳といたしましては、保険税軽減分として、応益分の軽減相当額を公費により財政支援するもので、財源は道4分の3、町4分の1で、3,766万9,000円です。また、保険者支援分として、保険税軽減の対象者数に応じて公費により財政支援するもので、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、259万6,000円です。いずれも、補助金は一般会計の歳入で受け、町負担額と合わせて、本特別会計に繰り入れるものです。

次の、未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児均等割保険税5割の軽減措置に対する公費負担分で、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、56万5,000円を計上しています。

次の、産前産後保険税繰入金は、産前産後被保険者の保険税の軽減措置に対する公費負担分で、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、58万7,000円を計上しています。

次の、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金は、市町村国保の財政安定化のため、地方交付税で措置され、一般会計から国保会計へ繰り入れるもので、1,586万8,000円を計上しています。

次の、国民健康保険出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2となる266万6,000円を計上しています。

次の、国民健康保険事務費繰入金は、国民健康保険事務に係る経費のうち、繰入基準に基づき327万円を計上しています。

次に、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、本年度予算額633万4,000円。国民健康保険財政の安定化を図るため財源調整分を計上しています。

す。参考としまして、令和7年度末基金残高は、1億86万5,000円となる見込みです。次ページ、7款1項1目繰越金、本年度予算額100万円。令和6年度からの繰越金を見込み計上しています。

次に、8款1項1目延滞金から、2項2目過誤払給付費返納金までは科目設定です。

3目雑入、本年度予算額40万円。特定健診に係る一部負担金を計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ、本年度予算額9億7,564万円、前年度対比で2,389万2,000円、2.4%減額の予算編成となっています。

以上で、議案第15号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

石川委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

熊木委員 1点だけ伺います。高額療養費が引き上げになった場合の影響額を伺おうと思ったんですけど、お昼のニュースで患者さんとか医師会、国民の猛反発があつて断念したということでしたので、現在高額療養費を使って医療を受けている方の人数はわかるのでしょうか。それが分かれば教えてほしいと思います。

住民課長補佐（国保医療担当） 今のご質問に関してですが、令和4年から5年までに関して件数として把握しているのですが、令和4年が1,419件、令和5年が1,457件ということで令和6年度については、今はまだ見込みの段階ですけども、1,440件程度というふうに捉えておりまして、おおむねこの3年間でいけば1,400件程度で推移しているというような状況でございます。以上です。

熊木委員 いろいろな病気、癌とかすごく多いですし、だから今までさえも高額療養費を使いながらようやく生活をしているような状態で、今回もしこれが通れば、治療を断念するという形になったかと思うんですよね。やはり今後も注意深く見ていただきたいと思いますので、いろいろ相談とかあった場合には適切に対応していただきたいと思います。要望して終わります。

石川委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

なければ質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、国民健康保険特別会計につきましては、これで終了いたします。

引き続き審査順序7番目、後期高齢者医療特別会計について、審査を行います。説明をお願いいたします。

住民課長 議案第18号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明をいたします。初めに、歳出の説明をいたします。予算書9ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額126万円。システム保守など一般事務に係る経費を計上しています。

次に、2項1目徴収費、本年度予算額54万3千円。保険料納入通知書の印刷、郵送料や収納手数料などの経費を計上しています。

次ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億4,017万8,000円。ここでは、広域連合の構成員である市町村が納付する負担金を計上しています。説明欄、事務費負担金は、市町村均等割75歳以上の高齢者人口割及び市町村人口割により算定されています。

次の、保険料等負担金につきましては、本町が徴収する保険料と延滞金を広域連合へ納付するものです。

次の、保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分を広域連合に納付するもので、財源につきましては、北海道が4分の3、本町が4分の1をそれぞれ負担し、いずれも一般会計で措置をしています。

次に、3款1項1目保険料還付金、本年度予算額12万円。実績を考慮して前年度同額を計上しています。

次に、4款1項1目予備費、本年度予算額10万円。前年度同額で計上しています。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額9,942万7,000円。1節現年度分9,939万7,000円。2節滞納繰越分3万円です。後期高齢者医療保険料は、広域連合が算定したもので予定収納率は100%で計上しています。なお、保険料につきましては、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。令和6年度、7年度の保険料率は同一となっています。

次に、2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定です。

次に、3款1項1目事務費繰入金、本年度予算額777万7,000円。事務費繰入金のうち町業務分につきましては、歳出で説明いたしました総務費と予備費の合計額を計上しています。広域連合共通経費分につきましては、歳出の広域連合納付金のうち事務費負担金と同額を計上しています。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額3,477万5,000円。歳出の広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金と同額を計上しています。保険料軽減額を道が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものです。道の4分の3の負担額は一般会計の歳入で受け、町負担額と合わせて本特別会計に繰り入れし、歳出で一括広域連合に納付するものです。

次ページ、4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円。令和6年度からの繰越金として科目設定しているものです。

次に、5款1項1目延滞金につきましては、科目設定です。

次に、2項1目雑入、本年度予算額21万9,000円。実績を考慮して計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ、本年度予算額1億4,220万1,000円、前年度対比で711万3,000円、5.3%増額の予算編成となっています。以上で、議案第18号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。(なしの声)
それでは質疑を終了いたします。後期高齢者医療につきましての審議は終了いた

します。

本日予定しておりました審査項目が終了いたしましたので、来週月曜日、10日
午前9時半まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 4時11分)

予算審査特別委員会記録

(2日目 R7.3.10 9:30 ~15:13)

石川委員長 皆さんおはようございます。7日より延会となっておりました予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名です。それでは、早速審査してまいります。

審査順序の8番目、5款農林水産業費について審査を行います。説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 予算書につきましては、90ページをお開きください。90ページ下段から、91ページ上段、5款1項1目農業委員会費、本年度予算額767万7,000円。農業委員会運営経費として695万5,000円。事務局経費として72万2,000円を計上しております。以上です。

産業振興課長 予算91ページです。予算資料13ページから14ページになりますので、あわせてご覧ください。

2目農業振興費、本年度予算額4億4,483万8,000円。説明欄、農業振興経費では、総合農政推進協議会開催に係る委員報酬、委員費用弁償、米麦改良協会負担金をはじめ、次ページにかけて、農業関係団体等への負担金や補助金など177万7,000円を計上しています。

次に、有害鳥獣対策事業では、実施隊員10名の報酬、個体処理手数料、各業務委託料、次ページにかけて、狩猟免許取得支援事業助成金など398万4,000円を計上しています。

次に、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標調整や確認を行う南幌町農業再生協議会補助金として415万9,000円を計上しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では、各地区の圃場整備完了後に生じる農地補修に係る農機具の導入経費として739万2,000円を計上しています。17節備品購入費のレーザーレベラーは、暁第1地区に1台導入する予定です。

次に、農業振興補助金交付事業では、南幌町農協が取り組む重点施策事業に対する補助金として400万円を計上しています。

次に、農業経営高度化促進事業では、農地及び農業水利施設の整備に伴う農家の負担軽減措置の費用として、工事に伴って休耕となる農家の所得損失の補填のための負担金として、1億9,650万3,000円を計上しています。令和6年度にて、三重地区が事業完了するため、予算額が縮減となっております。なお、財源措置として、歳入予算の道補助金で1億4,285万円。町債で、3,340万円。総額1億7,625万円を計上しています。次ページにかけて、農業制度資金利子補給事業では、平成24年度まで、認定農業者等が借入を行った農業経営基盤強化資金の利子補給補助金として、118万3,000円を計上しています。

次に、担い手育成対策事業では、農婚塾負担金や4Hクラブ活動補助金のほか、新規就農に対する担い手育成対策奨励金などの経費として、155万4,000円を計上しています。

次に、地産地消活動推進事業では、農産物加工センターの管理経費、キャベツキムチ町民還元事業などの経費として381万7,000円を計上しています。次ページにまいります。

都市との交流と販路拡大事業では、グリーンツーリズム事業をはじめ、町内外に本町の農産物をPRする経費として86万7,000円を計上しています。

次に、食育活動推進事業では、食育推進計画策定委員会開催に係る委員報酬、費用弁償をはじめ、小学生におけるバケツ稻づくり学習や、子育て支援米支給業務、包括連携協定している北海道文教大学との連携事業、次ページにかけて、夕張太ふれあい農園業務などの経費として1,002万7,000円を計上しています。なお、対前年比330万円ほど増額しておりますが、主な理由は、12節委託料で、子育て支援米支給業務に係る米価の高騰分と支給対象者の増加見込みによるものです。

次に、多面的機能支払事業では、農業農村が有する多面的機能の維持、発揮を目的に、分水区ごとに組織されている三つの活動組織への支援交付金と推進事務費として、1億9,637万5,000円を計上しています。なお、財源措置として、歳入予算の道補助金で1億4,732万円を計上しています。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を目的に取り組む農業者への補助金と推進事務費として、1,320万円を計上しています。

続いて、うち3目農地費、本年度予算額3,652万8,000円。土地改良事業経費では、道営経営体育成基盤整備事業、鶴城1期地区、暁第1地区の換地業務経費のほか、次ページにかけて、農業農村整備推進本部負担金や水利施設管理強化事業補助金などの経費として、3,652万8,000円を計上しております。続いて100ページ中段にまいります。

2項1目林業振興費、本年度予算額259万7,000円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布業務経費、町有林の倒木等処理経費のほか、地域材活用推進事業として、森林環境譲与税基金を活用し、町内企業が製作する道産木材を使用した道具箱を小学1年生に贈呈する経費として、259万7,000円を計上しています。以上で農林水産業費の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

家塚委員 予算書の92ページになりますが、有害鳥獣対策事業、決算審査のときも少しお話しさせていただいて、現在獵友会の方々10名ほどの協力をいただいてやっているということで、前年度の予算を比較すると少し増えているのかなという感じはするのですが、この辺の要因ちょっと教えていただければと思います。

農政係主査 予算が若干上がっているものとしまして、獵友会と相談をさせていただいて、資格を維持するための費用とかを今年から補助していくということで、それ以外の部分も多少あるんですけども、そういった部分で、少し金額上がっているような状態です。以上です。

家塚委員 分かりました。南空知の中での取組でいろいろやっているんだろうと思うのですが、例えば、アライグマだとかいろいろ捕獲するときに、ほかの町村と単独でやる場合、金額的には統一されているのか、それともそれぞれの町の事情に応じた

委託手数料でやっているのか、その辺お願ひします。

農政係主査 一応各単価につきましては、南空知4町で統一されている金額となっております。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

熊木委員 14ページの環境保全型農業直接支援対策事業の中の、この事業について少し説明をしていただきたいなと思います。その説明の後でまた質問しますので、お願ひします。

農政係主査 環境保全型農業直接支払事業ですけれども、基本的には化学農薬や化学肥料を、北海道の慣行と呼ばれる一般的な量を半分以下に減らした上で、緑肥であったり堆肥であったり、有機農業であったり、水田においてのフェロモントラップというカメムシを誘引する罠といった取組に対して補助が出るという事業になっております。

熊木委員 これは継続事業なんですけれども、予算的には310万少なくなっていますよね。それで、この構成員が13経営体ということなのですが、これは増えている傾向なのかこれからもう少し増やすということなのか、それが1点です。

予算が少なくなったことの説明と、もう一つ、先ほどの説明を受けて、この資料の中でも、やはり減農薬というか環境に配慮して5割低減するということを考えると、もう少し内容をPRして、例えばそこで生み出された野菜とかを町民が購入できる仕組みだとその辺は、広げていくべきと思うんですけども、それがどういうふうになっているのか、広げられないのかその辺を伺います。

農政係主査 取組のまず人数ですけれども、現在13名おりまして、5、6年ほど前までは17名ほどいたんですけども、取組の人数は少し下がった状態で、ここ数年は横ばいという状態です。昨年から300万円ほど金額落ちた部分ですけども、実は昨年、令和6年で1名取り組みたいと手を挙げた方がいたものですから、その方の費用を予定して令和6年度は予算を組んだんですけども、実際に取組の中身を聞いた時点ではちょっと対象にはならない事業だったものですから、その分で予定よりも1名減になったところで300万ほど落ちたという状態です。PRの関係ですけれども、現在13戸のうち、野菜をつくられている方が4件あります、その4件で朝市や各直売所、ビューローで野菜の販売を行っているところではあるのですが、熊木委員の言われたとおり、PR等は特にしてはいない状態です。ただ、このPRに関しては生産農家さんの考え方もあるかと思うので、今後相談をしながら、PRをしていくべきものなのか、する場合はどのようなPRをしていくのか、そういうことは相談させていただいて、今後考えていくべきだと思います。以上です。

熊木委員 今の説明で、野菜をつくっているところが4件ということで朝市とかでも販売していると。この13経営体の集めたその面積というか、それはどれぐらいの面積で耕作しているのかということと、以前学校給食の関係で、地産地消で有機野菜を学校給食に取り入れてはどうかというような質問をしたときに、そのときの答弁ではなかったんですけども、後日有機をつくっている農家さんが私の想像では3から4ぐらいなのかなと思っていたら、12とかそういうことをその時言わされたんですね。それをもう少し町内でもPRというか、こういう安全な野菜をつくっている農家

さんがたくさんおられるということで、それを購買できるような仕組みということをもっと工夫して取り組んだほうがいいんじゃないかなと思ったんですよね。ただ、今の答弁では、4軒の農家さんとも相談しながらということで、農家さんの経営の考え方とかそういうものもあるからということでしょうけども、その辺、面積とその部分を最後に伺いたいと思います。

農政係主査 環境保全の取り組まれている全体の面積ですけれども、令和6年度で約170ヘクタールになります。そのうち有機農業をやられている方が約24ヘクタールぐらいとなっております。

産業振興課長 野菜の方4件のうち2件は直売所を持っている方です。その2件のうち1件が朝市に出てきている方で、ビューローでも野菜を置いていますけれど、その朝市で有機野菜を扱っていますという我々もお話しできるんです。ただ、残りの方は有機ではないものですから、そこはちょっと配慮しなきゃならない。その人だけをPRするというわけにはいかないのかなというふうに思っていますし、自分たちでやられている直売の人は、それなりのPRはされているかと思いますので、そういう部分では委員のお考えの気持ちも分かるのですが、運営している側のお手伝いする側としては、その部分は他の有機じゃない野菜づくりされている方も販売もされているわけですので、そこは配慮した中の対応となっていますので御理解いただきたいと思います。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員 関連なんんですけど、この環境保全型農業直接支援対策事業は、事の経緯が分かっていないんですけど、こういうような補助金は、これが欲しいという方がいたからこの事業が始まったのか、それとも有機とか減農薬みたいなものを増やしたいという思いで始めたものなのかという確認なんんですけど。

産業振興課長補佐（農政担当） この環境保全型農業者直接支払事業ですけれども、これは国の事業です。町の事業ではなくて、先ほども御説明したとおり、対策をとることによって地球環境の保全ですとかそういった部分になるようにということで創設されたものでございますので、御理解いただければと思います。周知につきましては、毎年、営農振興組合長会議の場でこういった事業がありますということで、各農家さんには毎年周知しているところでございます。以上でございます。

高橋委員 今、農薬を普通に使っている農家さんに対して、少しプッシュというか、どうですかというような働きかけみたいなものというのは、今までやってこられたりしたんですか。

産業振興課長補佐（農政担当） 先ほどもお話ししたとおり、毎年その事業がありますということでPRはさせていただいております。その取組を実施する、しないにつきましては、やはりそれぞれの経営者の方々の考え方等はあるものですから、我々がここまで突っ込んで、この事業何が何でもやってくださいという話はならないと思いますので、まず我々ができる範囲としましてはそういう制度がありますという情報周知、それと、それに手を挙げていただいた方に対しての事務手続を我々がやるという役割分担の中で実施しているというところでございます。以上です。

高橋委員 こちら側のこういうことをやっている、何のためにやっているというこ

とを伝えた上で周知をしているということで、もしできればやっていただきたいということは言っていないということですね。こちらの思いはちゃんと伝えているということですね。

産業振興課長補佐（農政担当） そのとおりでございます。当然そういった事業の中身については、いろいろプリントですとかそういった部分で周知しております、そこについては各農家さんが、自分が当てはまるのか当てはまらないのか、そういう部分を精査していただいて、手上げをしてというような状況でございます。以上です。

石川委員長 よろしいですか。とても手間がかかるのでなかなか農家自らやろうと思わなかつたら、この事業に乗れないと思います。ほかにいかがでしょうか。

西股委員 すいません。事前に申し入れていなかつたんですけれども、今農政の関係というのはいろいろこう変わってきてるいというか目まぐるしく変わっているんですけれども、水活が出てきたりしていますので、そういう中で、農業振興計画をつくっているんですけれども、その見直しというのをどういうように考えているのかなと。農協の関係でも、中期計画自体は3年に1回今でも書いているのかなと思いますので、それとあわせた中でどのように町としても振興計画を考えているかということについて一つ教えてください。

産業振興課長補佐（農政担当） 農業振興ビジョンですけども、こちらにつきましては、国のはうで今進めております食料・農業・農村基本法並びに、現在策定中でございます基本計画、そちらのほうが今年3月末までには出るだろうというところとあわせて、現在農協さんで行われております第16期の3か年の中期計画、そちらのほうが7年度からのスタートということで、そこの部分につきましては出た段階で我々もその内容を精査し、あと、農協さんとも当然協議を進めながらこの振興ビジョンのほうの見直しにつきまして検討していきたいというふうに考えております。以上です。

石川委員長 よろしいですか。（はいの声）

ほかにいかがでしょうか。（なしの声）

なければ、農林水産業費につきましての審議は終了してよろしいでしょうか。（はいの声）それでは、農林水産業費は終了いたします。

続きまして、審査順序9番目になります。第6款商工費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

産業振興課長 予算書は101ページ、予算資料は14ページ中段から15ページになります。あわせてごらんいただきたいと思います。

6款1項1目商工振興費、本年度予算額1億1,321万2,000円。令和6年度より、ふるさと応援寄附事業、並びにふるさと納税返礼品など、コーディネート活動する地域おこし協力隊設置事業の経費を移行しております。ふるさと納税返礼品など、コーディネート活動していただいた地域おこし協力隊につきましては、本年度任期満了となりますので、令和6年度予算に係る地域おこし協力隊設置事業の経費が主な減額理由となっております。説明欄まいります。商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業と地域振興事業に対する補助金として752万9,000円を計上しています。

次に、中小企業利子補給事業では、中小企業者への負担軽減対策として、北海道中小企業総合振興資金融資に対する中小企業総合振興資金利子補給助成金として282万5,000円を計上しています。

次に、ふるさと応援寄附事業では、ふるさと応援寄附に係る事務経費、中間事業者との業務委託料など、9,997万円を計上しています。なお、歳入予算のふるさと応援寄附金は、令和6年度の寄附見込みを踏まえ2億円を計上しています。

次に、商工振興経費は、南空知4町広域連携事業で行う消費生活相談窓口業務の負担金のほか、次ページにかけて、空き店舗活用支援事業補助金として288万8,000円を計上しています。

続いて、2目観光新観光振興費、本年度予算額2,423万8,000円。説明欄です。観光協会運営助成事業では、町長杯争奪パークゴルフ大会の経費、観光協会特販場、常駐職員配置経費など、観光協会の運営に対する補助金として492万6,000円を計上しています。

次に、南幌温泉経費では、南幌温泉指定管理料、町民無料入浴券配布事業負担金として1,080万円を計上しています。なお、南幌温泉は本年度、大規模改修をさせていただきましたので、指定管理料は当初の500万円にしております。リニューアルオープンして1か月が経過しましたが、現時点では、改修後の水道光熱費等を抑えられているお話を伺っております。今後、改修効果を確認してまいります。

次に、イベント経費では、昨年度より開催したなんぽろ盆踊りの経費として106万1,000円を計上しています。開催時期は8月中旬、場所は中央公園を予定しております。実施体制は、職員の中で体制を組んで運営してまいります。次ページにかけて、地域おこし協力隊設置事業では、本年度、任期満了となる外間隊員の後任者として新たに4月から採用を予定する観光振興活動に取り組む地域おこし協力隊1名の配置に要する経費550万円を計上しています。なお、令和7年度は採用1年目となるため、会計年度任用職員形態の任用に変更しております。

次に、観光振興経費では、町内4施設に設置しているデジタルサイネージの運用経費のほか、北海道そらちグルメフォンドイベント負担金、次ページにかけて、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会負担金など195万1,000円を計上しています。

続いて、3目ふるさと物産館管理費、本年度予算額1,796万5,000円。ふるさと物産館管理経費では、施設の管理運営並びに維持管理に係る経費として1,796万5,000円を計上しています。昨年度より増額している理由は、施設修繕費の増加であります。以上で商工費の説明を終わります。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ってまいりたいと思います。

湯本委員 空き店舗活用事業についてお聞きしたいんですが、大体どのぐらい昨年度は問い合わせがあったのか、具体的なこの事業について進展している件数とか、それから空き店舗活用事業において、居住者がいてなかなか店舗の借入れが難しいという声も聞くんですけど、具体的に障害になるといったらあれですけど、どういうところがネックになって成立してないのかという、具体的なお話がちょっとできるところまであれば、お聞かせください。

産業振興課長補佐（商工観光担当） ただいまの御質問の問い合わせの状況ですけれども、令和6年としては申請2件で、昨年度から継続が2件ということで計4件の実績となっております。それ以外の問い合わせですけれども、ここ1週間で約4件きておりまして、具体的に決まりそうだというのが2、3件というふうに感じております。恐らく5月、6月ぐらいのオープンを目指しての進展かなというふうに思いますけれども、そういういた状況があります。

それと空き店舗の今の登録件数については、現時点では今の部分多少前後しますけれども、7件ほどかなと思います。ただ、中身としては、スナックビルの跡というところぐらいしか残っていないのが現状でございます。問い合わせがよく多いのは、路面店の駐車場があるところというのを皆さん要望されております。なかなかそこはない状態というところと、現在お店をやっていたけれどもというところについても、どうしても住居兼というようなことがありまして、なかなか店舗との分離が難しいというところから登録には至っていないというようなのが実態になろうかと思います。

湯本委員 その住居ということになると様々な条件が出てくるんですが、借りる側のほうとしても様々な状況出てくると思うので、そういう調整というか、店舗所有者との間で、町のほうというのはどのぐらい関わるのか、例えば、新たな居住者に空けていただいて借りるような状況にするためには、話し合いの仲介まで持っていくのか、当事者間だけの話で今進めているのか、その点だけお聞きします。

産業振興課長補佐（商工観光担当） 今までの件でも、例えば例を挙げますと、よんないよんなーは住居兼でつながっておりました。もともと家主さんとしても貸す予定はなかったといったところで、借主からの相談を受けまして、思いついたところがそこというところで、私のほうが介入してお願いしたというところでございます。ただ、分離するに当たって壁を工事するとか、様々な経費がどうしても家主さんにつかることという部分があるので、強くというのはなかなか難しいところがございます。借主の条件としては3年間の縛りがありますので、3年間の家賃の中での改修として、ある程度見込めるのではないかというところも含めて御相談させていただいて、実施に至ったということがあります。ほかの部分もそれほどの補償というか、できるわけでございませんので、あくまでこの制度としても1年間しか補填できないという部分もありますので、そこでその改修費用が回収できるのかどうかというところは難しいものがありますので、それなりにその状況に合わせて介入の深さもあるのかなというふうに思っております。以上です。

石川委員長 よろしいですか。（はいの声）

ほかにいかがでしょうか。

加藤委員 自分からはふるさと応援寄附事業について質問したいと思います。現在、日本のふるさと納税の市場規模が年々拡大していっていますけれども、その中で南幌町にいただく寄附の額っていうのが微減といいますか、ほぼ横ばいの状態でいると思います。その中でちょっと伸び悩んでいる原因といいますか、その辺の分析をどのようにしているのかを伺います。

商工観光係長 ふるさと納税の6年度の寄附状況お話しさせていただきますと、昨年度約1億8,500万円に対し、今年度につきましては、約95%の1億7,50

0万程度と見込んでおります。原因としましては、昨年度はタマネギですけれども、市場の流通量の減少と価格高騰から、なかなか小売店舗で購入ができないような状況になっておりましたけれども、南幌産のタマネギがふるさと納税の返礼品として選ばれて、そちらの寄附が好調でありました。ただ、今年につきましては、タマネギの流通量、価格ともに平年並みとなってしまっていますので、昨年よりはちょっと少ない寄附状況となっております。またそれから米不足により、ゆめぴりかの確保がなかなか難しく、通常は2事業者からの返礼品を確保していたんですけども、6年度はちょっと1事業者が確保が難しいということで、1事業者が去年よりは量は増やして出していたいただいていたんですけども、1事業者しか対応ができなくなつたことが、多少、少なくなった原因と思われます。以上です。

加藤委員 理由は理解しました。やはり、南幌町のお米だとか野菜だとかっていうのはすごく魅力的な商品価値のあるものであると同時にやっぱりその市場価格というものに左右されやすいんだなっていうのが今回の米のだったりそういうもので自分も痛感したところではあるんですけども、6年度から商工に移管された事業ですよね。その中でやはりいろんな横のつながりですとか商工とも連携もしつつ、今までやっていたいしているとは思うんですけども、やはり安定的に見込めるような形でこの特産品の開発の件ですとかいろいろ自分もお話を聞いたりするんですけども、やはり市場規模が拡大しているということをちょっと意識して、やはりたくさんの寄附をいただけるように、今後も、努力をと言ったらちょっと上からで大変申し訳ないですけども、期待しておりますので、いい結果が出るようにと期待しております。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

家塙委員 私のほうから1点だけなんですが、盆踊り事業、昨年開催をして大変好評だったかなという感じがします。運営等は、役場が中心になってやったということなんですが、実は昨年やっているところに町民の方が、私たちも当日だけ手伝うことができるよっていう話もあって、ちょっとその旨、原課のほうに話をしておきますということで伝えたんですが、原課としてそれぞれイベントがある中で、盆踊りについては役場の職員が主体となってということだったかなと思うんですが、そういう町民の声があることを受けて、原課としてどう考えるか、ちょっとお願ひしたいと思います。

産業振興課長 本当にお気持ち伝えていただきました。ありがとうございます。本当に手伝いしていただけるということで、非常にそういう気持ちを大事にしたいんですけども、まずこの盆踊りの実施の考え方が、それぞれの商工会がふれあいまつり、農協は夜まつり、町は盆踊りをやるという形で、令和6年度からなりました。その中で町が実施するものですから、自動的に職員がやるという方向性になってございます。実際、昨年イベントを実施してきたわけですけども、お手伝いをしていただくの非常にありがたいです。町の職員も、一応管理職だけで今ちょっと運営する体制でやっています。実際やる業務内容もテント設営ですか、あとはもうやぐらですか、電設工事もですね、全部業者委託の格好になっていますので、実際のお手伝いする部分としては、職員で十分賄えられるという格好になっていますので、お気持ちだけいただきまして、あと、お手伝いをしていただいた中で、我々もお手伝いさんと一緒にや

ったとしても、ほかの職員が少しこう空いている状況となりますと、ちょっと見栄え的には、そういうのもちょっとあつたりするものですから、我々の側でやらせていただこうという考え方で、お気持ちだけ十分、あとお手伝いということであれば、当日の参加をお手伝いという形ではなく参加をしていただいて、盛り上げていただければという考え方でございます。よろしくお願ひします。以上です。

家塙委員 分かりました。ただ、町民と一緒に、何かこうつくり上げていくというのは、やはり協働のまちづくりっていう、そこにつながっていくのかなっていう感じがしますので、ただ、言われるよう、役場の中でやっていくっていう考え方なので、それはそれとしても、きちっとそういう説明があったということで伝えておきます。

産業振興課長 あとは、出店者も我々のほうで応募をかけて、その出店者も1スタッフとしてお手伝いさせていただいているので、あわせてそこの部分からも入れられる部分があれば、そういうところでお手伝いということも考えられるかと思いますので、そこはまた、出店者とお話ししながら進められるかなというふうに考えていて、そこはまたお話をていきたいと思います。以上です。

石川委員長 よろしいですか。では、ほかに。

熊木委員 103ページの観光振興のところで、デジタルサイネージの活用方法のところをちょっとお聞きしたいです。運用委託料が101万円になっているんですけども、担当課の活用のところで自分たちで何か工夫してできるようなことがあるのかどうか、それと運用委託料はどういうものが含まれているのかをお聞きします。それから、もう設置されてから繰り返し同じプロモーションビデオが流れるということはないのかもしれないんですけども、やっぱりその辺をもっと工夫する必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺について何か考え方とか、こういうふうに今は活用しているというものがお聞かせください。

商工観光係長 デジタルサイネージの運用費用ですけれども、現在表示灯株式会社というところに委託しております、データ通信量ですかサーバー接続費など機械の維持管理ということで委託料を支払っております。また、内容の軽微な修正なども行ってはいただいている。内容の工夫をということで、昨年の6年度の決算特別委員会でも御意見ありましたので、こちらの役場のほうで操作ができる、右側の動画の画面があるんですけども、そちらにつきましては、はれっぱの動画を2種類繰り返し流していたんですけども、栗山警察署からの依頼もあって、現在は闇バイトの動画ですか、そういった道民への注意喚起に関する動画を流しております。それから今後になりますけれども、そちら応援大使の方が鈴木貴之さんというタレントの方ですけれども、その方のショート動画を南幌も含めて、空知全体の各自治体でショート動画を現在つくっておりまして、その動画を流していく、増やしていく予定となっております。また、動画以外の大きな画面につきましては、コンテンツ内容の見直し時期につきましては、1月にリニューアルした温泉と、それから新設を予定していますキャンプ場の情報を更新するため、あと、飲食店情報なども、多少閉店したり、新しいお店ができたりということで変わっておりますので、現在、こちらでは令和8年度に内容の更新をできたらなと考えております。あと、そのほかにこちらのほうで、観光客周遊対策向けの設備なので、観光客に対してのPRのできるものと考えております。

ますものは、例えばすけれども、観光協会などが中央公園で開催するようなイベントなどは動画のほうでお知らせをしたりということはできるかなと考えております。以上です。

熊木委員 内容変わってきているということは今理解しました。それで、観光情報とかイベントの情報の発信とか、やはりその辺は、せっかくある媒体なので、やっぱりもっと活用したらいいかなと思うんですよね。それで、例えば地域おこし協力隊の方が、動画を撮ったり、ドローンで撮った何かとかいろいろありますよね。そういうので、ユーチューブとかいろいろ自分で見られる方はそういうのをフェイスブックとかなんかで見ているんですけども、なかなかそういうのが見られない人にとっては、やっぱりせっかくその施設に行ったときに、デジタルサイネージがあって、そこにそういう情報とかがあるとすごく手軽に見られて、新しい発見をされると思うんですよね。だからそれがすごく大事かなと思っているのと、町で、例えば、野祭とかのイベントで多くの方が参加されていろんな催しをやっているんですけども、そういうようなものがちょっと流されたりとか、あと、例えば、町民からこういうようなショート動画をつくったんだけれども、これをぜひ検討というか採用して何かそういうことができないかとか、もう少し町民にとってもその活用の幅が広がるというか、そういうような形にできないものかなと、ちょっといろいろこう著作権とかいろいろ難しいこともあるかもしれないんですけども、より身近なものになるようにしていくことができないかなと思うんですが、その辺では何かそういう検討とかされるか、ちょっと考えあれば伺いたいと思います

商工観光係長 御意見ありがとうございます。地域おこし協力隊の動画テストが確かに4月から新しい協力隊も来ますので、そういうことはちょっと考えさせていただきたいと思います。また、イベントの動画とかは、現在6年度も少し、この間観光協会で開催した冬まつりのスノーモービルの動画とかも撮影しておりますので、そういうものをちょっと編集ができ次第、サイネージのほうで流せるようにしたいと思っております。また、一般町民からのショート動画の募集ということですね。内容的にそれが大丈夫なものかどうかっていうのもちょっとありますけれども、やはりプライバシーの肖像権とかの関係もありますので、そういうことを踏まえながら、もしそういった問い合わせとか申込みがあった場合は、適切に対応させていただきたいと考えております。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ちょっとその関連ですけども、あそこに載っている商店の方から、負担金ですか、掲載料の料金が高いと、少し半額でも助成してくれないかという要望が上がっていると思うんですけども、それに対して今回どういうふうな形で対応されるんでしょうか。

産業振興課長補佐(商工観光担当) ただいま御質問のあった掲載料ですけれども、初年度については現状のままいかせていただくんですけれども、2年目以降継続については、現在半額、減額をする予定で進めておりますので、御理解いただければと思います。

石川委員長 初年度ということは、今年はということですか。掲載されて、それを1年やった方は2年目から。

産業振興課長補佐（商工観光担当） 2年目から半額というような形です。

石川委員長 そうですか。分かりました。ほかに。

西股委員 それでは私のほうから、2点伺います。1点目、南幌温泉の関係ですが、新設されたサウナの状況、入館状況、私も行ったり何回も見ていましたんだけども、1日当たりの聞くところによると、やはり、入館者というかサウナの部分だけでいっても非常に少ないんじゃないかと。例えば30人とか、50人とか来て250円なりの料金で計算した場合、すごく安いだろうと。1,000円にして、かなり少ない金額にしかならないんですが、100人来たって1,000円でやって1日10万ですよね。そうやって考えていったときに、あの施設を賄うだけの金額になるのかなというようなものがあるので、そこらの考え方を教えていただきたいなと。せっかくあれだけの施設をつくって利用されていないということになると非常に問題になってくるわけですね。特に、あそこのサウナを使っていた方が、聞くと、やはりいろいろ弊害があるという話も聞いています。1番簡単に言うと、サウナから上がって水を浴びて、休む場所が室内にない。例えば、椅子1個でもあればそこで休めるんだけどもそれがない。外の外気用のところしかないというのもあるので、そういうところは改善できないだろうかっていう声も聞いています。もう一つ、やはり入館料の関係では、1,000円ですが、無料の券だとかそういうものに対して250円を足して、それで入れる方はそれは入れないということなんですが、3枚の入浴券をうまく活用して、例えば250円じゃなくて500円取ってもいいから入れるだとか、少しでもサウナのほうへ行ってもらう、リピーターになってもらえるような方策もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の考え方を一つお聞きしたい。そのほか今回のことについてはいろいろあるんですけども、予算の部分ではこれを確認させていただきます。

それと二つ目がふるさと応援寄附金事業の関係ですが、これは今の地域おこし協力隊が卒業になっていなくなるんですが、今回新しく入る方は、あくまでも、観光事業の地域おこし協力隊の代わりだというように伺っております。ふるさと応援寄附金事業については、地域おこし協力隊がそのまま独立してやっている部分にお任せするというような感じになっているんですが、今後、商工費の関係というか、産業振興のほうではどうやってその結びつけというか関わりを持ちながら進めていくのか。あちらのほうに全部お任せしてやってという話にはならないのかなと。やはり町が主導権を持ちながら、いろいろやっていかなきやならないんじゃないかなと思うんですが、例えば、先ほどの米の関係が、なかなか手に入らないということであれば、町のほうでもどうしたら米を獲得できるような方策があるのかということを、今独立された方と協議していく場というのはやっぱり必要なんじゃないかと。ないからそれで終わりという話じゃないというふうに思いますので、なければ次に違う業者を探すかっていう話になる。そういうところを踏まえた中で、どういうような考え方を持っているのか。この2点についてお願ひします。

産業振興課長補佐（商工観光担当） 一つ目のサウナの特化施設についての入館状況なんですかでも、オープンした1月の半月間で1,414人、2月は1,681人ということで、平日は平均35人から40人ぐらい。土日で80人から100人の

利用となっています。入館料1,000円で安いのではないかという部分、こちらも当初アンビックスから1,500円にしたい旨の要望がありました。ただ、大規模改修によりランニングコストがダウンしたことや、サウナ特化型施設、こちらを広く浸透させるためにも、当面1,000円以下で設定いただきたいという旨の申し入れを行いまして、現在運営している状況です。今後においては、値上げというのも入ってくる可能性はあります。実際に浴槽がなくなったことでボイラーが一つ稼働しなくて済んでいることから、水道代と重油代が大幅に減少しています。大型化されたサウナのガス代、こちらのほう上がりますけれども、これは今までなかつた新たな入館料として1,000円を求めておりまますので、こちらの収益額でカバーできているということで全体としては大幅なコストダウンと収益率の改善が図られております。リニューアル前の懸案事項であった赤字体質からの脱却ということが目的で今回改修に至ったかと思いますけれども、こちらの部分は確実に進んでいるものと考えています。サウナ施設の目的とした部分ですけれども考え方ですね、計画としての損益分岐点、こちらについては年間1万人で設定させていただいております。これは1日平均30人となります。宿泊人数と同数という位置づけです。位置づけとしては、あくまでプレミアム感と話題性による付加価値の創造が目的でゆったりと御利用いただくことが狙いであることから、こここの施設だけの利益確保を目的とした施設ではありません。あくまでコストダウン、プレミアム制の創造という部分でございます。サウナのお客を誘致する方策としては、じやらんなどの有料広告を行っており、宿泊プラン、こちらへの設定も進められています。ただ、この施設自体が趣味性の高い施設となりますので、PRに向けた話題性はありますけれども、一般向けというような形というよりは、コアな層、いわゆるサウナーの方へ訴求するようなアプローチの展開が必要になっていくということになります。あと、250円加えてという部分の話ですけれども、これもアンビックス側と協議させていただきまして、町として、町民保養券こちらの位置づけというものはあくまでもお風呂、浴槽に対しての保養施設というような位置づけでございます。そこに対して町民の皆さんに3枚ずつ、御提供すると。1,000円のプレミアム性の部分、これは先ほど申し上げましたけども趣味性の高いもの、こちらについては、あくまでも御自身の支払い、使いたい人はお願いしたいというようなことあります。あくまで町としては、浴槽、お風呂に対して支援していくというような考え方でございます。

もう1点、ふるさと納税のOBとの関わりということで、現在、中間事業者としてインサイトとの委託契約及び地域おこし協力隊との協議により事業を進めております。今後の方向性ですけれども、本来ふるさと納税そのものは御指摘のとおり、地域支援のための仕組みであるので、地域内での寄附金の滞留やその先に期待されるはずの資金循環を生み出すことを目指していくべきものだと考えております。将来的には町内企業に委託し、委託料も含め、町と地域による内製化による町内循環をすることが理想なのかなというふうに考えております。しかしながら、業務の完全移行ということではまだ全て100%やっているわけではありませんので、経験も実力も少し不足している部分があるのかなということで、令和7年度については、現在のインサイトこちらのサポートを受けながら、OBとなる地域おこし協力隊の経営するSOUT

Hが全面的に事業を進めていく、もちろん、産業振興課のほうも一緒になって協力していくんですけども、そういう形で将来的に、来年度以降の事業の移行を目指していきたいというふうな考え方でございます。以上です。

西股委員 まず温泉の関係なんですが、サウナについてはプレミアム性のあるものだということで、別物みたいな形の考え方で行っているということなんですが、やはり町民の方は、温泉保養施設というところではそうなんですが、せっかくできた施設が町民がほとんど使われないような形になるのであれば、この無料券を利用してサウナを利用してくださいというように広めるということも必要なんじゃないかなと。例えば、7年度に限りはそういうようにやるよというような期限をつけて進めるだとかっていう形もやはり考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。やはりサウナの状況というのは年間にしてみたら少ない数ですが、これだけでは、経費を上回るような形にはならないのかなと。経費が食っていくというような形にしかならないというふうに思いますので、やはり年間1万人という計画がどうなのかなと。1万人で1,000円掛けていって、経費はどのくらいかかるんだろうかという部分を考えていくと、ちょっとどうかなと。せっかく温泉プラスになるのに、その分が食っていくというような形にはあまりしてほしくないなというふうに思っています。

それと、ふるさと応援寄附金事業ですが、この連携はうまくインサイトのほうとやって進めていっていただきたいのと、やはり南幌町の特産品を生み出していくというのは町の仕事だと思いますので、これをどんどんインサイトのほうに提供できるような形をいろいろ組んでいっていただきたいというように思っておりますので、これについて何かあればお伺いします。米の関係についてはちょっといろいろあるので、これはまた後にします。

産業振興課長補佐（商工観光担当） ただいまの温泉のサウナの部分、利用券のほうはアンビックスとも相談させていただきました。確かにプラスにして使えたほうがというふうな考え方も理解できますので、その部分の話もしたんですけども、現状として、あそこはロッカーが30人上限となります。町民の方々が自由に使えるような形というふうなところの確保というか担保ができないのが正直なところであります。ただ、全部が全部使えるようにというと、足りなくなりますので、そうではなくて、違う形というか、例えば一つだけとかというような形が可能かどうかというのを、今後もアンビックスのほうと協議していきたいというふうに考えております。あと、コストの部分については、実際、1年経ってみないと分からぬところありますけれども、現状で支配人と話している段階では非常に効果が出ておりまして、現状のままでいけば、計画の水準は超えますし、黒字にはなるというふうな形であります。いかんせん左側のサウナの特化型施設に投資が相当かかっているという部分から見ると、それの回収とはならないのではないかという考え方も分かるんですけども、全体の施設として、損益分岐点を22万人から18万人に落とすための部分で、温水をなくしたり浴槽なくしたりとかいろいろなことが検討チームのほうでも検討されて、その部分の御説明をして御同意いただいてきたものというふうに思っておりますけれども、その中で、施設をなくすか残すかというようなところから付加価値を上げて、いかにプレミアム性を上げて集客を戻していくかというようなところの観点で作成した部

分もありますので、もう少しちょっと様子を見て、場合によっては値上げをしなければいけないのかもしれません、現時点としては計画数値を超せそうな見込みだというようなところでございます。サウナのほうは以上です。

商工観光係長 ふるさと応援寄附金の関係でございます。返礼品につきましては、私たちの商工観光係にふるさと納税の業務が令和6年度から来たということで、なかなか返礼品の開発については、私たちも積極的に増やしていくことができずに申し訳ございません。令和6年度の寄附金の状況、見込みが、この時期ですので、出てきて地域おこし協力隊と、職員とで話あつたりしまして、これからやつていただきたいなと思っていることについてちょっと御説明させていただきます。まず、お米につきましては、ゆめぴりかやななつぼしなど、現在2事業者が協力していただいておりますけれども、そのほかにもお米を出してくれる生産者を、少量でもいいので出してくれるような農家さんをちょっと増やす働きかけを行うとともに、それから農産物につきましては、同じ一つの種類で、寄附者の選択肢を増やす、例えばこの野菜は10キロの1種類しかなかったけれども、小分けしてそっちで3キロ、5キロ、10キロのメニューをつくって、三つ返礼品として選べるようにする。それから、数量は少ないんですけども、新しい農産品を期間限定みたいな感じになると思いますけれども、農産品を返礼品に加えたり、それから複数の農産品をセットにして返礼したりするということをちょっと取り組んでいきたいと思います。また、加藤委員からもありましたとおり農産物だと、やはりどうしても時期が限られてしまうところもありまして、通年の返礼品として出せる加工品の開発につきましても、地域おこし協力隊と協力してやっていただきたいと思います。今ある返礼品の中でも、こういった返礼品の種類を増やすことによって、寄附者の選択の幅を広げて寄附につながるような対策を行っていただきたいと思いますし、あと、現在返礼品の協力していただいている業者さんにつきましては、町全体になかなか私たち働きかけていることができないので、今後、工業団地とか町内事業者で、まだふるさと納税の返礼品の話をしていない業者さんもあると思いますので、そういったところに直接訪問するなど働きかけを行っていただきたいと考えております。以上です。

西股委員 ふるさと応援寄附金事業については分かりました。ありがとうございます。温泉の関係なんですが、今非常に好調だっている部分は、日帰りの温泉のほうにかなり集客されているのかなと。それによって非常にいい形になっているというのが、何回か行っているうちでもやはり人が多いので、これは入っているなっていうのは分かるんです。ただやはり、1日に30人前後しか入らない施設というかサウナですね、そこでロッカーが町民が無料券持っていたからそれでいっぱいになるなんて話は多分ないと思います。ですから、そういうところもやはり踏まえて、営業時間は10時から21時くらいまでの10時間ぐらいあるわけですから、その中で人間はばらばらに入ってくるわけですから、それでロッカーが全部埋まってしまうなんて話があるのであれば非常にうれしい話じゃないかなと。逆にそういうふうに思いますので。そこら踏まえて、少し検討していっていただきたいなというふうに思います。

産業振興課長補佐（商工観光担当） ただいまの御指摘のとおり、ちょっと検討していきたいというふうに思いますけれども、ただ、現状としてまだオープンしたてと

いうのもあるかもしれません、週末土日については入場を制限する場面も出ております。一概にこう、いいよというのも、難しいところがありましてちょっと様子を見ながら、今後において検討していきたいというふうに思います。以上です。

石川委員長 よろしいですね。ほかにありませんか。

佐藤委員 私のほうからはふるさと就職祝金、これは今年度の新規事業なんですけれども、町長の執行方針のほうにも述べられておりましたけれども、先日、説明を受けたときに、これを町内企業に正社員として2年間勤務した者に対して出しますよ、本町に住んで40歳未満の新規学卒者がUターンの方に10万円支給するということで説明を受けました。その中で、今回の予算は2年後なので今回の予算計上にはなってないんですけども、その内容において少々何点かお聞きしたいと思います。まず、この10万円は単身者もその世帯も同額なのかということと、南幌に来て自分で起業したり実家を継いだりテレワークっていう形もあると思うんですけども、そういう働き方も対象なのかということです。それと、この祝金の設定10万円というのは、何がどういうものを基準として設定されたのか。それと、この制度を利用して南幌町のほうに新規、Uターンの子どもと就職者が若い人たちが来ても、果たしてその賃貸物件が十分に確保できるのか。そのことをお尋ねいたします。

産業振興課長 お尋ねいただきましたふるさと就職祝金ですね。まず、単身者、御家族というお話しですかね世帯というのは。それが対象になるかということですね。基本的にまず、新規学卒者なので、高校、大学、あと中退もあると思いますけども、そこに町内の企業さんに就職した段階、そしてそれが2年経過した段階で当たる形になります。御結婚されている方も当然、問題なく支給する格好になります。それとあとUターン者です。一度、南幌から出まして、札幌もしくは地方出ましてまた戻ってきた時に町内の企業に就職しました。そこから2年経過しました。それも当たりますという形、お祝金を出そうという考えになっています。Uターンなので、額につきましては10万円。こちらについては今現状類似の事業については、農業の担い手育成対策奨励金ですけど、これは1人10万円になっています。また、南幌保育士就労支援事業補助金のほうも、こちらは5万円ですけども、手当としてもある形になっています。勤続の祝金も10万円というような形になっていましたので、その類似事業と基準を確認した中で10万円という設定にさせていただいています。自営業、テレワークだとかっていうことありますけども、先ほど目的も言いましたように町内の企業さんに就職をしてもらおうという考え方でございますので、残念ながら自営業、個人事業主さんはちょっと対象には現在設定としてはしていない考え方でございます。ただ、4月1日から施行していくので、今御意見いただいた部分は再度、内部でも協議検討したいと思いますけども、今の考え方としては、理事者との協議した中では、自営業は対象としない格好となってございます。あくまでこの住まいのお話も最後出ましたけども、ここは就職しての部分だけに対してのお話なので、特に住まいどうこうの部分は特に、この事業の中では考えておりません。以上です。

佐藤委員 Uターン者は若いと思うんですけど、先ほどおっしゃったように中退で、40歳までということですね。やはり単身者ばかりではなくて、家族いられる人もやっぱりいると思うんですよね。それで今回この事業をやるということで、私なり

にほかの市町村も調べてみました。それで、三笠では世帯で100万、単身者で60万。秩父別も世帯で100万、単身者で60万。八雲町では1年目では30万、2年目に20万ということと、津別町も世帯で来られると100万、単身者で60万。それぞれの町で料金設定というのもあるので、うちの町もそこまでとは言わなくても、例えばその引っ越し費用だけでも、家族で来たら10万かかるじゃないですか。それにプラス家賃を払ったりとかそういうことを考えると、到底10万という設定は、南幌町に来られて生活を担保して働くとなると、ちょっと10万というのは少ないような気がしたんですね。そういう部分で、今回新規事業ということで、もう10万ということで打ち出すとは思うんですけども、金額のほうでは、担当のほうでどのようにお考えになるのか再度お聞きします。

産業振興課長 各町の情報を今お話しされたんですけども、まず地元にいた人を出さない、出ても戻ってきてもというものの祝金の形になっています。今おっしゃっているお話は、全く移住にかかるお金の設定の事業が多いんじゃないかなと思うんですけど、額が大きいので。本町の場合は、もともと南幌にいてそこで学校が終わりました。町内に就職をしてもらおうという考え方と、あと一旦出たんですけど、また戻ってくるという方のお祝いと。さっきの居住の関係ですと、多分、自分の家が、実家があるようなパターンですとか、借家も借りるパターンもあると思うんですけども。町の考え方として、まず新規学卒者が外に出ないで、町内の企業に就職してもらう。そして、外に出てもらわないようにするための考え方になっていますので、他市町村の自治体の事例は全くよその町から入ってもらおうという、お金の多分事業設定になっているんじゃないかなと思うんですけども、我々も類似している市町村をちょっと確認してございますけども、そういうもともとの地元にいた人を就職させるだとか、Uターンさせるというところは赤平市さんとか別海町さんがあるんですが、別海町さんの場合は、酪農だとかそういう扱い手の部分の機能も加えているので20万、30万というのは確かにあるんですけども、赤平市さんもやはり5万円とかっていう設定になっていたりするものですから、我々としては、現状町でやっている事業もあわせながら整合性をとりながら設定しているということで御理解をいただければというふうに考えております。以上です。

佐藤委員 私が調べた中でもUターン事業とかっていう形では書いていたのでそれぞれの町の考え方とかもあるんでしょうけれども、Uターンにしても、もともと南幌町にいた人がほかに出て、また入っていただくというそういうための応援事業だと思うんですけども、やはりその引っ越しだけにしても100%その実家に暮らすというわけではないので、そういう部分で、料金設定がちょっとどうなのかなという部分があったものですから、新規事業ということで、これから募集して2年間ここにいられる人に予算計上されるということなので、推移を見てみたいなと思うんですけども、その金額の部分で、今後2年間やったときにどうだったかということもちょっと考えて予算計上も今後考えていただければなというふうに思いますので、要望で終わります。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

湯本委員 南幌温泉の件にちょっとまた戻させてもらうのですが、何回か利用させ

ていただいている。それで、プロジェクトについていますよね。ちょっと見学の時にも気にはなっていたんですけど、食堂のほうに行く通路のところにあるプロジェクトは今ちょっと稼働していないですね。通路のところです。食堂内のほうはついたりしている。だから、ちょっとあそこの位置設定がどうだったのか。やはりちょっと計画段階での、言ったら悪いんですけど、ずさんさというか本当に真剣に議論されたのかなというのがちょっとあって。やっぱりここについてないなという確認もしているんですが、あそこら辺のところというのは、例えばもしあのまま置くのであれば、もっと自動販売機からこちらの人の方に置くとか。それから映している内容もちょっとまだ、どうかなというふうに思うので、先ほど言った南幌のサイネージのほうで使っているようなものなんかも取り入れるというようなことはできないのか、その2点だけ。

産業振興課長補佐（商工観光担当） ただいまの通路側のプロジェクトについているのはちょっとすみません分かっておりません。私が利用したときには付いていたもので、それについてはちょっと確認させてください。すみません。位置の問題も含めて、現状をもう一回確認したいなと思います。内容については、確かに計画段階で少し甘いという部分はあるかと思います。急ぎ、取り入れた部分もあります。それで、計画としては春夏秋冬の4バージョンをつくってほしいというふうになっております。とりあえず、現在冬バージョンということで間に合わせてもらったという部分でございます。ですので、これから春、夏に対して、もう少し見直しも含め検討していきたいなというふうに思います。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

ございませんか。ないようでしたら、これで審議を終了してよろしいでしょうか。それでは、以上で商工費について審査を終了いたします。この後、職員入替えもございますので休憩ということで10分間、11時5分まで休憩いたします。

(午前10時55分)

(午前11時 4分)

石川委員長 そろいましたので、ちょっと早いですけども、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは続きまして、審査順序10番目、第7款土木費について審査を行います。同時審査としまして、機場施設管理費の説明についてもあわせてお願ひいたします。それではよろしくお願ひします。

都市整備課長 それでは、7款土木費について御説明いたします。予算書105ページをごらんください。また、予算資料は15ページから16ページとなりますので、あわせてごらんください。

7款1項1目土木総務費、本年度予算額141万2,000円。土木総務経費では、土木積算システムなどに係る経費を計上しています。次ページにまいります。

2項1目道路橋梁総務費、本年度予算額637万4,000円。道路橋梁総務経費では、道路台帳の修正業務並びに道路、治水など関連7団体の負担金を計上しています。

2目道路維持費、本年度予算額4億98万2,000円。町道管理経費では、次ペ

ページにかけて、町道及び普通河川などの維持管理費として1億7,836万6,000円を計上しています。予算資料15ページをごらんください。

町道長寿命化改修事業9,991万円は、老朽化する町道及び道路施設の改修について、個別施設計画に基づき整備を進めるために、委託料並びに工事請負費で9事業の経費を計上しています。財源は、補助金及び起債を活用しています。予算書にお戻りください。108ページです。

町道除排雪事業では、次ページにかけて、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として、2億1,926万8,000円を計上しています。総合保安センター管理経費では、施設の維持管理に係る経費として334万8,000円を計上しています。次ページにまいります。

3項1目都市計画総務費、本年度予算額4億5,735万9,000円。都市計画総務経費では、次ページにかけて、都市計画審議会委員の経費、準工業用地等整備工事費を計上しています。

2目公園費、本年度予算額9,703万3,000円。公園施設管理事業では、次ページにかけて、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費を計上しています。12節委託料、6,358万1,000円は、緑地帯などの施設管理及び公園の指定管理料、樹木剪定業務、毎年義務付けられている公園遊具の点検業務、本年度新たにふきの搭撤去に伴う設計業務を計上しています。14節工事請負費 2,389万2,000円は、三重湖公園、西町児童公園改修工事、緑町児童公園休憩施設設置工事に係る経費を計上しています。

3目公共下水道費、本年度予算額9,006万3,000円。下水道事業会計繰出金につきましては、別途下水道事業会計にて御説明いたします。次ページにまいります。

4目街路事業費、本年度予算額595万2,000円。街路事業経費では、街路灯電気料、緑化活動に係る経費を計上しています。

4項1目住宅管理費、本年度予算額4,878万5,000円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として、33万2,000円を計上しています。町公営住宅管理事業では、次ページにかけて、町公営住宅3団地108戸及び子育て住宅4戸の維持管理を行う経費として、3,496万3,000円を計上しています。14節工事請負費、2,873万2,000円は、夕張太公営住宅改修工事を計上しています。

続きまして、道公営住宅受託管理事業では、次ページにかけまして、道より指定管理者として指定管理料を受け、道営住宅60戸の維持管理を行う経費379万円を計上しています。住宅リフォーム助成事業につきましては、平成27年度からの継続実施で助成金800万円を計上しています。また、空き家対策事業として、空き家等解体助成金と中古住宅購入助成金を計上しています。以上で7款 土木費の説明を終わりります。

続きまして、同時審査の機場施設管理費について御説明いたします。予算書97ページをごらんください。

5款1項4目機場施設管理費、本年度予算額1億6,330万8,000円。次ペ

ージにかけまして、管理する9機場の機能を維持するため、点検整備及び機場の運転に必要な経費と負担金などを計上しております。10節需用費の修繕料では、揚排水機場の点検結果に基づく修繕及び計画的な整備補修に必要な経費を計上しています。14節工事請負費では、幌向運河調整池等浚渫工事を計上しています。以上で説明を終わります。

石川委員長 では、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

家塚委員 私2点ほど公園管理施設事業と、空き家対策事業を出しているんですが、空き家助成のほうは分かったので質問しませんので1点だけ、公園管理施設事業のほうで質問をさせてもらいます。中央公園、昨年盆踊りでたくさんの参加者が来て大盛況だったのかなと思います。それで、あそこにあるステージの活用ですが、いろいろ場所だとかそういうことから考えると、有効に活用しなきゃいけないのかなという感じはします。盆踊りのときも中央公園の入り口でやっていたんですが、奥の円のところで盆踊りをやって、横のステージを使ってということで、その辺どう考えているかあるんですが、まずステージは、現在使えるかどうか。それと、奥の円のところには木が植えられているんですが、その辺盆踊りをやるのに木が支障になるのかなという感じはするんですが、この辺切ることが可能かどうか。この辺2点ほど質問させていただきます。

土木係主査 まず1点目なんですが、ステージが活用可能かについてなんですが、それでも、ステージ自体は活用可能です。ですが、前面の扉部分というのが、現在故障しております、劣化で使えない状況となっております。これにつきましては、本年度予算で、扉部分をシャッターに交換する修繕を行います。

次に、2点目ですけれども、木が邪魔になるかどうかということなんですが、これにつきましては、今年実施したときも、やぐらを建てたりということを考えると、確かに支障になってくるかと思われます。ですので、盆踊りの担当の産業振興課と実施場所を協議した上で、木については対応を考えていくこととしております。以上です。

家塚委員 まず中央公園、はれっぱができる、遊具も整備してということでたくさん来場者が来ているんですが、やはり屋外のイベントをやるには、この前から見ると大分戻ってきて、遊具、ステージを使うことは有効なんだろうなという気はします。そういうところでイベントをやっていただくのも一つの方法かなと。それと中央公園のステージを改修するという考え方、修繕するということなんですが、町のイベントもいろいろあるので、中央公園を核としてそこでいろいろイベントをやってもいいのかなという感じはしますが、この辺あわせて考え方お願ひします。

都市整備課長 まず盆踊りの関係だったんですけれども、昨年も中央公園でどの場所でやるかということで検討させていただいたんですよね。そのときに、やはり少し広いところがいいのではないかという話になったものですから、奥のほうも検討させていただいたんですけれども、奥はやはり同じように円があるんですけれども、円のほうに木が植わっていたということもあって、ちょっと木があるとやぐらが立てられないという状況があったものですから、結果的に入り口のところでやったんですけど、盆踊りの最後のほうではかなりの人があそこにいたというようなことで、やはり本来でいけば奥のほうでやらせていただければいいのかなとは思っていますので、この辺

は十分、産業振興課と確認をしながら、やる場所をしっかりとと考えながら、今言うようにステージを直すということでございますので、その辺を総合的に考えていきたいなというふうに考えています。また、中央公園での町内のイベントというところですけれども、当然、商工会のふれあいまつり、農猿の野祭、ラジフェスなんかは中央公園のステージの利用とか、その辺も含めて、本来は中央公園でやっていただければいいのかなと思っておりますので、産業振興課と連携しまして主催者のほうに話をさせてもらえればなというふうに考えております。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

湯本委員 先ほどの説明で出たのですが、ふきの塔の関係なんですけど、予算書のほうではふきの塔の改修設計事業と書いてあったので、先ほどの説明では撤去ということなんですが、表現少しあれですが改修設計事業云々という表現の仕方を取るには何か理由があるんですか。

土木係長 ふきの塔解体に向けた実施設計ではあるんですけども、ふきの塔の代わりに休憩施設や遊具などを取り付けるというのを検討するのを中に含めているので改修事業という名前になっています。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員 予算資料の16ページ、公営住宅管理事業です。今回、事業費は夕張太の改修予算とありましたけれども、その内容を教えてください。

それともう1点なんですが、今の栄町の公営住宅のほうで、町の広報のほうでは給湯なしの部分が1件ずっと空いたままのようなんですが、ここのところ、給湯設備を以前改修していて、改修した後に入居したというケースもあったと思うんですけれども、今回この栄町の公営住宅のこの給湯なしのところですね。このところ、改修予定は全く考えていないのかどうなのかそのところ2点。お聞きいたします。

都市施設係長 まず1点目の夕張太の改修工事の内容につきましては、昨年も1棟目をやっておりましたので、そちらと同様の内容になるんですけども、まず1点目がバルコニーの手すりの改修を行います。こちらが現在の既存ガラスブロック手すりが経年劣化により、落下する恐れがあるためアルミ製に取り替えるものです。

2点目が、共用階段の照明改修の工事になります。こちらは照明器具をLED化にするものです。

3点目が、排水設備改修になります。こちらが排水管洗浄及び研磨の上、塗膜ラインを施すものです。

4点目が、給湯設備改修工事です。こちらが現在各室内にホームタンクを設置し、灯油を共有していますけども、こちらは屋外にホームタンクを設置しまして、各部屋に新たに灯油サーバーを設け、灯油を供給する工事となってございます。

続いて2点目の栄町の給湯設備の空室の状況ですけども、こちらにつきましては、おっしゃるとおり給湯設備は現在のところ行つていませんので、ただ今年につきましては、この1戸の空室でしたですから、先ほど説明した夕張太改修工事こちらの工事をちょっと優先しまして、来年度以降、浴槽と給湯設備の整備を進めていきたいと考えております。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。夕張太の改修工事なんですけれども、このぐら

いの大規模な改修であればこのぐらいの予算がかかるのかなという思いで聞いておりました。それと栄町の公営住宅のほうですけど、やはり今、来年考えていただけるということなので、給湯設備を設置すれば、きっと募集も来るのではないかなという思いがあります。ただもう、栄町もそうですけどだんだん公営住宅に入る人たちが増えてきて、今本当に広報を見ても、今回は子育て支援住宅がいっぺんに4戸空いてあまりそういうときってないんですけども、だんだんその公営住宅が少なくなってきて、今後、町の考えとしては、公営住宅に関してどのような思いがあるのか、そのところをお聞きいたします。

都市施設係長 公営住宅の入居状況等ですけども、おっしゃるとおり現在は空室1戸となっていますけども、そのほかにうちの公住担当していますのが道営住宅と、先ほどおっしゃられた子育て支援住宅のほうも管理していまして、現在は本当に1戸しかないんですけども、昨年はやはり退去も結構な件数あって、本当に入れ替わりが結構あったので、そこまで不足している状況では、担当としてはないのかなというのが感想でございます。今後の公営住宅に関しても、現在、長寿命計画に基づいて、既存ストック住宅の有効活用を図るために先ほど申し上げた夕張太等、改修工事を行っているところでして、そちらの計画が一応令和8年度で終了する予定ですけども、引き続き、先ほど言った栄町のほうの浴槽、給湯設備の改修などそちらの適切な改修を施しまして、既存ストック住宅の有効活用を図っていくことと今していますので、現在のところそういった新たな建設については考えておりません。ただ民間賃貸住宅の供給状況等を把握して、公住と民賃住宅の需要と供給のバランスのほうを注視してまいりたいと思っています。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

星委員 私のほうから2点あります。1点目ですけど、予算書の107ページにあります、中央通り歩道改修工事についてですけども、今年度も一部歩道整備されて、また来年度もやるということですけども、一応予定としては整備の場所がどこになるのかと、あと予定では来年度で終了予定なのかということをお聞きしたいです。

あともう1点ですけど、家塙委員の質問に関連してなんですけども、中央公園のステージの使用についてなんですが、答弁のほうで、いずれはステージを修繕してイベント等を中央公園のほうに集めていけたらというお話で理解はしたんですけども、私の考えは、イベントを中央公園に集めるというのはちょっと私のほうではあまり賛成はできないような、今の状況のままのイベント、いろんなところでやっていきますけど、野祭、ふれあいまつり、商工会それぞれの味があって、現状のままでいいのかなというのは私の考えであるんですけども、ただ、町としてステージを今後活用していくかという話になれば、さらにこうイベントが増える、例えば音楽関係のイベントも増えるとなると、住環境が今整いつつある美園地区に住んでいる方も増えてきているので、住んでいる方の理解というかイベントが増えていく、こういうイベントをちょっとぎわうようなイベントが出てくることに住民は理解されているのかということですね。ちょっと整理すると、ステージ活用する上で周辺住民の方の理解は得ているのかということと、あと歩道はどこをやっていつで終了する予定なのか、お願ひします。

土木係長 まず中央通りの歩道に関してですが、去年の続きから美濃屋の交差点までを予定しております。再来年度以降の話は未定ではあるんですけども、状況によっては、やっていかなければいけない場合もあるかなとは思っております。

イベントについてなんですかけども、現在特に周りの住民から苦情等は全然寄せられていないんですけども、もし要望がありましたら、そのお声を聞きながら実施していかなければならぬかなと思っています。

星委員 そうですねステージに関してはやはり周辺住民の理解が必要かと。イベントが増えるなり、そういう場合はやっぱり理解が必要だと思うのでその辺考慮しながら進めていただか必要があるのかなと思います。質問はないんですけども、もう1点歩道に関してなんですかけども、ちょっと美濃屋さん、私の理解の中では、ラッキー側、ツルハ、ラッキー前を今年度修理して来年美濃屋さんまでというのはビューロー側でよろしいのかなと思ったんですが。

土木係長 ビューロー側ではなくて、スポセン側の歩道を続きから美濃屋の交差点までとしております。

星委員 はい、理解しました。中央通りですけど、これ今の部分は町道なんですが道道部分の加藤歯科さんあたりとか、二合半のあたりの縁石なんですかけども、これがやはり盛り上がっていまして、今回ちょうど歩道を整備するということと関連づけて道のほうにも、要望していただきたいなという考え方なんですがどうでしょうか。

都市整備課長補佐（土木担当） 今の道道部分のお話ですかけども、道道の整備に関しては、北海道と地元のほうで整備要望の意見交換ということで、年1回打合せを行っております。その中で我々が要望したものと社会資本整備要望ということで北海道のほうで取りまとめを行っております。その取りまとめの中から、緊急性のあるところ、予算の制約がある中で進めていくということになりますけども、今の中通りの部分については、令和3年から整備要望として上げております。既に社会資本整備要望の中に登載をされております。ただ、今言ったようにですね、北海道のほうも緊急性のあるところ、それと予算の制約がかなり厳しい状況で進んでないという状況です。今年の意見交換の中でも、どれぐらいの面積、どれぐらいの延長をやつたらいいんだろうかという話ですとか、インターロッキングですかけども、インターがいいのかアスファルトがいいのかというような意見交換の話もしておりますので、いつ整備できるかという回答はいただけませんけども、引き続き要望していきたいと思っております。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

高橋委員 住宅リフォーム助成事業のことでお聞きしたいんですけども、昨年、防犯対策のことで一般質問させてもらったときに、防犯対策に対する助成金という話をしたんですけど、この住宅リフォーム助成事業の中に防犯対策とかそういうもののリフォーム費用とかも含まれているのかどうかちょっと質問させていただきます。

都市施設係長 防犯対策の例えば、カメラですか、そういうものに関しては一応備品になりますので、ちょっと住宅リフォームの中では、それだけというものはちょっと難しいのかなと。ただ、防犯対策として例えば窓に外から入られないようにするやり方ですか、鍵をサッシに取り替えるとか、そういうものはリフォーム対象に

なりますので、そういう防犯対策には、使えると考えております。以上です。

高橋委員 分かりました。リフォームとか防犯リフォームというところでやっている自治体とかってあるんですけど、全部含めなのかな。リフォームということをちょっと広く捉えると、もちろん修繕というところはあると思うんです。あと、快適性の向上とか安全性の強化とか、デザインや機能性の向上とか、環境への配慮というのも入っているところもあるみたいですね。この安全性の強化というところで今おっしゃったような防犯カメラの設置ですとか、あと補助錠とか窓とか玄関とかそういうところの、シャッターとか面格子とかですよね、先ほどおっしゃったそういうのも入っているというところなので、よりよくするという広い意味で捉えていくと、そういうのを入れた上で、この住宅リフォーム助成事業というところも防犯対策及びみたいな感じで、ちょっとこう名前を変えるなりなんかして、町外内に広くPRするというところが、結局その町自体の犯罪抑止力というところにつながっていくんじゃないかなという考え方ちょっとあるんです。なので、もうちょっとこう広く、さっきおっしゃったそのカメラとかもそうですけど、それも住環境の安心安全というところでいうと、必要になってくるところもあるのかなと。今、犯罪が少し多くなっている部分もあるし、あと死角部分をつくらないというところでは、例えば灯油の窃盗なんかもあったりもするので、そういう移設費用とかそういうのも何か含まれていたらいいのではないかというところですけど、いかがでしょうか。

都市施設係長 やはり住宅リフォーム事業、今おっしゃったように、例えばそういうリフォームに関わるもの、それが防犯であっても防犯じゃなくても、その人にとつて住環境をよくするためのリフォームに関しては当然、住宅リフォームの対象になりますので、それは防犯対策でも全く問題ないですけども、ただ、リフォーム事業の中でできるものできないものとしたらやはりその備品に対しては、やはりそれはほかの例えばストーブだけ買ってそれをつけるのと同じようなちょっと防犯カメラだと意味合いになってしまふのかなと。ただ、それが例えばビルトインタイプとかといったものであればそれはリフォームになると思いますので、要は後から取り外しできないものであればリフォーム対象なりますので、ちょっとそこのあたりは防犯じゃなくて防犯でも、そういう防犯対策になっています。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかに。

熊木委員 住宅リフォームのことに関連して質問します。今年も同じく800万の予算ですけれども、去年よりも増している高騰していて材料費も上がっていますよね。それで、同じ金額というところでは検討とか、少し引き上げるというような検討がなかったのかそれ1点です。それから、昨年の応募者数というか、それではオーバーしたりとかしなかったのか、あと、今回また募集してその対象から外れた場合、今まであったと思うんですけども、それが次年度に優先されるというか何かそういうものは考えられないのか、その3点、住宅リフォームではそれです。

もう1点ですけども、ちょっと告知していないんですけども、町道長寿命化改修事業で、これには載っていないんですけど、ちょっと私のところに前から問い合わせがあって、担当課で聞けばいいことですけども、13線道路の幼稚園とかのところが高く陸橋みたいな形になっていますよね。それで、あそこだけが高くて、前後は平たん

ですよね、三重のほうとともにね。それで、高いところが、何であんなふうになったのかという問い合わせがあったということと、冬とかはあそこ高くなっている分凍るんですよね。それで、橋をつくるということはすごく大がかりなことなので、何か全くそういうことは考えてはいないのかもしれませんけれども。何かそういうような今後、何かまちづくりというかそういう中でそういう計画って考えているのかどうかちょっと突拍子もないかもしれませんけども、その2点お願ひします。

都市施設係長 初めの住宅リフォーム助成事業のことについてですけども、まずこちらが資材費高騰助成金額の検討ということで、こちら現在予算額ですけど令和5年度から資材費高騰分を考慮して200万円を増額した予算としております。それで増額前からこちらは10件以上、多く交付されているということから、これまで、より多くの方に活用されるとともに、今年度ですけど不交付が0件であったことから、ニーズに対し十分に対応できるのではないかと担当として考えております。

続いて、希望者が多かった場合についてですけども、こちらは、今後もこの事業を長く多くの方に利用していただきたいと考えておりますので、引き続き、現在行っている抽せん方式としまして、不交付になることについても、この助成、開始から11年目を迎えていまして、十分に御理解を得られているんでないかと考えておりますので、現状のまま実施させていただきたいと考えております。以上です。

都市整備課長補佐（土木担当） もう1点、13線の道路の関係ですけども、13線道路は道道になりますので、北海道と意見交換やっておりますので、その中で、今言ったことを伝えていきたいと思っております。ただ、橋を架け替えるというのはかなり大ごとになると思いますので、その辺も踏まえて道とお話ししていきたいなと思います。以上です。

熊木委員 1点目の住宅リフォームです。以前は、応募者が多かった場合は補正予算を組んでやっていて、今この800万でということがここ2年、3年ですか、2年経過していますよね。それで、住宅リフォーム事業も、多くの方に利用してもらって長く続けていきたいというところでは、すごく評価できることですけども、やはりその住宅を直して、いつまでも住み続けるということでは、人口の流出に歯止めをかけることにもなりますし、町内の建築業とかそういう人の育成とか、あと、そこで事業をするので、税金の関係とかでも、やはりすごくプラスになることばかりだと思うんですよね。ですから、もっとこれを活用してもらいたいということと、前も質問とかでも言っているんですけども、町民の方が長く住んでいて、町にいろんな形で寄与してこられた方が、やはり住宅を直してここで住み続ける。そのために、町はもっと予算も多くして活用してもらうという形にしてはいいんじゃないかなって本当に思うんですけども、いろいろ資材費が上がってという中で、やはりその同じ800万だと、例えば今まで20件とかやったのが、その価格が上がっている分どうしても件数少なくなりますよね。そういうところで何らかの手当てを考えるということがなかったのかなというのと、いや、今回は、6年度は枠内で収まったということなんですが、今まででは抽せんに漏れた方がやっぱり漏れたからということでやりくりをして、ほかの業者にやってという形で、したと思うんですけども、やはりそういう人方を救うというかね、何かそういうことを考えていくべきだったんではないかなと思う

ので、その辺でもし、今答弁はいただいたんですけども、何かその考えがあつたら伺いたいと思います。

それから道路のことについても道道だということでは分かりますし、大きなことなので、ただ私もほかから嫁いできているので、もうその時は既に橋だったんです。だから何であそこだけそうなのって聞かれても全然分からなくって、その辺の経緯がこの場でふさわしいかどうか分からんんですけども。もし分かったらちょっと教えてほしいなと思います。

都市整備課長 まず1点目の住宅リフォームの関係なんですけれども、基本的に予算は800万に上げて、件数も今回は落ちる人はいなかつたということで進んでいるんですね。ただ、これが今年応募がどれくらい来るかという状況がございますので、その辺1年間十分確認をして、また漏れる人が大量に出るのかだとか、この予算の範囲内で収まるのかという当然、確認をしながら次年度検討していきたいなというふうに考えております。ただ、もともとは上限なしでやっていた時代から600万、800万って今きているものですから、前にも一度お話ししたかと思いますけれども、やはりこれは長く続けることが必要だということでございますし、財政的な部分もございますので、あくまでもうちのフレームの上限が30万というところでは、よその自治体よりはサービス水準が高いということで、皆さん活用がされているということで、事業的にも評価いただいているところでございますので、十分応募の状況を確認しながら次年度に向けて検討させてもらえばと思っています。以上です。

都市整備課長補佐（土木担当） 今の橋の経緯ですけれども、ちょっと経緯まではつきり今こういうのが答えだというのは答えられませんけれども、一般的に橋をかけるときの考え方を言いますと、橋の下をはしつて河川ですとか、土質との兼ね合い、それと架ける橋の構造計算ですとか、橋の長さ、構造の関係を考えて、何が経済的で何が維持管理にかかるということで、どんな橋をかけるかということが決まります。ただ、最初言ったように今の橋がどういう経緯で架かったかというのはちょっと今お答えはできないです。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

細川委員 それでは1点質問いたします。予算資料の16ページになるんですけども、空き家対策事業のことですけども、中古住宅の購入助成の関係で、町外向けのPRと町内向けのPRというのはどのように行われているのか、質問いたします。

都市施設係長 中古住宅購入助成へのPR方法につきましては、こちらは制度の活用を促すため空き家解体助成事業とともに、ホームページ、広報、それと町外の方にも固定資産税納税通知書にチラシを同封し事業の周知を図るとともに、それと不動産会社においても、周知を図って空き家空き地情報バンクに登録することを促してまいります。なお、空き家の登録件数ですけども、現在令和5年から4件の新規登録がされていることから、今後購入助成の件数も増加していくんじゃないかと考えられます。以上です。

細川委員 ありがとうございます。PR方法一応分かったんですけども、ちょっと担当が違うのかもしれないんですけども、空き地空き家バンクのところをちょっと見ていたら、空き地空き家の紹介はされているんですけども、この事業の紹介そこでは

されていないような気がするんですよね。それで、紹介のところにその制度載せてあげたほうがいいかと思う。担当違うのかもしれないんですけども、載せたほうがいいんじゃないいかと思いますけども、一応考えをお聞きしたいと思います。

都市施設係長 おっしゃるとおりそちらのほうが分かりやすいと思いますので、担当課と連携して載せるようにしていきたいと思います。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

西股委員 資料の16ページ、公園の長寿命化改修事業の関係ですが、今年も何点かこう出ているんですが、町民からの要望ではやはり若干でも早く教えていただきたいなというような話をたびたび聞くものですから、できれば2、3年前くらいから予定するんだという部分を前倒しで周知するというような形というのは組めないのかというところをお聞きしたいと思います。

土木係長 長寿命化計画に関しましては、令和2年度時点の劣化度合いをもとに作成されたものでして、現状に合わせて適宜修正を行っているような状態となっておりますので、現時点の計画を公表しても、公表したとおりに計画が進まない可能性があるので、できれば未公表にしたいと考えております。

西股委員 大体分かるんですけれども、計画としてある程度こういうのは見ているよということを町民にお知らせするというようなところではできるのかなと。計画が変わったという部分はどっかに書いておけばいいだけの話で、計画が変わる可能性がありますよと。ただ現在の予定では、このくらいにはやりたいなというような話を伝えるというのも必要なのかなというふうに思うので、その辺検討していただきたいと思います。

土木係長 そのように検討していきたいと思います。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。(なしの声)

ないようでしたら、土木費についての審査を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

では終了させていただきます。引き続きまして、審査順序11番目、下水道事業会計について行ってまいります。お昼少し超えるかもしれませんけども、ご協力ください。同時審査としまして、合併処理浄化槽の整備事業につきまして、それと上水道費の説明につきましてもあわせてお願ひいたします。

都市整備課長 令和7年度下水道事業会計予算について御説明いたします。最初に予算書の7ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款下水道事業収益、本年度予算額3億1,507万6,000円。

1項1目下水道使用料、本年度予算額1億1,485万3,000円。下水道使用料及び農業集落排水使用料を計上しています。

2項1目他会計補助金、本年度予算額9,006万3,000円。町からの一般会計繰入金で、下水道事業、農業集落排水事業の不足分を計上しています。

2目負担金、本年度予算額399万3,000円。江別市への公社負担金、準工業用地等公社の負担金を計上しています。

3目長期前受金戻入、本年度予算額1億116万5,000円。下水道事業、農業

集落排水事業の前受金戻入を計上しています。

4目消費税及び地方消費税還付金、本年度予算額500万円。下水道事業の消費税還付金を計上しています。次ページにまいります。

5目雑収益は科目設定です。

3項1目過年度損益修正益も科目設定です。次に9ページをごらんください。

ここからは、収益的支出の説明に入ります。

1款下水道事業費用、本年度予算額3億4, 861万5, 000円。

1項1目管渠費、本年度予算額1, 118万6, 000円。管渠維持にかかる経費を計上しています。

2目処理場管理費、本年度予算額1, 376万8, 000円。次ページにかけて、夕張太浄化センターの維持にかかる経費を計上しています。

3目ポンプ場費、本年度予算額2, 600万8, 000円。次ページにかけて、晩翠汚水中継ポンプ場の維持にかかる経費を計上しています。

4目総係費、本年度予算額8, 109万4, 000円。13ページにかけて、職員給与費2名分及び下水道徴収業務などの委託料、江別市施設維持管理に係る負担金を計上しています。

5目減価償却費、本年度予算額2億504万7, 000円。下水道事業、農業集落排水事業にかかる減価償却費を計上しています。次ページにまいります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額1, 151万1, 000円。起債償還利息及び一時借入金利息を計上しています。

3項1目過年度損益修正損、本年度予算額1, 000円。下水道事業、農業集落排水事業に係る過年度損益修正損の科目設定です。次に15ページをごらんください。

ここからは、資本的収入及び支出に入ります。初めに、資本的収入について説明いたします。

1款資本的収入、本年度予算額2億4, 049万3, 000円。

1項1目企業債、本年度予算額1億2, 210万円。江別市南幌閏連事業、準工業用地等下水道整備事業の起債借り入れ分です。

2項1目国庫補助金、本年度予算額1億1, 839万2, 000円。準工業等整備事業を含む事業の社会資本整備総合交付金です。

3項1目受益者負担金及び分担金は科目設定です。次ページにまいります。

ここからは、資本的支出の説明となります。

1款資本的支出、本年度予算額3億1, 083万6, 000円。

1項1目建設改良費、本年度予算額2億5, 581万4, 000円。建設改良に係る委託料、工事請負費、負担金を計上しています。

2項1目企業債償還金、本年度予算額5, 502万2, 000円。建設改良に係る企業債償還金を計上しています。17ページをごらんください。

17ページから24ページにかけましては、給与費明細書となってございます。この項目は概要説明とさせていただきますので御了承願います。

1総括です。職員給与費における2名分の令和7年度を記載しています。職員手当の内訳、18ページでは、会計年度任用職員以外の職員、職員手当の内訳、19ペー

ジでは、給料及び職員手当等の増減額の明細、20ページでは、給料及び職員手当の状況、21ページでは級別職員数、22ページでは、級別の基準となる職務内容について、23ページでは昇給について、24ページでは期末手当・勤勉手当の支給率、定年退職及び応募認定退職に係る退職手当の支給率、特殊勤務手当、その他手当の支給率等となっています。

25ページから30ページにつきましては、財務諸表となっております。こちらも概要説明とさせていただきます。25ページ、26ページは、令和7年度予定貸借対照表です。27ページから28ページは、令和6年度予定損益計算書です。29ページから30ページは、令和6年度予定貸借対照表です。31ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

次に、32ページは注記事項となっています。記載のとおりでございます。

次に、33ページ、34ページは債務負担行為の支出額等に関する調書で、過去に実施した江別市公共下水道事業負担金で翌年度以降に支出を予定する内容となっています。

最後に、35ページは地方債に関する調書で、令和7年度借入予定の2件を含む全49件の地方債となってございます。それでは、1ページにお戻りください。

第1条は、令和7年度南幌町下水道事業会計予算は、次に定めるところによるとし、第2条は、業務の予定量です。処理区域面積を下水道事業360ヘクタール、農業集落排水事業21ヘクタール。年間総汚水量、下水道事業70万立方メートル、農業集落排水事業2万9,340立方メートル。主要な建設改良、下水道事業2億5,359万8,000円、農業集落排水事業221万6,000円でございます。

続きまして第3条は、収益的収入及び支出です。収入3億1,507万6,000円。支出3億4,861万5,000円とし、収入と支出の差引きで不足します3,353万9,000円の純損失を予定しています。次ページにまいります。

第4条は、資本的収入及び支出です。収入2億4,049万3,000円、支出3億1,083万6,000円。収入と支出の差し引きで不足します7,034万3,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は企業債です。江別市南幌関連負担事業1,000万円、準工業用地等下水道整備事業1億1,210万円とし、起債や償還方法、利率を記載しています。

第6条は、一時借入金です。限度額を4億円とします。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用を流用することができることとしています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費です。給与費1,409万8,000円とするものです。

第9条は、一般会計からの補助金で9,006万3,000円とするものです。以上で、令和7度下水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、同時審査の一般会計、合併処理浄化槽整備事業費及び上水道費について御説明いたします。一般会計予算書89ページ下段をごらんください。

4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、本年度予算額364万7,000円。この事業につきましては、農村地区における合併処理浄化槽設置に要する補助金等を計

上しています。本年度の予定基数は7基を予定しており、水洗化にかかる改造資金貸付金は1件を予定しています。次ページをごらんください。

3項1目上水道施設費、本年度予算額6,146万5,000円。長幌上水道企業団負担金です。18節負担金補助及び交付金は、企業団に対しまして南幌関連事業の第2浄水場フェンス改修事業、第1浄水場2期事業、高度浄水施設等整備事業、水道施設耐震化事業、水道施設機能維持管理整備事業の起債償還負担金を計上しています。27節繰出金は、高料金対策に伴う長幌上水道企業団水道事業の経営基盤強化を図るために、長沼町と南幌町が繰り出しするものです。以上で説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ってまいります。

星委員 勉強不足であったらちょっと申し訳ないんですけれども、今、下水道の問題が全国的にやっぱり問題視されているんですけれども、本町での下水道管の老朽化というものはどのように把握しているのか教えていただきたいのと、また、この老朽化が今問題になっていますけど、この問題を踏まえて、今後対策というか老朽化の把握の方向性などの変わった点や問題からいろんな事故とかが起きて、今後の老朽化対策に強化するとか、そういう変更があれば、どのように把握しているのかと、今後の方向性なんかを教えていただきたいです。

都市整備課長補佐（都市施設担当） ただいまの下水道の老朽化についての御質問に御回答します。まず、埼玉県の崩壊を受け埼玉県の八潮市の道路陥没事故における、原因とされます下水道管につきましては、とても巨大な管径が4.75メートルもあります、そちらの下水道管が老朽化により陥没事故を起こしたとされております。ただ、余りにも大きな管径でございますので、北海道は同等のような管が入っているようなところはないということで、まず、国のほうには、知事より回答させていただいております。それで南幌町内の下水道管の最大の管径、大きさにつきましては、0.8メートル、80センチですね。これが最大の管径となってございます。こちらについてもちょっと比較にならないような、対象ということになります。今後、国のほうから再度緊急調査ということがもしかった場合につきましては、その辺の内容を見まして、対応のほうをしていきたいと思います。また、町内の下水道管につきましては、汚水管と雨水管の分流式という形で昭和50年から事業認可を受けまして、江別市の浄化センターで汚水の処理のほうを行うこととしまして、汚水管全体で5万6,419メートル、整備のほうをさせていただいている。そのうち、晩翠のポンプ場を経由して江別市に流入するまでの重要幹線というものが2万1,090メートルございます。こちらの下水道管渠の標準耐用年数というものが、これ目安となるんですが50年とされています。町内で1番古いものがちょうど50年を迎えてることから、改修計画の策定にかかる調査を今年度から実施のほうをしております。ただ、標準耐用年数が50年ですが、50年ですぐ更新とか、使えなくなるとか、そういうものではなくて調査した上で延命化を図り、その対応年数というのを算定していくというようなものでございます。これまでも目視点検だとかカメラ調査のエリアを決めまして、毎年実施を行っております。そこで異常があれば順次補修のほうを行い、大体10年で1サイクルというペースで維持補修のほうを実際に行っております。今後も、引き続き同じような適正な管理を行い、調査結果に基づいた整備を実施し、下水道管

渠の延命を図っていきたいと考えております。以上です。

星委員 本年度から調査を始めていたということで理解いたしました。やはり大規模ですし一度何かこう事故が起きると対応にも大きなお金もかかってきますので、やはり適切に管理しながら、対応年数の見極めとか判断とか調査方法など、様々な視点から計画的にされていくのがいいのではないかというふうに思います。以上で質問はありません。

石川委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは下水道事業特別会計につきましては終了させていただきます。昼食のため、13時15分まで休憩といたします。

(午後12時 5分)

(午後 1時15分)

石川委員長 皆さんおそろいですので、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、審査順序12番目、第9款教育費について審査いたします。同時審査としまして農村環境改善センター管理費の説明について、それから、関連議案の説明についてもあわせてお願いいいたします。ではお願いいいたします。

生涯学習課長 それでは、教育費について説明いたします。予算書は、115ページです。予算資料につきましては、17ページからとなります。

9款教育費1項1目教育委員会費、本年度予算額225万4,000円。教育委員会運営経費では、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を計上しています。

2目事務局費、本年度予算額183万5,000円。事務局経費では、事務局運営に係る経費のほか、いじめ問題専門委員会委員4名、学校運営協議会委員15名に係る報酬、費用弁償及び教育委員会における附属機関のうち、教育文化表彰審査委員会、いじめ問題対策連絡協議会、学校給食運営委員会の各委員の報酬、費用弁償を計上しています。次に116ページです。

3目教育振興費、本年度予算額8,075万6,000円。外国語指導助手招致事業では、外国語指導助手に係る経費、旅費など570万5,000円を計上しています。次に117ページです。

特別支援教育推進事業では、特別支援教育学習支援員を小学校に5名、中学校に2名を配置するための経費及び小学校に配置する特別支援学級に在籍する児童の学校生活での補助を行う特別支援学級生活介助職員1名を配置する経費として1,065万8,000円を計上しています。次に、予算資料17ページをごらんください。

継続拡充事業です。高等学校等通学費補助事業では、学校ごとの定額補助とし、月額上限額を1万円から1万2,000円に引き上げ、1,685万9,000円を計上しています。次に、予算書118ページに戻ります。

中学生国際留学プログラム事業では、派遣生徒10名を予定しており、773万8,000円を計上しています。

次に、少人数学級教職員加配事業では、小中一貫教育を推進し、小学校から中学校への進級をスムーズに接続するため、1学年2学級を維持するため、中学1年生に少人数学級を導入し、町独自による教職員を配置する費用として、548万9,000

円を計上しています。

次に、公設学習塾事業では、基礎学力の向上や家庭学習の定着化などを目的として、小学4年生から中学3年生までを対象とした公設学習塾運営に係る経費として548万5,000円を計上しています。次に、119ページです。

学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、学習支援アプリの使用料、転入児童生徒用及び教員用クロームブックの購入及び修繕に係る経費など1,429万9,000円を計上しています。

次に、英語検定料助成事業では、英語力、学習意欲の向上を図るため、英語検定料の2分の1を助成するため20万2,000円を計上しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、ICT機器の効果的な活用による学習環境づくりや運用支援、児童生徒がICT機器をスムーズに使えるようサポートに取り組むため地域おこし協力隊を活用したICT支援員の配置に係る経費550万円を計上しています。次に、120ページです。

教育振興経費では、学校歯科医並びに薬剤師の報酬、教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入費、児童生徒、教職員の各種健康診断業務費用、教育文化功労表彰に係る費用、関係団体への負担金及び補助金など合わせて882万1,000円を計上しています。次に123ページです。

4目教育財産管理費、本年度予算額2,373万円。教育財産管理経費では、教育財産に係る修繕料、火災保険料、維持管理の委託料など432万4,000円を計上しています。

次に、通学バス運営事業では、スクールバス3台分の運行経費1,940万6,000円を計上しています。次に124ページです。

2項1目学校管理費、本年度予算額3億2,192万4,000円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補・公務補の業務委託料など996万2,000円を計上しています。次に、125ページです。

校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費のほか、暖房設備及び受変電設備の更新、照明器具のLED化などの改修工事に係る経費2億8,971万6,000円を含む3億1,196万2,000円を計上しています。次に126ページです。

2目教育振興費、本年度予算額1,582万1,000円。総合的な学習の時間事業として19万1,000円、教育コンピューター施設整備事業では、学級増に伴う電子黒板などの備品購入に係る経費など565万3,000円、教育振興経費では、教材消耗品、教育振興備品、要保護・準用保護児童就学援助費など997万7,000円を計上しています。次に127ページです。

3項1目学校管理費、本年度予算額2,454万1,000円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補・公務補の業務委託料など852万1,000円を計上しています。次に、128ページです。

校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費1,602万円を計上しています。次に129ページです。

2目教育振興費、本年度予算額1,461万9,000円。総合的な学習の時間事

業として13万9,000円、教育コンピューター施設整備事業として547万5,000円、次ページの教育振興経費では、教材消耗品、教育振興備品、課外体育文化振興事業及び部活動全道大会等補助金、要保護・準用保護生徒就学援助費など、合わせて900万5,000円を計上しています。次に131ページです。

4項1目社会教育総務費、本年度予算額96万1,000円。社会教育総務経費では、社会教育審議会委員12名分の報酬及び旅費、消耗品、印刷製本費、各団体の負担金などを計上しています。次に132ページです。

2目社会教育振興費、本年度予算額8,695万6,000円。社会教育振興事業では、ふるさと南幌みらい塾、さわやかカレッジ、二十歳を祝う会、生涯学習センター謝礼などに係る経費98万5,000円を計上しています。

次に、社会教育施設管理経費では、三重レークハウス、スポーツセンター、農村環境改善センターの指定管理料、改善センターの照明器具のLED化の工事に係る経費として8,597万1,000円を計上しています。なお、スポーツセンター及び農村環境改善センターに係る経費につきましては、令和6年度までは、スポーツセンターは5項保健体育施設費、農村環境改善センターは5款農林水産業費においてそれぞれ計上しておりましたが、令和7年度予算より、こちらの2目社会教育振興費にて計上しております。次に133ページです。

3目子ども未来費、本年度予算額579万5,000円。家庭教育支援事業では、親学講座など家庭教育支援に係る経費として5万9,000円を計上しています。

次に、青少年健全育成事業では、放課後子ども教室やプロフェッショナル講演会、青少年異世代交流に係る経費として573万6,000円を計上しています。次に134ページです。

4目文化振興費、本年度予算額134万8,000円。芸術・文化推進事業では、書初め大会、幼児、児童、生徒芸術鑑賞会、文化協会への補助金など芸術、文化の振興に係る経費として83万2,000円を計上しています。

次に、読書活動推進事業では、図書室読み聞かせ、ブックスタート事業、読書感想文コンクールに係る経費として51万6,000円を計上しています。次に135ページです。

5目生涯学習センター管理費、本年度予算額3,554万2,000円。生涯学習センター運営経費では、施設消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、管理清掃委託、各種保守点検などの施設運営経費、図書室備品購入費などのほか、137ページ、14節工事請負費では、町内に36箇所ある史跡説明板の更新に係る経費を計上しています。

次に、5項1目保健体育総務費、本年度予算額740万2,000円。スポーツ推進委員事業では、委員8名分の報酬など41万8,000円、スポーツコミュニティ推進事業では、全町ソフトボール大会、はれっぱマラソンなどの開催経費、体育関係団体への補助金など57万9,000円を計上しています。次に138ページです。

子ども体力向上事業では、ジュニアアスリートクラブや小学生夏休み水泳教室など、子どもの体力や運動能力の向上を図るためのスポーツ教室の開催経費、スポーツ少年団への補助金などに係る経費として319万円を計上しています。

次に、健康づくり・体力向上事業では、町民スイミングスクール、フィットネス教室など、町民が継続的にスポーツ活動に取り組む機会の提供に要する経費及び学校開放に係る経費として321万5,000円を計上しています。次に139ページです。

4目給食センター運営費、本年度予算額1億679万1,000円。給食センター運営経費では、厨房等の各種消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、賄材料費、調理配達業務委託料など学校給食に係る全ての経費を計上しています。予算資料19ページをごらんください。

新規事業です。学校給食費助成事業として、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の2分の1を助成します。また、厨房機器更新事業として、食器食缶洗浄機を備荒資金組合備品譲渡事業を活用し導入することから、本年度償還利子として7万8,000円を計上しております。

続きまして、関連議案の説明を行います。議案第13号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、高等学校等に通学する生徒の通学費補助上限額の引き上げに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、別途配布しております議案第13号説明資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第4条につきまして、補助上限額を生徒1人につき1か月1万円を1万2,000円に改めるものです。

最後に附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上で、教育委員会生涯学習課所管の予算及び関連議案についての説明を終わります。

石川委員長 それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

星委員 1点だけ伺いたいんですけども、予算資料の公設学習塾のところですが、公設学習塾についてお伺いしたいんですけど、教育長の執行方針の中にも、公設学習塾について来年度から検討し改善するというような内容のことが入っていたんですけども、どのようなことを検討して改善に向かっていくのか、お聞きしたいです。

学校教育係長 星委員の質問にお答えしたいと思います。公設学習塾なんですが、どのように改善していくかということなんですが、令和7年度に向けて先日、中学校1、2年生を対象にアンケート調査を実施しております。その中で、まず中学生の参加人数が少ないということで、参加しない理由を聞いているんですけども、その中ではまず、民間塾に通っている、ただ1人のほうが集中してできるというような意見が多数ありました。また公設塾に参加するとしたら、どのような学習をしたいかと思うかとの質問につきましては、学校の定期テストや学力テスト対策や、学校の授業で分からぬところを学習したいという意見が多数あったことから、令和7年度に向けましては、募集の際のチラシの工夫や、また生徒が興味を持つような事業の内容を検討して、少しでも多くの生徒に参加していただけるように進めていきたいと思っております。以上です。

星委員 いろいろ生徒にアンケートをとって、改善を図っていくということで理解いたしました。やはり生徒自身の要望を酌んでいくことというのが大事だなと私は思

っています。その中に、やはり参加された生徒の中でも、学ぶ楽しさとか、あとは、大変だったけど克服できたとか、結果が出るまでに教育ってちょっと時間がかかるので、塾に行ったから皆さんと同じペースで結果が出るかというとそれはちょっと差があるてくると思うんですけど、もう少し精神的な向上といいますか成長といいますか、そういったところにも目を向けていただけすると、保護者の方なんかも、子育てにおける不安とか学力における不安とか、塾に通っていると前向きになってきたとか、克服することに自信がついたとか、継続することの大切さを分かったとか、ちょっと学力の成績とはまた別な観点から、子供の成長を促すような形もとつていいけど保護者の方の不安とかそういうものも解消できる一つの手段になるのかなと思ったんですが、このことについてどういうふうに考えているかをお聞かせ願います。検討というかそういう面も検討して、事業の中に入れていいているのかとか先生方と共有しながら子供の内面的な成長も取り入れていく予定があるか、お聞きしたいと思います。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 今、笠原のほうからも説明ありました公設学習塾のアンケート調査を行った中で、やはり1番意図してやってほしいということが、期末テストの対策であったり、学校の授業で分からることを教えてほしいという要望だったんですよね。その中で、教える先生、またその横にサブのティーチャーもいますので、学習の工夫によっては分からぬところを教えて、集中で教えてもらうということも可能でないかなと思っているところです。あと、やはり分からぬところを分かるようになってくると、生徒同士もやはり楽しくなるというか勉強を楽しくなる、家で勉強する時間も増えてくるんでないかなと思いますので、来年度は、こういった形で、個別というんですか、授業で分からぬところを個別で聞いて解決できるような進め方ができないかどうかというところを集中的にやっていこうかなと思っている、そこで解ける楽しさというのを実感してもらえばなというふうには考えているところです。以上です。

星委員 そうですね解ける楽しさとか、分かる喜びとかそういうものも、取り入れられていいけるようにすればいいかなと思っています。1年間通しての事業になるんですけども、途中でまた、子供たちからのニーズ調査なんかもしながら、どの程度子供たちが、数字に表すのは難しいところもあると思うんですが、前向きな意識の向上が起きてきているかとかそういうのも、途中でアンケートとかそういうものをとりながら、後半の目標に設定をまたつなげていくとか、年度途中にそういうこともアンケートとかニーズ調査もしていくのかお伺いします。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） ニーズの調査においては、年度途中でも、実施しようかと考えています。ただ、やはりそれでもどうしても人数が増えていかないとかいうことが考えられると思いますので、その場合については、8年度に向けて、塾ではなく、学力向上に何かつながるような取組を検討していきたいと考えているところです。

石川委員長 よろしいですか。ほかに。

家塚委員 予算書の133ページ、132ページにまたがっていますが、社会教育施設管理経費のスポーツセンター等の指定管理について伺うんですが、これは全員協議会で説明をある程度受けていたんですが、最初に、職員の配置がどうなるのか。ス

スポーツ指導員も含めてどういう体制なのか、まずその辺から伺います。

施設管理係主査 職員の配置についての質問ですが、指定管理者側から総括責任者1名、副責任者2名を配置させることとして、必ず1名を常駐させることとしてこちらは求めておりますので、1名必ずスポーツセンターに配置されることとなっております。またその中で、清掃スタッフや、事務スタッフが配置されることとなります。また、スポーツ指導員については、副責任者として配置されることとなってございます。町の職員は引き下がるような形になります。以上です。

家塚委員 基本的に町の職員が引上げて指定管理者で配置をするということですね。指導員は、これ多分会計年度任用職員なのかなという気はするんですが、この辺業務の内容も含めてどう関わっていくのか、それ1点と、それと指定管理料の関係ですが、前に指定管理のときの考え方の中で、基本的にはスポーツセンター、改善センターの6年度の予算から、支出の予算から歳入の部分を差し引いた額を上回らない形で指定管理をしますよということで、ちょっと計算すると両方合わせて歳出から歳入差し引くと6,800万ぐらいなんですね。それから、今回のこの指定管理料が5,900万ですから、ざっくりいって900万ほど落ちるということになるんですが、それは考え方として、上回らないんでいいんですがあくまで予算なのでね。ちょっと比較するのはどうかなと思うんですが、考え方としてそういう考え方でいいのか。

それともう1点。これが5年間の指定管理期間ということで、この5年の間に何らかの事情で指定管理料が上がるということは多分ないんだろうなという気はするんですが、この確認も含めて、お願いをしたいと思います。

施設管理係主査 スポーツ指導員についての関係の質問についてですが、まずスポーツ指導員については、こちらから派遣をするというような形になっています。派遣をするということにはなるんですが、町のスポーツ状況や、団体のほうにも精通している活躍もあるということから、これまでどおりの社会教育事業の実施に携わっていたことにもなってございます。

次に、指定管理料の積算についての考え方についてですが、こちらは令和6年度予算をベースの管理料から、工事費あと修繕料、そして歳入からの施設の利用料を差し引いたものをベースに積算して提案しています。指定管理者側から提案があった額が、こちらから上限設定した金額より、若干ですが下回った提案があり5,954万円で計上してございます。

最後に指定管理料が上がるかどうかというところについては、基本的には責任分担を定めていまして、人件費や光熱費等の物価上昇分は指定管理者側の責任となっていますが、法令改正の案件や社会情勢的に配慮しなければいけない事案が発生した場合には、年度ごとにすり合わせをして検討していくことになってございます。以上です。

家塚委員 分かりました。最後に1点なんですが、前に全協のときの資料で、維持管理に関する業務の中に、通常の設備だと機器の更新は町の建物なので、これは町で負担をしますよということなんですね。ただ、劣化防止のために指定管理者が予算を自分ところで持って維持修繕に充てるという考え方を示しているんですが、この修繕費どのぐらい指定管理者で持っているか、その辺お願いしたいと思います。

施設管理係主査 修繕についての御質問については、基本的に事業者自らの持ち出しとして、突発的で急用を要する修繕があった場合は、事業者側で直していただくような形としていまして、50万円を募集要項で定めていましたので、指定管理者側では50万円計上しています。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

加藤委員 私からは、小学校改修事業についての内容の説明を求めたいのと、地域おこし協力隊設置事業のICT支援員について、年度途中の採用になったかと思いますけれども、あと、総務委員会のほうでも説明していただいていたというのを私失念しております。せっかくなので今までの成果と今後の展開をお伺いしたいと思います。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） まず1点目の小学校改修工事の内容について御説明させていただきます。工事の主体ですけども、今回は機械の設備と電気の設備、また、建築の工事の三つになっています。機械設備の主な内容は、暖房ボイラーの更新がメインとなっています。また、機械設備の二つ目は、音楽室の暖房設備の更新、三つ目は、エアコンの追加、四つ目は、体育館の暖房設備の更新となっています。電気設備に関しては、校舎、体育館アリーナを除くLED化、また、受変電設備の更新、エアコン追加に伴う電力設備の工事となっております。建築工事につきましては、防火戸が開閉、閉鎖しない不具合となっておりますのでこちらの修繕、また、アリーナの暗幕改修等が主な内容となっています。

続きまして、2点目の地域おこし協力隊の今後における展望です。令和6年10月から任用ということで、自分の名前を覚えていただこうということで積極的に特に小学校において関わってきてくれています。現在は、教育委員会と当初の導入に至る経緯の目的を共有しまして、突発的に発生するトラブルの対応、また、必要と判断したときに行う業務、例えば、教室や講習また、ICT活用におけるアイデアの提供で支援を行っているところです。本間さんの積極的な姿勢の甲斐もありまして、授業中に不具合があった場合は、本間さんいるから、本間さん呼んできたらいいよというような子供たちの声が上がったり、また、小学校ではQRコードを読み取ってクロームブックを開くんですけども、不具合が発生したときなども対応支援していただいているところです。また、先ほども言ったアイデアがすごく豊富な方でして、授業の中も含めて、授業以外にでも自分でやりたいこと、やってみたいことのリストをつくって構想を抱えていて、先生たちの提案の計画書も今つくっているところです。そこで、今後における展望なんですけども、地域おこし協力隊の導入の目的は、学校でのICTの活用と、教員、また児童生徒を含めたスキルアップをまず目的としていますので、授業の中での活用が今以上効果的な活用になるように、まずは目的に沿った支援を行ってほしいと考えています。ただ、御自身も可能な限り授業に入り込んでいきたいと考えていますので、御自身で考えたICT授業を先生たちに提案していき、児童生徒が、学校で決められた授業だけではなくて、本間さんが提案している思考力を育成していく、ICT授業も進めていきながら、教職員も含めて、今以上の活用はもちろん、思考力の育成につながるような支援になっていってほしいなというような考えで、考えているところです。以上です。

加藤委員 小学校改修事業については、暖房機器、ＬＥＤとそれに伴うエアコンの電源の確保という内容で理解しました。あと、防火戸の修繕ということで理解しました。こちらですけれども、改修する時いつも懸念されるのって結構屋上防水だとかそういう部分って、建物の基礎が1番大事で2番目屋根かなと思っているんですけれども、その部分については異常ない、今後ある程度年数は確保できているということでおろしいのかという確認と、地域おこし協力隊については、自分はお会いしたことはなかったんですけども、だから今の説明を聞いていると、何ていうんですかね、いい意味で教師らしくないというか、非常に生徒指導に寄り添っていただいているのかなという印象を受けましたので、令和7年度についても、またさらに良い形で児童生徒と向き合ってまた教職員たちとも連携し合って進めていっていただければいいかなと思いますので、小学校についての質問だけ。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 屋上防水についてです。屋上防水については現在のところ大きな雨漏りとか、劣化しているようなところが見受けられないものですから、今回の改修には含めていないところです。一応まだ2から3年ぐらい対応できるのではないかということで今回の改修の工事を含めていないところです。ただ、今後どうしても劣化が進んで雨漏りとかということになった場合には、3年を待たないで状況を見て修繕という形をとる可能性もありますが、令和7年度に関してはやらないということで、この工事には含めていないところです。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしようか。

高橋委員 139ページの給食センター運営費のほうに多分かかるとは思うんですけども、以前、学校給食のことで、無添加給食とかっていうのはどうですかっていう、それは限定的なで駄目だという話で課長ともお話を細かくしたときも、やはりオーガニック給食は難しいというところで、全て子どもたちの健康に寄与するというところでいうと、せめて水ぐらいはという思いがあって、お水のほうを浄水あるいはミネラルウォーターみたいなものに変えられないかなということをまず一つ。あと、米は、町のほうで助成金出していると思うんですけど、米のほうを有機米とか全てではないにしても、少しでも有機米のほうを使ってあげるというような流れがあってもいいのかなという、さっき環境保全型農業のほうで質問させてもらったときに、有機を増やしたいという意向もあったようなので、有機栽培活動の販路みたいなものを探すのが結構困難というところもあるので、それが少し拡大すれば、もうちょっと増やしたりとか、そういうものをつくるという方も出てくるかもしれないのかなというところですね。あともう一つがちょっとお水にかかってまた申し訳ないんですけども、小学校改修事業のほうに関わると思うんですけど、やっぱり水なんんですけど、今、ラピダスとか、PFAの問題とかもあると思うので、そういうのが結局、もう今、南幌の僕ら使っている水道水の中にもPFAというのは微量ですけど入っているということで、それも体に蓄積される成分で、蓄積が高くなっていくと多くなっていくと、様々な疾患みたいなものにつながっていくよと海外とかメディアとかでも騒がれているとは思うんですけども、そういうところで、手から皮膚からも入っていく成分な物ですから、そういう小学校の改修工事のときに、セントラル浄水器というのもまた検討に入れていただけないものかなというところと、あと、その理由として、

南幌小学校ではお水を水筒に入れて持ってきててもいいよというふうにはなっているので、やはりその水道水を直接飲むということに関しては多少の懸念もあるのかなという、こちらの解釈なんですけど、その辺はどうなのかなということで御質問させていただきます。

給食業務係長 まず、一つ目のお水の部分ですね。浄水あるいはミネラルウォーターに給食で使用する水を変えられないかという御質問だったんですけれども、現在給食センターで使用している水につきましては、長幌上水道の水道水を使用しております。こちらについては、給食の衛生管理基準を国で定めているんですけれども、その中で、そちらにも水道水の基準というのはありますし、例えば、毎日給食の調理前と調理後に水の色、臭い、味を調理員で確認することだとか、あと水道水は、一旦受けた受水槽というものがあるんですけれども、そちらの受水槽を業者さんに委託して毎年洗浄するということもあるんですけれども、うちのほうもそちらにのっとって毎年洗浄しまして、その際に水質検査も実施しておりますし、水質基準にも適合しているというところを確認しておりますので、現在は水道水で全く問題ないのかなというふうに考えておりますので、浄水やミネラルウォーターに変えるという考えはありません。こちらがまず1点目です。

次に、2点目の有機米の使用についてなんですけれども、現在、お米については学校給食会というところから、毎年契約をして、その1年間の給食で使用するお米を給食会のほうで確保していただいて、そちらで契約して納品をいただいているところだったんですけれども、そちらについてはまず有機米の扱いがないものなので、そちらを通してということはできないとは思うんですけれども、また、ほかの部分、有機米を扱っている業者というところが、うちで契約しているところではいないので、新たに有機米を使用している、もし、しようとするとなれば、そういう業者を探すところから始める必要があるのかなとは思うんですけれども、ただ、実際有機米に変える場合は価格などもかなり変わってくるということもありますので、賄材料費の部分も大きく影響が出てくるかなというふうに考えておりますので、現状としては、有機米の使用は難しいのかなと判断しているところでございます。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 学校でのセントラル浄水器の件です。小学校で使用している水に関しましては、長幌上水道が供給している安全な水ということですので、セントラル浄水器を配置する予定は今のところ考えていないということです。

水筒を持ってきている児童に関しましては、コロナ禍前からでも水筒持ってきて飲んでいるという現状があります。やはり小さなお子さんに関しましては、水道水から飲んでいても、直接水道のほうに口がついたりとかというところもやはり子供自身やだという考え方の方もいらっしゃいますので、そういうことに関しては強制ではなく、水筒をお持ちになって水を飲んでいただくというような対応になっていると考えています。以上です。

高橋委員 先ほどの給食のお水の話なんですけど、1番懸念する、P F A Sというところも確かに懸念材料ではあるんですけども、割と皆さんもう常態化しちゃって何とも思っていないところでいうと、塩素だったりするんですよね。この塩素って、長幌上水道の方々とお話しもしたんですけども、長幌上水道としては、消毒して最低

限飲める水、国の基準に従って出していますよと。そのお水というのを健康的に飲むとか飲まないとかっていうのは、各自の判断、個人の判断に委ねているということをおっしゃっていましたし、その塩素自体がよくないものだということもちゃんと認識していて、やはり塩素というものの自体も、やはりもともと世界で使われたのは、ドイツかな、生物兵器として使われたのが塩素の始まりですから、そのあとにベルギーで1902年に水道水に塩素を入れて消毒した後、その後アメリカで1912年かな、アメリカのニューヨークで使われて、水道水の消毒で、その後からなんですね。心疾患とか脳血管疾患とかが急に増えたというところで、プライス教授というのが当時、今もいるのかな、プライスさんという方が、いろいろこう研究した結果、水道水の塩素というのが、コレステロールとの反応とかもあるんですけど、そういうところで、その血管疾患とかそういうものを生み出しているというふうに発表しているという経緯もあるんです。塩素自体も、例えば米を炊くっていうときも、塩素の水につけた段階で30%ぐらい栄養が飛んじゃうんですよね。その水を使うとさらに沸騰させることによって、炊くことによって40%ぐらい栄養が飛んでしまうとも言われているんです。栄養士さんがちゃんと栄養価とかを図って給食をつくっていると思うんですけど、その辺で随分乖離してしまう部分もあるのかなというところもありますし、なので、この塩素を何とか抜いたお水を使えないものかなという、ちょっと話長くなっちゃいますけど、昨今、2022年ぐらいから、国内での血管疾患とかそういうものが増えているんですよね。死者とともに増えているんですけど、それも常態化した塩素によるものが、今、さらに顕在化しているんじゃないかと言われてもいるところなんです。なので、ちょっとその塩素の水というのを何かこう、使わないようにというか、できればいいなという、さっきのもう少し続き言うと、塩素って水の中の有機物と結びついてトリハロメタンってつくっちゃうんですね、聞いたことあると思うんですけど。トリハロメタンも沸騰5分で何十倍にも膨れ上がって、これがんの原因とされているものなんです。なので、もちろん食中毒を起こさないというところの安心安全な給食という提供も確かに大事だと思うんですけど、子供たちの健康に対する安心安全というのもやはり同時に考えていかないと駄目なんじゃないかなと僕はちょっと思ってしまいます。ちょっとこの辺どうなのか、お考えをお聞きしたいです。

生涯学習課長 答えられる限りで、基本的に公の機関であります長幌上水道企業団のほうで供給している水道水でありますので、水質の基準というんですかね、それについては満たされているというふうには考えております。現在使っている水道水で給食をつくったとしても、その部分については、質には何ら影響ないものと思っておりますので、ただこれまで、健康被害だとかそういう部分も聞いておりませんので、学校の部分も含めてなんですけども、今のところ浄水器の設置については考えておりません。

石川委員長 よろしいですか。ほかに。

熊木委員 何点か伺います。先ほど小学校の改修事業について質問があったんですけどもちょっと関連して。この改修、防火扉とかエアコンの追加とかいろいろあったんですけども、この説明資料の中で、災害発生時の避難所としてというところがある

んですけれども、その避難所に関わるところでの改修というのは防火扉だけなんでしょうか。それと改修、これ令和7年度だけでなく継続していきますよね。そのときに、例えば、校舎のところに太陽光発電をつけるとかヒートポンプとか、そのエネルギーを活用するような形のものを盛り込めないかどうかというので、その辺検討されたりとか何かそれがあったのかを伺いたいんです。それから、137ページの史跡説明看板設置工事、先ほど36か所というお答えでしたけれども、その内容というか、それがどういうような形でつくられるのかということと、あと新しく南幌に来られた住民もたくさんいることですから、町内の史跡説明というか、そういうのがどういう形で町民に知らされるようになるのか、その辺何か考えていることがあれば伺います。

もう一つは、給食センターの厨房機器更新事業については先ほどの説明で分かりました。それで、お聞きしたいのは、給食センター内の環境整備なんです。近隣の市町村で、環境が余りにも悪くて昨年の3月に勤めていた方が全員退職するということがあって、児童生徒の給食にすごい影響があつてお弁当持参とかっていうようなことが続いていました。それはどこから発生したかというと、給食センターが古いということもあって、夏はすごい暑さで、あと寒いとかいろいろ環境が余りにも悪くて、耐えられないということでやめたということを聞いたんですね。そういう意味では、本町の給食センターはそういうことがないのかどうか、それを伺います。あと、学校給食に関して先ほども質問があつて、これ以上言ってもあれかなと思って、有機米とかも学校給食法の関係で、学校給食会からお米とかはなっているということなんですけれども、せっかく町が基幹産業でおいしいお米をつくって野菜もつくっているので、やはりその混ぜ合わせたお米ではなくて、生産者の顔が見えるというか、そういうようなお米に切り替えるということが必要ではないかなと思うんですけども、そういうことが全くできないものなのか、そういうような検討されたことがあるのか。

それともう1点は、学校給食に地場産の野菜、地産地消でそういうのを多く取り入れるようにということは何回も質問したり、いろいろ伺っているんですけども、そういう努力はされていて増えていると思うんですけども、今年度は新たに増やす品目とか、その量とか、そういう計画があれば伺います。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） まず、熊木委員の1点目の避難所運営に関する工事があるかどうかの御質問です。電気設備のほうで、先ほど、受変電設備の更新ということで御説明させていただきました。この工事の内容が、高圧開閉器、高圧引込みケーブル、キュービクルの更新となっています。外部からの電源も引っ張ることができるようにということで、今回、避難所運営にも可能となるような工事ということで、こちらの受変電設備の工事が避難所に関する工事の内容となっています。

次、2点目です。太陽光発電は盛り込めないのかという御質問です。現在の小学校の改修工事の内容につきましては、学校の維持管理ということで、現在の状況を維持していくというような内容の工事となっておりますので、太陽光発電に関しては検討していないということで御回答させていただきます。以上です。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） 史跡標柱のお尋ねでございます。史跡標柱につきましては、町で指定している史跡は36か所ございます。いずれも入植当時の政治や経済、学校などのあらゆる活動が行われていた形跡ということで、非常に開拓の

歴史を学ぶ上で重要な財産であると考えてございます。現在は四角いアルミ製の柱に、史跡の名前を書いたもの、それと、その説明を記載している説明板この二つを1セットに設置をしてございます。今年度予算計上している内容につきましては、そのうち34か所の説明板を更新し、標柱については撤去するということで検討してございます。標柱の撤去の理由につきましては、史跡の名前につきましては、説明板でも十分認識、視認できるようにカラー版で大きな表示を心がけます。また、史跡の名前だけではなくてQRコードを追加しまして、掲載し切れない詳細な情報ですとか、関連する史跡、またお勧めの周遊ルートの情報などを記載した町のホームページに誘導するような形をとりたいと思っております。2点目にも関連しますが、新しい町民へのPRということも含めて、今現在、「なんばろしけめぐり」という小冊子を作成しております。そちらのほうには各史跡の位置情報がグーグルマップでそのままナビゲートできるように、そういう冊子もつくっております。また、社会教育の事業との連動ということで、例えばですが、ふるさと南幌みらい塾の中で南幌学というようなことで、定期的に史跡標柱を活用した講座を実施したり、さわやかカレッジや、子どもリーダーなど、そういう生涯学習の集まりの中で、史跡を活用したソフト事業、体験事業を実施していきたいと考えております。また、町の広報やホームページ、社会教育事業との両輪で、新住民はもちろんですが、南幌町民の方にPRをしていきたい。考えてございます。以上です。

給食業務係長 御質問いただきました給食センターの環境改善の部分でございます。現在、給食センターのほうでも厨房内、夏場は近年特に温度が上がっているということもありまして、厨房内かなり暑くなっている状況でございます。また、冬場は逆に少し寒いような状況になっているというところで、今年度、業者さんにそういう冷房装置などが必要かというのを見せていただきまして、見積りなどもいただいたんですけれども、その内容で行う場合、キュービクル、受変電設備なんですけれども、キュービクルの容量が足りないというところがありまして、そちらの改修も必要になってくることがあります。なので、現在予定としては、令和9年度に給食センターの大規模改修を予定しておりますので、そこでキュービクルの更新も行いたいと考えていますので、あわせて厨房内への冷房などの空調機の設置についても検討しているところでございます。

もう1点目の生産者の顔が見えるお米に切り替えることができないかということだったんですけども、現在、先ほど御説明したとおり学校給食会というところからお米は1年間分を確保していただいて、納品いただいているところなんですねけれども、そちらについては1年間確保しているということもありまして、基本的に100%南幌産の米を使用できているところでございます。しかしながらそのお米が、この米は誰々が生産したものという形にはなっていないので、そちらのお顔を示すということはできない状況となっております。そして、地元野菜の、今年度増やす予定があるのかどうかなどについてだったんですけども、令和5年度に新たにキクラゲを導入することができまして、令和5年度からキクラゲも増やして使用しているんですけども、令和7年度については、今、品目も同じんですけどキクラゲが、まず、南幌の冬場の給食で使用できる品目というのはどうしてもタマネギとシイタケしか今ない

現状なので、そのキクラゲについても、乾燥したものを使えないかというところで今生産者とも話をして、令和7年の夏場にそういった乾燥したものをサンプルいただいて、使えるかどうかというのを検討していく予定としています。品目としては、同じキクラゲではあるんですけども、冬場に使用できるものを増やしたいというふうに動いているところでございます。以上です。

熊木委員 小学校の改修については、先ほどの説明で分かりましたが、避難所、先日も避難訓練とかがあって、避難してきたときに、やはりその電力がそこで賄えるというか、費用もすごくかかってあれなんんですけども、役場庁舎がヒートポンプしたことによって、すごく循環して電力も少なく済んでいる、省エネになっているんですね。だから、今後2年をかけて改修していく中で、やはり検討していくべきではないかなと思うんですけども、それは多分これ以上のあればでないかと思うので一応要望します。

それから史跡についてはよく分かりました。QRコード、さすが新しい形でやっていくんだなということも分かりますし、やはり社会教育の一環として南幌のこういう歴史があったんだということが知るとことはすごく大事で、総務委員会でも郷土資料館を視察したりして、そのときにも話が出ていたのは、やはりこれを伝承していく人方をどう育てていってそれをつないでいくのかということが大事になると思うんですね。そういう形で社会教育活動の中でどんどんやっていってほしいし、新しい史跡の標識ができたときに広報なりホームページなりいろんな形で、こういうふうになりましたとことを周知する、それによって関心を持つ人を増やしていくということがすごく大事だなと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それから給食センターの環境整備なんですけども、令和9年度の大型改修のときについてなんですね。夏場すごく暑いですね。そういう時のエアコンとかそういうのはついていて、稼働していて、少しは緩和されているのか、そこだけちょっと1点伺います。

あと学校給食に関しては、お米がなかなか難しいというところなんんですけども、1月に私研修で行ったときに学校給食の分科会出たときに、千葉県とか市で学校給食に取り組んでいるところが完全有機米ということで、農業者と連携して学校給食用にお米をつくってもらって提供しているというところがありました。それが大幅に、先ほどオーガニックの話もされていましたけども、オーガニック給食の全国交流会とかそういう中でも、どんどん実践例を出しながらやっているというところで、あと長野県の松川町というところは、小さな単位から取組を始めていっているということで、役場の中で農業委員会が窓口になって、農協とそれから栄養士さんと3者で一緒になって、どういうふうに取り入れるのかということを研究しながら今進めているというところで、新しい取組かなと思ったんですよね。ですから、学校給食のお米、その形はあるんだけども、何とかそこを少しずつこう変えながら、せっかくの産地というか農業者がたくさんいて、自信持ついいものをつくっているので、それを100%を食べて子供たちが大きくなつて成長していくということを町として、応援するということがすごく大事かなと思うので、それを何とか取り組んでほしいなと思います。それで、先ほどキクラゲを令和5年に入れたということで分かったんですけども、1

点だけ答弁お願ひしたいんですけども、現在、南幌の野菜が何品目使われていて、それは大体何%というかどれくらいの割合なのか。それ1点だけお願ひします。

給食業務係長 まず、環境設備の部分ですけれども、夏場が暑くエアコンなどがついていて少し緩和されているのかどうかということだったんですけども、現在、厨房内には冷房機能のあるものはついていません。あるのは、外からの空気と中の空気を換気するための空調機はついているんですけども、そちらは冷房機能がついていません。今、冷房ついているところでいきますと、調理員さんたちの控室の部分はついているんですけども、なので今、かなり夏場は暑いので、特に揚げものをする方などはかなりその周りは特に暑くなってしまうこともありますので、現在は、うちのほうでアイスベストといって保冷剤を脇の下と背中につけられるベストがあるんですけども、それを今回、今年度購入して調理員さんにお配りしまして、揚げ物を担当する方は1回につきそれぞれ担当者を交代して、その控室に戻ってその涼しい空気の中でちょっと休んでいただくといった形で今対応をしているところでございます。

次に、現在の南幌産の農産物の使用品目数などについてなんですけれども、現在、給食で使用している野菜やキノコの部分につきましては、今25品目使用しております。その中で、今年度、令和6年度は2月までの実績ですけれども、9品目南幌産のものを使用しているところでございます。毎年その使用率なども出しているんですけども、こちらの使用率につきましては、総使用量のキロの総量と南幌産のキロの総量を出した割合となっておりまして、米と小麦を抜いたその他の野菜とキノコ、芋関係なども含め、令和6年度の2月分まででいきますと22.7%。令和5年度につきましては、26.4%となっているところでございます。以上です。

生涯学習課長 熊木委員の御質問の2点目の有機米の関係ですけども、教育委員会の側から言うのが少しおかしいのかもしれないんですけども、実際本町の農業形態がちょっと違うのかなと。南幌町の場合やはり大規模農業なものですから、なかなか有機米を栽培してというのもちょっと難しいのかなという部分で、確保ができないのかなというふうに考えております。あと、地産地消の部分ですけども、使用率でいくと20%台なんですが、その品目の使用率、先ほど実際に、私のほうで令和5年度の数字持っているんですけども、令和5年度、年間で給食に使用された野菜類、米麦除いた品目が23種類ございました。そのうち町内で生産されている品目は13種類となっておりまして、実際に給食で使用された町内の品目が10種類、約8割程度品目としては使用しております。この数字が高いか低いかと言われると、高いほうなのかなというふうに考えているんですけども、なかなか給食への使用量を増やしていくとなると、同じ野菜ばかり使わなければいけないものですから、献立のほうにも少し影響を及ぼすことになるのかなというふうに考えております。バランスよく使っていきたいなというふうには考えております。あと、食育という目線でいった時には、学校においての食育ということで、学習指導要領の中で、学校における食育の推進として明確に位置づけられております。各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間など、関連づけて食に関する学習を現在もしているところでございます。また、平成17年度から栄養教諭制度が開始されまして、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさ

どることが、栄養教諭の職務となっております。この職務の内容としまして、まず食に関する指導として、給食の時間での指導、強化などで専門的な指導、そして、学校給食の管理ということで、栄養管理として献立の作成、それと衛生管理となっております。本町におきましても、栄養教諭が1名配置されておりまして、給食の時間を中心とし、小中学生に指導が行われているような状況となっております。指導の中では、地域や食文化への理解として、地域の食文化、産業について学び、地産地消の考え方を指導しているところです。食べることだけではなくて、しっかりと頭で理解することも大事であるというふうに考えております。学校給食を生きた教材として活用しなさいということになっておりますので、季節の関係もあるんですけども、積極的に地場産の野菜を活用していきたいと考えております。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかに。

佐藤委員 ちょっと通告にはないんですけども、1点だけ。資料、予算書の135ページ、生涯学習センター管理費の中なんですが、この予算、令和6年度では4,000万だったんですが、令和7年度は3,500万。約500万減額になっているんですが、その減額の内容を教えていただきたいんですが。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 約500万の減額ということなんんですけども、昨年度はぼろろに関する修繕費ということで500万円程度を計上させていただいたんですが、今年度は修繕費がないということで500万程度の減額となっています。以上です。

佐藤委員 昨年度は修繕費があったということだというお話をしました。少し気になつたのが、やっぱり燃料高騰していて今物価高でということで、昨年よりも、燃料は高騰していると思うんですけど、その部分もあって、減額ということだったので、そこの燃料等とかの部分は、今年は予算として大丈夫でしょうか。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 一応、令和6年度の実績も踏まえまして、令和7年度の燃料費を見込んでおりますので、賄えるという想定で計上しています。以上です。

佐藤委員 わかりました。では、安心していいという形ですね。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

西股委員 私のほうから一つだけ、スクールバスの運転手の関係ですが、今1人病欠なって臨時の人に入っているという形らしいんですが、今後においてスクールバスの運転手の確保、これ自体は何ともないのかなと。聞くところによると、ほかのバスの関係とか、大分賃金が上がってきてているといううわさも聞いておりますので、なかなか人を確保するのが難しいのかなというような状況なのかなというふうに思っておりますので、その辺の状況だけ聞かせていただければなというふうに思います。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） スクールバスの運転手の確保についてです。現在1名病欠ということでお休みいただいている方の分に関しましては、今スクールバスの委託のほうを空知パブリックのほうに委託しているところですが、3人で運転しており、ほかに欠員が出た場合は必ず1人充てるというような形で対応していただいているところです。今後、やはり人の確保が難しいのではないかということもありますが、それに関しては、うちのほうでパブリックのほうに委託しておりますので、

人員が不足にならないような形でお願いしたいということで進めていければなと考えているところです。以上です。

石川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。（なしの声）

ないようですから、これで質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、以上で教育費についての審議を終了いたします。ここで10分間40分まで休憩いたします。

（午後 2時30分）

（午後 2時40分）

石川委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして審査順序第13番目、8款消防費について審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは予算書の114ページをお開き願います。予算書114ページ下段になります。

8款1項1目消防費、本年度予算額2億5,932万円。ここでは、次ページにかけまして、南空知消防組合負担金事業として、本部費並びに南幌支署費、消防団費に係る一切の負担金を計上しています。

次に、予算書の159ページをごらん願います。159ページにつきましては、消防費に関する明細書でございます。まず、歳入では、消防水利整備事業に係る充当財源として610万円の起債借入を計上しています。

次に160ページ、歳出では、説明欄、消防組合本部運営助成事業として2,185万3,000円。本部運営に係る経費について、構成4町がそれぞれ負担するもので、例年並みに計上しています。

次に、消防南幌支署運営事業として2億959万円。163ページ上段にかけまして、支署職員22名分の人事費や活動費、庁舎並びに車両の維持管理経費、各種負担金などを計上しています。

次に、南幌消防団運営事業として2,787万7,000円。次ページにかけまして、団員88名分の報酬、共済費、費用弁償、被服代などを計上しています。以上です。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（なしの声）

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

では、質疑を終了いたします。

続きまして、審査順序14番目、第10款公債費及び15番目、第11款予備費についての審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは予算書の141ページになります。141ページ下段です。

10款1項1目元金、本年度予算額6億3,096万1,000円。地方債元金の償還で、前年度と比較して2,247万1,000円の増額計上となっています。

次に、2目利子、本年度予算額4,393万2,000円。地方債償還利子のほか、一時借入金及び基金繰替運用に係るそれぞれの利子を計上しています。

続きまして、11款予備費の説明を行います。予算書の142ページです。

11款1項1目予備費、前年度と同額の100万円を計上しています。以上です。

石川委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。ございませんか。（なしの声）

ないようですので質疑を終了していたします。それでは、暫時休憩いたします。

（午後 2時21分）

（午後 2時22分）

石川委員長 では、休憩を閉じ会議を再開いたします。

審査順序16番目、一般会計歳入のうち、第1款町税についての審議を行います。それでは説明をお願いいたします。

税務課長 それでは、予算書17ページをお開きください。

1款町税1項1目個人、本年度予算額3億3,798万4,000円。1節現年課税分3億3,703万9,000円。均等割、納税義務者数4,046人を見込み、1人当たり3,000円で、1,201万6,000円。所得割、3億2,502万3,000円。収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分94万5,000円。繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目法人、本年度予算額5,129万1,000円。1節現年課税分5,124万4,000円。均等割は227法人を見込み、2,548万2,000円。法人税割は2,576万2,000円。収納率は、いずれも99%で計上しています。2節滞納繰越分4万7,000円。繰越見込額に収納率10%で計上しています。

次に、2項1目固定資産税、本年度予算額3億4,730万5,000円。1節現年課税分3億4,668万7,000円。土地は、住宅用地特例の増加による課税標準の減で7,007万4,000円。家屋は、新築住宅増加により課税客体の増加を見込み、2億501万6,000円。償却資産については、7,159万7,000円。収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分61万8,000円。繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目国有資産等所在市町村交付金、本年度予算額165万7,000円。北海道が所有する学校公宅、道営住宅等の土地・家屋と北海道森林管理局所有の防風林敷地に係る価格により計上しております。次ページへまいります。

3項1目環境性能割、本年度予算額185万5,000円。

2目種別割、本年度予算額2,831万2,000円。1節現年課税分2,829万2,000円。原動機付自転車44万1,000円。軽自動車2,490万9,000円。小型特殊自動車294万2,000円。収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分2万円。実績を考慮し計上しています。

次に、4項1目町たばこ税、本年度予算額6,654万4,000円。

5項1目入湯税、本年度予算額1,463万円。前年度等実績見込により計上しています。以上です。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。（なしの声）

では、ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

では、質疑を終了いたします。また職員の入替えがありますので、暫時休憩いたし

ます。

(午後 2時26分)

(午後 2時26分)

石川委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして、審査順序16番目になります。2款地方譲与税から22款町債までです。では、説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書の19ページでございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税、本年度予算額2,200万円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税の一定割合分が譲与されるものです。

2項1目自動車重量譲与税、本年度予算額6,800万円。国税として徴収される自動車重量税の一定割合分が譲与されるものです。

3項1目森林環境譲与税、本年度予算額100万円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が譲与されるものです。

3款1項1目利子割交付金、本年度予算額50万円。北海道に納付された利子割額のうち、一定割合分が交付されるものです。次に20ページになります。

4款1項1目配当割交付金、本年度予算額250万円。上場株式などの配当に課税される道税の一定割合分が交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額150万円。上場株式などの譲渡所得に課税される道税の一定割合分が交付されるものです。

6款1項1目法人事業税交付金、本年度予算額1,300万円。北海道に納付された法人事業税の一定割合分が交付されるものです。

7款1項1目地方消費税交付金、本年度予算額1億8,300万円。消費税10%のうち2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

次に、21ページ、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額500万円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、本年度予算額900万円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

10款1項1目地方特例交付金、本年度予算額900万円。減税の影響による地方の減収分を補填することを目的に交付されるものです。

11款1項1目地方交付税、本年度予算額27億9,000万円。内訳は、普通交付税23億6,000万円。特別交付税4億3,000万円。前年度と比較して6,000万円の増額計上となっており、普通交付税は国の地方財政計画を勘案し、また、特別交付税は近年の実績を考慮し計上しています。

次に、22ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金、本年度予算額80万円。交通違反の反則金を原資に一定割合分を交通安全施設整備のために交付されるものです。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金、本年度予算額97万9,000円。1節農業費分担金では、排水路整備等に係る分担金を計上しています。

次に、2項1目民生費負担金、本年度予算額1,387万6,000円。1節では高齢者保護措置費用徴収金、2節では学童保育料、3節では保育所保育料、4節では

滞納繰越分をそれぞれ計上しています。

23ページ、2目衛生費負担金、本年度予算額171万3,000円。長幌第2浄水場改築事業に係る一般会計出資債利子の長幌上水道企業団負担分を計上しています。

3目土木費負担金、本年度予算額1,792万9,000円。1節では南6線道路維持費負担金、2節では準工業用地等整備事業に係る北海道住宅供給公社からの負担金を計上しています。

14款1項1目衛生使用料、本年度予算額244万円。1節では墓地の使用料及び管理料、2節では保健福祉総合センター使用料をそれぞれ前年度並みに計上しています。

2目農林水産業使用料、本年度予算額16万円。ふれあい館使用料を計上しています。前年度との主な相違は、農村環境改善センターについて、令和7年4月より指定管理者制度導入に伴い減額となっています。

3目商工使用料、本年度予算額12万5,000円。ふるさと物産館使用料を計上しています。前年度との主な相違は、会議室を専用使用していました事業者の撤退に伴い減額となっています。

4目土木使用料、本年度予算額2,718万9,000円。1節では道路占用料、2節では普通河川占用料、3節では公営住宅及び子育て支援住宅使用料、次ページになります。4節では滞納繰越分をそれぞれ前年度並みに計上しています。

5目教育使用料、本年度予算額78万4,000円。1節では生涯学習センター使用料、2節では学校開放使用料を計上しています。前年度との主な相違はスポーツセンターについて、令和7年4月より指定管理者制度の導入に伴い減額となっています。

次に、2項1目総務手数料、本年度予算額460万1,000円。戸籍や住民票などの証明手数料です。

2目衛生手数料、本年度予算額27万5,000円。畜犬登録及び狂犬病予防注射などの手数料です。

3目農林水産業手数料、本年度予算額16万9,000円。営農証明などの手数料です。次ページにまいります。

15款国庫支出金は、歳出でそれぞれ説明しました事業について、法令等に基づいた国の負担割合相当分に係る負担金、補助金、委託金が主なもので、項目のみを中心に説明をさせていただきます。

1項1目民生費国庫負担金、本年度予算額5億7,551万5,000円。1節では国民健康保険基盤安定等の負担金、2節では自立支援医療給付費負担金、3節では障害者自立支援給付費負担金、4節では介護保険低所得者保険料軽減負担金、5節では養育医療給付費負担金、6節では障がい児施設措置費給付費等負担金、7節では児童手当負担金、8節では子どものための教育・保育給付費等の負担金をそれぞれ計上しています。次ページにまいります。

2項1目総務費国庫補助金、本年度予算額1億366万4,000円。1節では社会保障・税番号制度システム整備事業補助金、デジタル基盤改革支援補助金、2節ではマイナンバーカード交付事務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備事業補

助金を計上しています。

2目民生費国庫補助金、本年度予算額1億4,937万4,000円。1節では地域生活支援事業補助金、2節では子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金のほか、認定こども園等施設整備に係る交付金などを計上しています。

3目衛生費国庫補助金、本年度予算額2,265万5,000円。1節では疾病予防対策事業費等補助金、妊娠・出産包括支援事業補助金、出産・子育て応援支援金給付事業補助金、2節では循環型社会形成推進交付金を計上しています。

4目土木費国庫補助金、本年度予算額2億6,365万9,000円。1節では準工業用地等整備事業を含む道路事業に係る社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金、2節では都市公園緑地等事業に係る社会資本整備総合交付金、次ページ、3節では地域住宅計画事業に係る社会資本整備総合交付金を計上しています。

5目教育費国庫補助金、本年度予算額402万8,000円。1節ではGIGAスクールにおけるパソコン整備に係る補助金、2節では小学校特別支援教育就学奨励費補助金、3節では中学校特別支援教育就学奨励費補助金をそれぞれ計上しています。

次に、3項1目総務費委託金、本年度予算額873万5,000円。1節では自衛隊募集事務委託金、2節では中長期在留者住居地届出等事務委託金、3節では参議院議員通常選挙に係る委託金を計上しています。

2目民生費委託金、本年度予算額246万4,000円。1節では国民年金事務費交付金、2節では特別児童扶養手当事務取扱委託金を計上しています。次ページにまいります。

16款道支出金につきましても、国庫支出金同様に法令等に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金、委託金が主なものですので、項目のみを中心に説明をさせていただきます。

1項1目民生費道負担金、本年度予算額2億9,044万3,000円。1節社会福祉費道負担金から10節児童福祉費道負担金までの内容につきましては、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

2目土木費道負担金、本年度予算額379万円。道営住宅管理費負担金を計上しています。次ページにまいります。

2項1目総務費道補助金、本年度予算額197万円。北海道権限移譲事務費交付金、土地利用規制等対策事業交付金、住まいのゼロカーボン化推進事業補助金などを計上しています。

2目民生費道補助金、本年度予算額5,255万4,000円。1節障害者福祉費道補助金から、次ページにかけまして、6節児童福祉費道補助金までの内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3目衛生費道補助金、本年度予算額719万2,000円。疾病予防対策事業費等補助金、北海道不妊治療等助成事業補助金などを計上しています。

4目農林水産業費道補助金、本年度予算額4億1,373万4,000円。内容につきましては、農業委員会活動促進事業交付金から、水利施設等保全高度化事業補助金まで、それぞれ記載のとおりでございます。

5目教育費道補助金、本年度予算額200万4,000円。放課後子どもプラン推

進事業費補助金などを計上しています。次ページにまいります。

3項1目総務費委託金、本年度予算額1,696万1,000円。1節では道税徵収委託金、2節では経済センサス委託金、国勢調査委託金などを計上しています。

2目民生費委託金、本年度予算額1万円、人口動態調査委託金を計上しています。

3目土木費委託金、本年度予算額18万4,000円。1節及び2節について、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

次に、17款1項1目財産貸付収入、本年度予算額2,695万5,000円。1節では土地貸付料として、町有地32件、工業用地2件分を、建物貸付料は教職員住宅や移住体験住宅分などを見込み計上しています。2節では光ファイバー整備に伴い、NTTからの貸付収入を見込み計上しています。

2目利子及び配当金、本年度予算額202万9,000円。各基金から生ずる利子を計上しています。

3目基金繰替運用収入、本年度予算額89万3,000円。基金等から資金を繰り替えての運用を見込み計上しています。次ページにまいります。

2項1目不動産売払収入、並びに2目物品売払収入は科目設定のための予算計上です。

次に、18款1項1目一般寄附金並びに2目教育費寄附金についても科目設定のための計上です。

3目ふるさと応援寄附金、本年度予算額2億円。前年度実績を考慮し計上しています。次ページにまいります。

19款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額2億3,580万5,000円。本年度予算の編成に当たり、不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して2,750万3,000円の減額計上となります。

2目減債基金繰入金、本年度予算額1億1,691万3,000円。財政調整基金と同様に不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して、361万9,000円の増額計上となります。

3目地域福祉振興基金繰入金、本年度予算額1,331万7,000円。認定こども園等施設整備事業に充当するものです。

4目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、本年度予算額1,080万円。指定管理料、町民入館料負担事業に充当するものです。

5目ふるさと応援基金繰入金、本年度予算額1億8,220万円。子育て支援や高齢者支援などの寄附指定事業を中心に充当するもので、前年度と比較して1,840万円の減額計上となります。

6目森林環境譲与税基金繰入金、本年度予算額38万2,000円。地域材活用推進事業に充当するものです。

次の教育振興基金繰入金につきましては皆減となります。

次に、20款1項1目繰越金、令和6年度会計からの繰越金で前年度と同額の2,000万円を計上しています。次ページにまいります。

21款1項1目延滞金並びに2項1目町預金利子については科目設定です。

次に、3項1目地域総合整備資金元金収入、本年度予算額266万6,000円。

町内事業者によるサービス付き高齢者向け住宅及びグループホームなどの整備事業に対して、町が資金貸付を行った分割償還分で、前年度と同額を計上しています。

次の水洗化資金貸付金元金収入については皆減です。次ページにまいります。

4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、本年度予算額1,115万1,000円。北海道住宅供給公社が所有する管理用地の草刈り業務などを受託するものです。

2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額1,216万2,000円。後期高齢者医療広域連合受託事業収入、高齢者保健事業と介護予防特別調整交付金です。

3目土地改良事業調査受託事業収入、本年度予算額351万2,000円。全2地区に係る換地業務分です。

次に、5項1目総務収入、本年度予算額356万3,000円。まちづくり・人づくり推進交付金、地域内フィーダー系統確保維持費補助金を計上しています。

2目民生収入、本年度予算額461万8,000円。介護予防サービス計画費収入を計上しています。

3目農林水産業収入、本年度予算額6,819万8,000円。内容につきましては、農業者年金業務委託手数料から機場維持管理負担金まで、それぞれ記載のとおりでございます。

4目給食費収入、本年度予算額2,365万円。1節では児童生徒及び教職員分の給食費を、次ページ、2節では滞納繰越分を見込み計上しています。

5目雑入、本年度予算額1,813万3,000円。内容につきましては、北海道町村会町村助成金から、次ページ、その他雑入まで記載のとおりでございます。

次に、22款1項1目民生債、本年度予算額5,420万円。認定こども園等施設整備事業に係る起債の借入です。

2目衛生債、本年度予算額440万円。南空知葬斎組合伏古斎苑改修事業に係る起債借入です。

3目農林水産業債、本年度予算額4,600万円。1節では農業競争力基盤強化特別対策事業、次ページ、2節では水利施設等保全高度化事業などに係る起債の借入です。

4目土木債、本年度予算額3億2,600万円。1節では町道及び橋梁長寿命化整備、2節では準工業用地等整備事業、3節では公園施設長寿命化整備、4節では公営住宅改修事業に係る起債の借入です。

5目消防債、本年度予算額610万円。消防水利整備に係る起債の借入です。

6目教育債、本年度予算額3億1,530万円。1節では小学校改修事業、2節では農村環境改善センター改修事業などに係る起債の借入です。

次の総務債、並びに臨時財政対策債につきましては皆減でございます。以上で歳入の説明を終わりまして、次に、予算書の9ページをごらん願います。

予算書の9ページにつきましては、第2表継続費でございます。

第2表継続費につきましては、小学校改修事業について、2か年にわたり事業を実施するものでございます。なお、総額年度及び年割額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。次に10ページをごらん願います。

第3表債務負担行為です。中小企業総合振興資金利子補給は、北海道の融資制度資金借入金の利子補給分です。給食センター管理用備品譲渡契約については、北海道備荒資金組合備品譲渡事業を活用するためのものです。なお、期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。次に、11ページをごらんください。

第4表地方債です。15事業分に係る起債を予定しており、それぞれの限度額は、先ほど22款町債の中で説明した予算額と同額です。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上です。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。いかがでしょうか。質疑ございませんか。（なしの声）

よろしいですか。質疑がないようですので、審査を終了いたします。

このあともう一つありますて、審査順序17番目、継続費に関する調書、それから審査順序18番目、債務負担行為に関する調書及び審査順序19番目の地方債に関する調書についての説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書につきましては154ページになります。

予算書154ページにつきましては、継続費に関する調書の説明を行います。小学校改修事業に係る継続費です。当該年度の支出予定額を2億8,258万8,000円。翌年度以降の支出予定額を5,876万2,000円とするものです。次に、予算書155ページをごらん願います。

155ページにつきましては、債務負担行為に関する調書の説明です。次ページにかけまして、全24事業分です。表下の合計欄、左が限度額で2億561万2,000円。その右は令和6年度末までの支出見込額で、1億7,870万円。その右は、令和7年度以降の支出予定額で2,691万2,000円となっています。続きまして、157ページをごらん願います。

157ページにつきましては、地方債に関する調書でございます。全19事業分です。左の令和5年度末現在高から、右端の令和7年度末、現在高見込額について記載をしています。表下の合計なんですが、令和5年度末現在高は75億2,067万2,000円で、既に決算により確定をしています。

次に、令和6年度末現在見込額は、80億106万円です。

次に当該年度、令和7年度増減見込ですが、起債見込では、1番、一般公共事業債1億1,800万円。2番、財源対策債9,420万円。7番、社会福祉施設整備事業債750万円。9番、一般補助施設整備事業債4,670万円。10番、一般単独事業債9,680万円。12番、緊急防災・減災事業債3億3,100万円。18番、道賃付金5,780万円で、その合計は7億5,200万円です。この隣の令和7年度中、元金償還見込額は6億3,096万1,000円です。

最後に、令和7年度末現在高見込額合計は81億2,209万9,000円で、前年度末と比較して1億2,103万9,000円の増額となっています。以上で説明を終わります。

石川委員長 それでは説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。（なしの声）

ないようですので質疑を終了いたしますがよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、質疑を終了いたします。

それでは、本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日 11 日午前 9 時半まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 3 時 13 分)

予算審査特別委員会記録

(3日目 R7.3.11 9:30~11:15)

石川委員長 これから予算特別委員会をまた再開するわけですけども、本日はもう14年目になりましたが、東日本大震災の発生日でございます。そういうことで、本来でしたら2時過ぎに行うことなんですかけれども、その頃にはもう閉会になっているだろうと思いますので、朝の段階でみんなで黙祷して鎮魂の気持ちをあらわしたいと思います。そういうことで、御起立をお願いいたします。

局長 それでは黙祷を始めます。(黙祷する)

黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、予算特別委員会を始めていくんですけども、先日保健福祉課のところで預かりになっていたボランティアポイントの関係を、病院費に入る前に保健福祉課長のほうから御説明をいただきたいと思います。

保健福祉課長 お時間いただきましてありがとうございます。3月7日の介護特別会計の、佐藤委員からのボランティアポイント事業において、団体登録している方はポイントがつかないのではないかという御質問に対してお答えします。ボランティアポイント事業の参加できるボランティアは、40歳以上の介護認定を受けていない全ての方としております。ボランティアポイント事業の登録は、年度ごとに社会福祉協議会で登録申請を行っています。ボランティア団体に加入されている方でも問題なく、ボランティアポイント事業に参加はできます。申請は個人で申し込みに来られてもよろしいですし、団体が一括して申請されても問題はございません。申請された方には、個人ごとにボランティアポイント手帳を配布しています。従いまして、団体だからといってボランティアポイントを押してもらえないということはございませんし、参加したい方は申請いただいて、個人のボランティアポイント手帳をお持ちいただき、ポイントを付与していきたいと考えてございます。ただ、団体によってはその団体自体がボランティア団体として活動しているので、その活動の一環としてやっている場合もございます。そちらについては、団体の考え方でボランティアポイントの登録をしないということもありますし、そこについては個人個人でこのポイント事業は行っていますので、御判断いただきたいと思っております。以上です。

石川委員長 何かございませんか。(なしの声)

それでは、10日より延会となっておりました予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名全員であります。なお、議長も出席いただいております。直ちに会議を開会いたします。

審査順序20番目、病院事業会計について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

病院事務長 それでは、令和7年度病院事業会計予算を説明いたします。説明は、要点や前年度予算と比較して増減が大きい項目を中心とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

最初に、予算書7ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款病院事業収益 1項 1目入院収益、本年度予算額3億8, 325万円、3, 285万円の増です。入院患者は、令和4年度に策定しました経営強化プランの本年度目標値であります1日平均42人、平均単価は実績を踏まえ、経営強化プランの目標値を上回る、前年度2万4, 000円から1, 000円増の2万5, 000円を見込み計上しています。

2目外来収益、本年度予算額1億2, 529万8, 000円、881万7, 000円の増です。新型コロナの5類移行後、患者の検査控えなどで、外来の単価はやや下がっていますが、外来患者数は経営強化プランの目標値を上回っている実績を踏まえ、外来患者を1日平均67人、平均単価を前年度7, 473円から272円増の7, 745円と見込み、計上しております。昨年7月に長沼町内で新たに眼科クリニックが開業したところです。今年1月時点で、眼科の延べ患者数が936人と、昨年同期は905人であったことから、現在のところ大きな影響はないと考えてございます。

3目その他医業収益、本年度予算額8, 131万2, 000円、829万8, 000円の増です。1節医業相談収益で856万5, 000円の増です。現在、健診を含め、胃カメラでございますけれども、上部内視鏡検査は院長と近藤先生が隔週交代で週1枠5人までとなってございますが、医師の確保により、この枠を一つ増やす予定です。このことで健診の受診増を見込み、あわせて直近実績を踏まえ、90万円程度の増でございます。もう一つは、インフルエンザをはじめ各種ワクチン接種に係る収入ですが、こちらも実績を踏まえ、766万円程度の増です。

続きまして、8ページをお開き願います。2項医業外収益、本年度予算額2億861万6, 000円、1, 380万1, 000円の減です。このうち、4目他会計繰入金で、本年度予算額1億7, 779万円、1, 466万円の減です。普通交付税では、令和2年度に実施しました病床数削減による緩和措置が令和6年度で終了しまして、基礎数値が57床から44床となることから、936万円の減です。この他、特別交付税でも基礎数値が47床から44床となることから、341万円程度の減となります。繰入基準によらない一般会計繰入金、いわゆる基準外繰入金でございますが、経営強化プランや直近の実績を踏まえ、前年度予算額2, 000万円から500万円減額し、1, 500万円とします。この額は、病床転換及び病床数削減前の令和2年度予算額7, 000万円から5, 500万円の減額となります。

5目その他医業外収益 1節その他医業外収益、本年度予算額1, 087万4, 000円、233万程度の増です。職員寮収入やおむつ代、町からの病児病後児保育委託料などですが、このうち65歳以上の高齢者が対象の新型コロナワクチン予防接種に係る助成金は、令和6年度の実績を踏まえ、227万円程度の増です。

7ページにお戻り願います。収益的収入全体で、本年度予算額7億9, 847万6, 000円、3, 616万4, 000円の増となります。

9ページをお開き願います。収益的支出の説明に入ります。1款病院事業費用 1項 1目給与費、本年度予算額5億175万4, 000円、5, 136万8, 000円の増です。医師1名及び正職員の看護師3名の追加と給与改定などが主な理由です。常勤医1名増に伴う外来診療体制などにつきましては、現在医局で検討中です。医師の2名体制となる2診は、現在、月曜、木曜、金曜の午前だけとなっております。こ

の2診枠の拡大や健診、訪問診療の増なども見込んでございます。このほか、入職する医師も週1回、当直に入りますので、平日週3回、常勤医が当直を担うことで、小児の時間外患者を診察できる機会も増えますし、院長が希望されております町立病院や医師をより身近に感じていただけるよう、地域に出向いて町民と身近に接する機会を増やしたいということも実現できるのではないかと考えてございます。また、医師の働き方改革という点では、現在3名で分担してございます訪問診療に係る夜間、休日の電話当番や平日当直出張医の出勤前後に対応してございます、早出番や残り番なども4名で分担することで医師の負担軽減につながるものと考えております。

12ページをお開き願います。3節報酬につきましては、医師の確保で当直医を含めた出張医の報酬は減りますが、この節では会計年度任用職員の報酬も計上しております。こちらも時給単価改定により、節のトータルでは155万6,000円の増です。

13ページをうらん願います。2目材料費、本年度予算額4,502万5,000円、1,124万7,000円の減です。社会経済情勢の影響で、1節薬品費から4節医療消耗備品費まで全般的に単価は上昇しておりますが、実績を踏まえた精査により減としています。

14ページをお開き願います。3目経費、本年度予算額1億9,085万円、134万円の減です。2節報償費から22節雑費まで、減額している科目もありますが、全般的に令和6年度の実績を踏まえた精査が理由となってございます。このうち、3節旅費交通費は医師の確保に伴う赴任旅費の追加、6節消耗備品費も医師の確保に係るパソコンと、お子さんや保護者により安心して受診してもらえるよう、小児科の環境整備に伴う関連備品購入費の追加による増でございます。7節光熱水費は、電気料の増です。

15ページの11節修繕費は、今年度実績を踏まえた減でございます。令和6年度におきましては、一部箇所からの水漏れといった小破修繕はありましたが、これまで、入院患者さんや診察に影響するような大きな修繕や対応はありません。将来的に予定しております大規模修繕につきましては、令和6年度も引き続き、関係部署や業者を交えて検討を行い、この時点での修繕、また、改修すべき箇所をピックアップしまして概算費用も算出しているところでございますが、これらをベースに改めて令和7年度にブラッシュアップしまして、令和8年度実施設計、令和9年度以降の施工を予定し、それに向けての準備を進めてまいります。

16ページをお開き願います。18節手数料では、臨床検査などは実績を踏まえた減、また医師確保による医師紹介会社への紹介手数料の減などによるものでございます。新たにキャッシュレス決済手数料として40万円を計上しております。町立病院におきましても、患者さんの利便性向上と事務負担の軽減を目指し、クレジットカードや電子マネー決済の導入を進めます。19節賃借料です。インフルエンザと新型コロナワクチンの予約につきましては、令和6年度から試行的にアプリのLINEによる予約方法を併用しております、こちらも電話と窓口のみであった従来の方法から、患者さんの利便性向上と事務負担の軽減につながったところでございます。令和7年度からは本格的にこの予約方法を導入する予定でおりまして、インフルエンザや新型

コロナワクチン以外の小児ワクチンなども、年間を通じワクチン全般で対応できるものと考えております、このシステムの導入経費60万円程度を計上しております。

19ページをごらん願います。20節委託料では、令和7年度も事務業務の軽減といった医師の働き方改革につながる医師事務作業補助者1名分の経費を計上しております。この他、新規といたしまして病院運営に係る適正経営コンサルティング料として330万円を計上しております。町立病院は昨年秋に病床数削減と機能転換から丸3年を経過したところでございますが、こちらにつきましては、近い将来の大規模修繕も予定している中で、これまでの検証とこれからの見通しについて、一度専門のコンサルに分析してもらい、今後に生かしたいという院長の要望を踏まえたものでございます。

9ページにお戻り願います。1項医業費用全体の本年度予算額7億9,422万4,000円、3,816万4,000円の増です。

21ページをお開き願います。2項医業外費用、本年度予算額289万9,000円、17万4,000円の減です。

1目2節一時借入金利息は、しばらく借入実績がなく、また予定もないことから科目設定のみとなってございます。なお、今年1月末の現金保有高は、定期預金1億5,000万円をあわせて、5億2,000万円程度と過去最高レベルの状況が続いてございます。

5ページにお戻り願います。上段、収益的支出全体では、本年度予算額7億9,722万4,000円、3,799万円の増となります。以上で、収益的収入及び支出の説明を終わります。

続きまして、22ページをお開き願います。資本的収入及び支出です。はじめに資本的収入について説明いたします。1款資本的収入、予算額5,680万7,000円、1,126万2,000円の増です。

1項1目出資金1節一般会計出資金2,758万2,000円、86万2,000円の増です。一般会計から企業債償還元金の町負担分繰入金です。

2項1目1節国保会計繰入金、本年度予算額412万5,000円、増減はありません。国保調整交付金分で、内視鏡システム更新への充当を予定しております。

3項1目企業債、本年度予算額2,510万円、1,040万円の増です。病院事業債を活用した医療機器及び病院設備整備によるものでございます。

23ページをごらん願います。資本的支出について説明いたします。1款資本的支出、本年度予算額7,069万9,000円、1,171万1,000円の増です。

1項建設改良費1目固定資産購入費1節器械及び備品購入費、本年度予算額2,569万6,000円、1,443万3,000円の増です。内容につきましては説明欄に記載のとおりでございますが、上の内視鏡システムは、導入から8年経過し、令和6年度で交換部品の製造と保守契約終了。内視鏡洗浄機につきましては導入から13年経過し、劣化のためいずれも令和7年度中の更新を予定するものでございます。その下、調剤部門システムは、令和6年度に見送りました更新を令和7年度に予定するもので、一番下の内視鏡トレーニングモデルは、入職予定医師の内視鏡操作上達に向けて購入を予定するものでございます。

2目病院整備事業費1節工事請負費、本年度予算額363万円、401万5,000円の減です。ボンベから酸素が必要な入院患者さんに酸素を送り込むホースと、それに関連するシステムであります酸素マニホールドですが、導入から20年以上経過していることから、令和7年度に改修工事を予定するものです。

2項1目1節企業債償還金4,137万3,000円、129万3,000円の増、過年度投資分の償還元金でございます。

続きまして、24ページをお開き願います。このページから32ページにかけましては、給与費明細書でございますが、概要説明とさせていただきますので、御了承願います。

24ページは、職員数や職員給与費などにおける令和7年度と前年度の比較増減を示した総括表となります。

25ページは、会計年度任用職員以外の職員に係る職員数や給料などについて、26ページにつきましては、会計年度任用職員に係る職員数や報酬などについて、それぞれ前年度との比較増減を示してございます。

27ページ及び28ページにつきましては、給料及び手当の増減額の明細、29ページから32ページにかけましては、(1)の職員1人当たりの給与から(8)その他の手当まで、給与給料及び職員手当等の状況となってございます。以上が、給与費明細書関係でございます。

続きまして、33ページをごらん願います。このページから39ページにかけましては、財務諸表となってございます。こちらも概要説明とさせていただきます。

33ページそして34ページは、令和7年度予定貸借対照表となってございます。

34ページ下段の7剰余金(2)欠損金、口の当年度の純利益です。令和7年度当初予算における収益的収入と支出の差し引き、125万2,000円を見込んでおります。

35ページ及び36ページは、令和6年度予定損益計算書となってございます。続きまして、37ページ及び38ページにつきましては、令和6年度予定貸借対照表となってございます。いずれも、令和6年度の直近予算を踏まえ、作成してございます。

39ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。令和7年度における病院事業会計の資金の流れを表しているものです。

40ページをお開き願います。こちらは注記事項となってございます。記載のとおりでございます。

最後の41ページにつきましては、企業債に関する調書で、令和7年度借入予定の2件を含む、全13件の企業債の明細となってございます。

それでは、1ページにお戻り願います。第2条業務の予定量です。病床数は一般病床60床、年間延べ患者数は入院1万5,330人、外来1万6,179人、1日平均患者数は入院42人、外来67人を見込んでございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入7億9,847万6,000円、支出7億9,722万4,000円とし、収入と支出との差し引き125万2,000円の純利益を見込んでございます。

2ページをお開き願います。第4条資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出

の予定額につきましては、収入5,680万7,000円、支出7,069万9,000円とし、収入と支出との差し引きで不足する1,389万2,000円を損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条企業債です。医療機器購入事業に係る借入限度額を2,150万円、病院設備整備に係る借入限度額を360万円とし、起債や償還の方法、利率を記載してございます。

3ページをうるうる願います。第6条一時借入金です。限度額を5,000万円とします。

第7条議会の議決を経なければ流用できない経費です。給与費を5億175万4,000円、交際費を30万円とするものです。

第8条たな卸資産の購入限度額を4,216万8,000円とするものです。以上で、令和7年度病院事業会計予算の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行いたいと思います。

細川委員 予算資料の20ページですけれども、キャッシュレス決済導入事業について質問いたします。キャッシュレス決済が始まるということで、住民の方の便利も広がってよかったですと思うんですけれども、この取り扱いできるクレジットカード等は、今年2月から町で書かない窓口でキャッシュレス決済やっているんですけれども、同じような形態なのでしょうか。それとももっと限定されているのか、その辺で1点質問です。

もう1点は、開始時期はいつ頃を予定されているか教えていただきたいと思います。

町立病院事務次長 キャッシュレス決済の御質問に対しまして回答させていただきます。まず、今回病院のほうで導入を予定しているのが、日本医師会ORCA管理機構というところがございまして、そちらが運用するサービスを導入しようと考えてございます。こちらのサービスを今回導入予定としたのは、一般的なキャッシュレスのサービスと比較しまして、日本医師会の会員が使えるということで、手数料の料率が比較的安いということ、医療機関専用のサービスであるということで、今こちらの導入を進めたいと考えているところでございます。導入できるキャッシュカード等ですけれども、導入する場所が違うものですから若干違うんですけれども、キャッシュカードでいえばVISA、Mastercard、JCB、Amex、Diners、DISCOVERの6社で、このうちVISA、Mastercardについては医師会会員の場合は特に特別料率ということで手数料が低く、さらに非課税となるということで、有利な部分かなと考えております。それ以外につきましてオプションでということになっておりまして、電子マネー、交通系ICカード、こちらは町のキャッシュレス決済と同じものが利用可能となっております。それとQRコード決済、PayPay等につきましては、最初の段階では導入しないということで今進めております。

導入開始の時期ですけれども、こちらの管理機構のほうに申請をして、審査期間が大体1か月から2か月というように提案されております。今回予算を議決していただいた後に動き出すということで、早ければ5月、遅ければ6月くらいには実施できればというところで今進めているところでございます。以上です。

細川委員 ありがとうございます。今お話を聞いていると、日本医師会の関係ということですので多分ほかの病院で使っているような感じなのかなと思うんですけれども、これは料金が安いということで、それはよかったですのかなと思います。なお、こちらの開始時期が5月から6月くらいの予定だということで、もし決まりましたら開始時期はぜひ町民の方にPRしていただきたいと思います。以上で終わります。

町立病院事務次長 開始時期につきましては、病院だより、町広報等で周知させていただければと思っております。

石川委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 私のほうから、外来難聴者に対する医者との対応についてということでお尋ねしたいと思います。町民のほうからもお話があつたんですけども、高齢化とともにだんだん難聴になる方が今増えてきているということで、これまでもあったんですけども、外来の時に医者との会話が漏れてしまって、個人的な情報が聞こえてしまうと。以前そういう話もあって、病院のほうでも結構改善されてきたと思うんですけども、まだそういうお話があつたものですから、病院のほうではどのように対応されているのか、その1点だけお聞きいたします。

町立病院総務係長 御質問のありました外来診療において、難聴の患者様への対応についてはいくつか方法がありますが、筆談が一般的で効果的な方法と考えております。確実な情報伝達の方法として、補聴器や読唇術を用いても言葉が伝わりにくい場合がございます。筆談なら重要な医療情報を正確に伝えることができますし、文字のやりとりは患者様にとっても視覚的に確認できるため、不安の軽減につながります。医師も症状や診断名、治療方法など具体的な情報を紙に書きながら説明することで誤解を防ぐことになります。場合によっては、パソコンやタブレットを用いて説明する場合もあります。耳が遠い方には耳元で話したり、口の動きを意識してゆっくりはつきり話しています。いずれにしても、患者様が安心して診療を受けられるよう工夫しながら対応しているところでございます。

佐藤委員 病院側としても、いろいろ対策を練ったり御努力をされているなという思いは、今お聞かせいただいて理解したところではあるんですけども、やはりそれでも対応できないという部分には、今期から役場の窓口と保健福祉の窓口に骨電動イヤホンというのが導入される予定になっているんですよね。それで、私もどういうものかと思って1回試したことがあります。耳の中にイヤホン入れるのではなくて、耳の上というんですか。耳の穴に入れないものなので、高齢者にとっても違和感なく、すごく使いやすいということで、現在空知信金にもありますし、高齢者の方にも好評だという話でした。先日、私も骨伝導イヤホンがどういうものなのかということで試してみたんですけども、そういうものがあれば先生とのやりとりもスムーズにいくのではないかかなという思いがあります。そんなに高価なものではないので、まず導入していただいて、設置してみてはどうかなという思いではあるんですけども。

町立病院事務次長 骨伝導イヤホンの関係ですけれども、先日事前にこの御質問をいただきまして、保健福祉課、住民課のほうでそういったものを入れるという話を我々も聞きまして、現在外来のほうにもこういうものがあるよということで、そのお話をいただいてから、主任の外来の看護師等にもお話をしています。良いものであれ

ばぜひ導入も検討したいなとは考えているんですけども、あとはうちが医療機関ということもありますし、やはり加齢による難聴というのはなかなかすぐに治るようなものではないんですけども、それを少し改善するために耳鼻科につなげるですか、そういうことも含めて総体的に検討していくべきことで、骨伝導イヤホンにつきましても、良いものであればぜひ検討したいなというように考えております。

石川委員長 ほかにございませんか。

熊木委員 2点伺います。訪問診療や小児科などのPRということで、病院に行っている方、あとは病院だよりとかでもいろいろ書いてるので、読まれている方はわかっているんですけども、なかなか外から見てというか、そういうのでは町立病院の所に大型看板というか、診療内容などが書かれたそういう看板を設置してはどうかと思うんですけども、その辺の検討をされているかどうかが1点です。

それから、訪問診療の中で先日も栗山に訪問診療のクリニックができたということが新聞にも載っていて、先日チラシも入りました。そういう形で、町内外に町立病院が取り組んでいるということをもう少し大胆にアピールしてもいいんじゃないかと思うので、その辺をさらに工夫してほしいなと思うんですけども、それについて伺います。

あとは、先ほど病院の大規模改修について、令和9年度にということでお話があつたんですけども、令和5年度に出された経営強化プランの中でも少しだけ触れているのですが、町立病院が2026年で築40年になりますよね。ということで、今改修したり医療機器を入れ替えたりとことをやっているんですけども、そろそろ病院 자체をどうするかという議論は始まっているのか、もう始めていく必要があるのではないかと思うんですけども、その辺でもし形として今動いているというのであれば、説明をお願いしたいと思います。

町立病院事務次長 ただいまの質問でございます。まず看板について、今のところ看板を立てるということは検討していません。

PR方法ということで、以前の全員協議会でもお知らせしましたが、6月から常勤医師が4名体制になりますので、訪問診療のほかにも小児ワクチンですとか内視鏡検査、といった各種診療サービスの拡充が見込める状況でございます。この内容につきましては、今医局のほうで検討していただいているところでございます。それと、小児科の診察室についても、壁紙を張り替えてみたりですとか備品を少し入れかえたりということで、環境の整備を進めているところでございます。これらのPRにつきましては、6月以降その診療の体制が決まった時点で、病院のパンフレットがあるんですけども、少し年数が経っているものですから、それを新しくつくりまして、まずは町民の皆さんに配布をしてPRをしたいというように考えております。それで訪問診療の町内外への広報という部分ですけども、これは医療機関によります広報、広告というのが医療法で規定されております。感想ですか、こういうことは一般的な広告でPRするような部分というのが規制されていまして、なかなか町外に出しても診療時間、診療科目、こんな先生がいますよというぐらいの限定的なものでありますので、その部分については今後検討をしていく部分かなと。まず町内にしっかりと周知をしていきたいなというように考えてございます。

最後に大規模改修の部分でございますけれども、先ほど予算の説明でありましたとおり、今年は経営コンサルということで、コンサルを入れて今の病院の経営状況等を踏まえた上で、これくらいの規模ですとか、こういった体制ですとか、そういうものを何点かプレゼンしてもらうというか、提案してもらうというものを今考えてございます。それをもとに今後大規模改修等につきましても、どういったものが一番適切なのかということを検討していきたいというように考えております。このタイミングでのコンサルというのは、もちろん院長のほうからも要望がありましたし、令和5年度、4年度につきましては決算等でも1億円以上の利益が出たんですけども、これはコロナのおかげという言い方はおかしいんですけども、それによって単価が上がったりということで、かなり病院のほうも収入がよかつたという部分で、今ちょっと6年度がそれらのコロナ関係の加算等がなくなりまして、大体今が今後に向けてベースとなる収支になるのかなという部分で、これを踏まえた上でこの経営コンサル、規模コンサルというものを入れて、先ほど言ったような今後の規模等について、土台にできればなというように検討を進めたいと考えております。以上です。

熊木委員 ありがとうございます。宣伝とか、大型看板の設置はないということだったんですけども、やはり町立病院が取り組んでいる医療をよくわかってもらうということがすごく必要だと思うんですよね。この間、医療クラークを入れたりとか、あとは電子カルテ、そして今回もキャッシュレス決済とか、いろいろ改善していく、利用者に使いやすいような病院ということではすごく努力されていると思うんです。それがもっともっとわかるようにということが必要ではないかなと思います。それで、例えば今、小児科の環境を整備するということで、壁紙を張り替えたりして目に見えるような形で変わっていった時に、例えば北海道新聞の空知版のところで、町立病院がこんなふうになりましたとか、そういうものを載せてもらうということだけでも、町内の方はもちろんですけども、町外の人も、私たちもやはり栗山とかいろんな近隣の町のそういうホットなニュースはすごくしっかり見ているので、それも効果があるのではないかと思うので、その辺は検討してほしいと思います。

あとは改修についてですけれども、経営コンサルを入れていろいろやっていくというところで、大規模改修というか、直しながら今進めているんですけども、やはり40年経過するということは、かなりいろいろ部分的に直しても元のそのものがもう古くなっているので、やはりもうそろそろというか、考える時だと思うんですよね。それで、今は町の方針というか、施策の中では交流人口を増やすということがもう一番にきて、だけでもそろそろ本当に今いる町民の健康とかに役立つような形で、やはりそれが町民みんなの願いではあると思うんですよね。だからいざれ年をとっていく時に、やはり町外の病院にはなかなか行けなくなってくる人が、町立病院があるということで安心して医療にかかるということで、その一環として訪問診療もあるし、それから今医師が4名体制になるということでは、もっともっと良くなると思うんですよね。ですからそういうことを考えて、ぜひ経営コンサルを入れて今その検討をしていくということなので、そのところにもう少し町民の意見などが反映されるような形になっていくのが望ましいと思うんですけども、その辺できっと考えていることがあると思うので、もしお話しできることがあれば答弁をお願いしたいと思います。

町立病院事務長 まず、当院の取組について御理解をいただきまして、また、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。当院は現在、先ほど次長から話がありましたが、病院だよりであったりとか、あるいは町の広報、そしてSNSといった媒体を活用して、当院の取組を皆様にお伝えしているつもりではございますが、やはり先ほど熊木委員のお話を伺っておりましたら、まだ足りない部分があるのかなと感じましたので、御提案いただきました新聞等々の媒体なども活用できるものは活用をさせていただいて、今まで以上に当院の取組を周知してまいりたいと思ってございます。

あとは大規模改修の関係でございますが、先ほどこちらもお話ししたとおり、そちらも含めて今後の町立病院のあり方を検討させていただきますけれども、そこにそういった町民の御意見であったりとか、そういうことも参考にしたらどうかという今御意見をいただきましたので、院内に持ち帰って議員の方からこういう御意見をいただきましたということで、町民の方の御意見を取り入れるとして、どういったやり方であったりとか、どういった形がいいのかといったことも含めて、院長のもと検討をさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

石川委員長 ほかにございませんか。

西股委員 外来の関係で、待ち時間が長いという声がよく聞かれているような感じになっているんですけども、先ほど言った予約の関係というのはワクチン接種か何かの関係だったのかなと思うのですが、外来の部分にそういう予約制を導入して、待ち時間を少なくするだとか、そういうような体制というのは、4人制になった時にはできないのかなと思うのですが、その辺の見解を教えてください。

町立病院事務長 まず、来年度の外来診察体制でございますけれども、医局のほうで検討中でございますが、常勤医が1名増えることで、2診体制のコマ数は増えるというように伺ってございます。また、現在の外来や訪問、そういう時間が入っていないフリーの時間帯でございますけれども、現在医師1人につき週1コマ程度あります。このフリーの枠も、それぞれ先生1人につきさらに週1コマ程度増えると伺ってございますので、そのフリーの時間帯は、基本的には医師が入院病棟をラウンドしたり、あるいはスタッフ、あるいは家族さんと打ち合わせをしたりだとか、電子カルテを見直したり、研究の時間に充てたりといったような時間に充てているんですけども、そういうフリーの時間の医師が1人増えることで増えますので、外来が混雑した場合はそういうフリーの時間を活用して、外来の応援に入るといったことも今後よりできるのかなというように考えてございます。

御質問の外来の予約制導入でございますけれども、待ち時間を減らす有効な手だての一つだと思います。ですが、例えばその予約が特定の医師に集中したりだとか、またせっかく予約をいただいても都合がつかなかつたり、あるいは予約の時間に遅れてしまうといったことも考えられるのかなと思ってございます。事前に質問をいただきましたので医局のほうに相談しましたところ、ある先生の前任地は農村地域だったんですけども、夏場に農家の方が予約をしても、残念ながら仕事を優先して来なかつたり、あるいは高齢者の方だったら時間に遅れたり、忘れてしまうといったこともあったということで、外来の予約制でより有効性を高めるために、例えば対象は現役世

代の方で、予約も特定の医師に偏らないように医師の指定なしで、2診体制の時間帯のみといったことで行っていたということでございました。医師が4人体制となることで、予約制を導入する予定ですとこの場ではっきり今申し上げること、言い切ることができないのが大変申し訳ないんですけれども、少し先になりますが新しい先生をお迎えした以降、その先生も含めて後日この件について検討するということを院長から伺ってございますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

西股委員 ということは、とりあえずのところ4人体制になった段階で再度検討するというような考え方でよろしかったでしょうか。

町立病院事務長 おっしゃるとおりでございます。新しい先生を交えて医局の中で検討すると伺ってございます。

西股委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

石川委員長 ほかにございませんでしょうか。

家塚委員 頭出しあはしていないのですが、財務内容的に伺います。予算書でいえば7ページ、8ページ、それと国保の繰り出しで22ページになるのですが、一般会計からの繰出金の関係で、内訳は基準が多分あるんだろうと思うのですが、項目と繰出基準の率をお願いしたいと思います。以上です。

町立病院事務次長 一般会計の繰り出しの基準ということで、項目がかなりあるんですけれども、まず、その他医業収益の部分で受けている部分で、救急告示病院、こちら普通交付税、これは単価が決まっておりまして1病院当たりで3,629万4,000円というものがございます。それと同じく、その他医業収益で受けている部分、小児救急医療提供病院、こちらが特別交付税の項目でございます。こちらも単価が1施設当たり決まっておりまして、これが令和7年度は若干単価が下がっているんですけれども、1,023万8,000円というものがございます。そのほか他会計負担金ということで、一般会計の負担金、企業債の償還利息、こちらは予算額の3分の2ということで、今年でいくと10万6,000円。そのあと一般会計の繰入金という部分ですけれども、こちら項目がかなりあります、普通交付税が2つあるんですけれども、まず1つが病床数に応じて支払われるものということで、先ほど説明がありましたとおり、こちらが病床数、今まで病床削減の部分で緩和措置ということで多少多くみることができたんですけれども、令和7年度以降その緩和措置がなくなりまして、前々年度の最大利用病床数というものがございまして、1年間で最も病床のベッドが埋まった数、例えば1日でも満床になれば60という数字になるんですけれども、こちらをベースにしまして44床、これに単価を掛けると。それと削減した病床数に対するものも、こちらについてはまだいくらかあるんですけれども、その単価を掛けまして3,754万5,000円というものが、ここで大体1,000万円くらい今年落ちている状況でございます。それと基礎年金の拠出金ということで、こちらは給与の計算書類のほうから普通交付税として出されるものが1,000万円ほどございます。それと特別交付税の不採算地区というものがございまして、こちらも同じく最大病床数に対して単価を掛けているもの、こちらが7,000万円ほどございます。それと特別交付税の医師派遣という部分、こちらは出張医等が来た部分に対して、その旅費等を補填されるというもので、これは大体今年100万円ほど。それと先ほど

来説明しております経営強化プランを策定した部分に対して、50万円というものがございます。それと医師の児童手当に対するもの、こちらが390万円。それとこれ以降は町独自の項目自体があって、計算については町財務当局との中で決めているものでそれけれども、医師確保対策ということで、出張医等の経費についていただいている部分、それとリハビリテーションの対象病院ということで、こちらもリハビリテーションスタッフの賃金等から収入を差し引いたものを算定しまして、970万円ほど。それと最後に資金不足ということで、基準外繰入の部分が先ほど予算の説明にもございましたが1,500万円ほどということになっております。こちらが今までの収益的な部分でございます。それと資本的収入の部分でございますが、こちらにつきましては企業債償還元金の3分の2ということで、2,758万2,000円。それと今年であれば国保会計からの繰入金ということで、医療機器の購入補助金、国庫の調整交付金、こちらが412万5,000円という状況でございます。内容については以上となっております。

家塚委員 わかりました。あとは基準を超える部分、令和6年度でいえば2,000万円ですが、今年は1,500万円で間違いないのかなと思うんですけど、その辺の確認をお願いします。

町立病院事務次長 基準外の部分につきましては、今家塚委員のおっしゃったとおり、令和6年度で2,000万円、令和7年度予算で1,500万円ということになっております。こちらにつきましては経営強化プランのほうで定めておりまして、令和8年度が1,000万円、令和9年度でゼロになるということで、経営強化プランのプランどおりに今のところを進めているところでございます。以上です。

石川委員長 ほかにございませんでしょうか。(なしの声)

ないようですので、これで質疑を打ち切ってよろしいですか。(はいの声)

では、これにて病院会計についての審議を終了いたします。この後、職員が退席しますので5分間休憩いたします。

(午前10時28分)

(午前10時31分)

石川委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、理事者に対する総括質疑について議事に入ります。7日から本日までの3日間にわたり各説明員からの説明により、令和7年度一般会計ほか5特別会計予算並びに関連7議案の審査を行ってきたところです。会計ごとの審査が終了しましたので、これより理事者に対する総括質疑についてお諮りいたします。

初めに、3日間の質疑の状況を事務局長が記録しておりますので、そのなかで説明員の答弁漏れなどについて確認をいたします。

議会事務局長 それでは3日間の審査の中での質疑ですけれども、3日間で延べ66人、144件の質問となっております。例年よりも若干多い形です。これは、初日とか2日で結構時間が押していたという部分も皆さんお気づきだと思うんですけども、質問も多かったんですけども、答弁がやはり昨年からですか。パソコンを持ち込んでいるということもあって、持ち帰らずにその場で詳細な答弁をしているという部分もあったので、そういう影響もあるのかなと思います。また、質問の中で預か

りとなった部分ですけれども、それにつきましては冒頭保健福祉課のボランティアポイントの関係を保健福祉課長のほうから説明をいただいておりまして、それ以外の部分については私の中でちょっとなかったかなと思うんですけれども、よろしかったかなと思います。

石川委員長 局長報告のとおりと考えますが、特に理事者に質問すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。(なしの声)

星委員 ちょっと流れをまだ把握できていないんですけど、ちょっと総括質疑というよりも、気になった点を理事者にお願いではないんですけど、そういう質問はしてもよいのでしょうか。

石川委員長 率直に述べていただいて構いません。

星委員 この予算書を今回通して見てなんですけれども、今の社会構造の動きから、これから先はどうしてもデジタルが主になってくるのかなと。7年度の予算でも、システム改修やデータ更新、データ補修に係る経費が結構あったかなと。どのくらいかは私も計算していないんですけども、今後はさらに来年度ではないですが、何年後かにはデジタル機器材の更新なども当然入ってくるでしょうし、このデータの維持管理に関しては今後もずっとかかる経費なのかなと思ったんです。肌感覚で申し上げていいのかどうかわからないのですが、システムの開発などもこれからどんどん行われてくるので、この維持費を一般財源で賄う部分がどのくらいかかるのかというのを、今後のこの予算組みの中にある程度組み込みながらの財政基盤の安定というか、当然この維持経費は今後これからもかかるものということを踏まえながら、予算組みであったり安定した財政を図っていってほしいということを言いたいなと思ったんです。

石川委員長 どのくらいかかるのかという問い合わせではなく、要望みたいなものですね。

(暫時休憩)

石川委員長 ほかにございませんか。なければその1本だけで、理事者に問い合わせるような形ですね。

それでは暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

(午前10時54分)

石川委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの御意見に対しまして、理事者の方に来ていただきましたのでお願いしたいと思います。改めてお伝えしたいと思うんですけども、今回デジタル関連事業が結構増えて、予算も結構ウエイトを占めていると。これからまだデジタル機器、システムの関係の維持管理費がかかっていくであろうと思うだけに、これから先どのような形で、どのような流れで導入して、またそれがどのような形で経費がかかっていくのか、それをある程度大筋として知りたいということなんですけれども、よろしくお願いいたします。

副町長 DXの関係で、基本的には今までお示しして、この前の一般質問でもございましたけれども、DX推進計画に基づきまして進めていくというのが前提であります。

すので、それぞれ財政推計の中にも経費部分はそれなりに見込んだ中で、経費は算定させていただきます。また、国のはうの標準化に関しては、経費は国のはうから全額負担になりますので、その部分については特に財政負担はないのかなというように考えているところでございます。それで、前にお示ししたDX推進計画に基本的には必ず基づいてやっていくという考え方でありますので、そのほかに途中で何か新たなものがあれば、それは当然その時々に必要な部分はやっていかなければならないというように考えております。ただ、国の財源というのも当然ありますし、それを活用した中で取り組んでいく部分もあります。あくまでも何かやる時に国の財源を活用するというような形で、国の財源があるから何か必要なものをやるとか、そういう話にはなってこないのかなと思っております。ですからあくまでも先ほど申したように、推進計画を基本に、これに定められたものを順次、窓口キャッシュレスですとかそういうものをやっておりますので、あくまでもそれに基づいた中で進めて、必要な部分が出てきたら都度そこに必要な部分をやっていくてデジタル化を進めていくという形になろうかなと思うんですけれども、あとは財政的な部分の負担が当然出でますので、そこは財政負担をいかに抑えるかという部分は当然検討していかなければならぬと思います。国の財源を活用したり、あるいは今の予算の中で、多分改修や何かは今国のはうから指示がきているのは、ほぼ国のはうから全額負担で改修をしているというのが実態でありますので、そういう法改正の部分についての経費は出てこないのかなというように考えております。ただ、新たに何か取り組むという時には、当然やはり導入の初期コストに関しては必要になりますので、国の財源を使わなければならぬと。ただ、ランニングコストについては当然自前である程度負担していくかなければならないという形になりますので、そこも将来的な財政負担がどうなのかという部分を考えながら、システム導入だとそういうデジタル化を進めていかなければならぬと。だから何でもできるかといったらそうでもないという形になりますので、財政負担を考えつつ、その範囲の中でどれだけできるかということになるかと思いますけれども、そんなことでよろしかったでしょうか。

星委員 説明ありがとうございます。導入する時は、やはり国の方針に沿って導入してというか、国のDX計画のもとで新たにいろいろ始められるんですけど、やはり一番心配なのは、やった以上ランニングコストもうずっとかかるしていくものなのかなというところで、やはり財源の確保というのを今後調整しながら、難しいところでもあると思うのですが、その辺で少しランニングコストが心配だというお話を終わります。

副町長 ランニングコストは、DX推進計画があります。また新しい何かがありますとなつた場合、当然そこには先ほどもお話ししましたように、ランニングコストがどれくらいかかるだとか、費用対効果は当然考えていかなければ、何かをやるといつても難しいと思いますので、その辺はしっかりと、取り組む時はその辺の財源確保と将来的な財政負担を考えながら、それらを検討した中で十分考えてから進めてまいりたいというように思っておりますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

(暫時休憩)

石川委員長 いずれにしましても、先ほどの話に戻りますけれども、国のはうの大きな流れにある程度従いながら、国の財政もありましょうけども、うちの負担のことも考えながらこれから選択して進めていくということで、どれくらいかかるという金額までは全然読めるものではないということです。

熊木委員 DXはこれからどんどん自治体でもやっていかないとだめだというのはもう決まっていますよね。それで今後の職員の採用について、DXに強い職員を採用するという形をぜひ検討すべきだと私は思うんですけれども、その辺で何か考えなどがあつたら伺いたいんですけども。

副町長 DXに強い人というのがどこまでかということですね。専門職という意味ではないということですね。なかなか専門職でSEなどを採用しますと、そこばかりになってしまふことがありますので、例えばうちの職員も、今は違うところのセクションになりましたが、当時電算会社から採用した職員がいました。今はもう大体役割を終えたというか、違うところにやはり人事異動の関係で回っていますので、ただ、若い方は今結構かなり詳しいです。詳しいので、大体の機械操作関係はすぐ我々以上に簡単にできるような状況になっていますので、それほど必要はないのかなというように思っています。ただ、採用の時にこういう資格を持っていますかとか、そういうのはなかなか難しいので、あくまでも参考程度にしかならないと思いますけれども、面接の段階でこういう経験はありますか、こういうところはどうですかというのを採用の時に聞くという形になろうかと思いますけれども、特にそこに特化してDXに強い職員の採用ということになるとなかなか難しいかなと思いますので、なるべく今お話しした面接の時などはそういう質問をしたりして、そういう判断材料の一つにはさせていただければなと思っています。ただ、一般質問でもありましたけども、DXの専門職というか、国の中を活用したそういうところは、やはり新たな現状としては、町の中ではいろいろとシステムを運用していますけれども、今のベンダーのほうの職員で大体対応できるという形を取っていますので、特に専門的な職員は必要ないというように考えています。それが実態であります。ただ、新たに何か大きなものを立ち上げて、町をあげてこれをやるんだということになれば、当然そういう専門的なものがありますので、西股議員の一般質問であったような国の制度を活用した専門的な職員を採用というか、それを活用したというものが需要になるかと思いますが、現状としては現状のベンダーで十分対応できておりますので、そんな状況でございます。

石川委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。(なしの声)
ないようであれば、そのような形で納得したということにさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時10分)
(午前11時11分)

石川委員長 それでは会議を再開いたします。

特別委員会としての意見について諮りたいと思います。
特別委員会の意見についてお伺いいたします。特別委員会の意見について特に付すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。(なしの声)

それではなしということで、意見は付さないとして報告することに御異議ありませんか。（なしの声）

それでは御異議なしと認めます。よって、意見は付さないということに決定いたしました。

それでは、本特別委員会に付託されました議案第7号から議案第19号までの13議案の審査が終了しましたので、13議案について一括採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

議案第 7号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第12号 職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 令和7年度南幌町一般会計予算

議案第15号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和7年度南幌町病院事業会計予算

議案第17号 令和7年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第18号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 令和7年度南幌町下水道事業会計予算

以上、13議案について賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名、着席0名）

全員起立であります。よって、本13議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの採決のとおり、本委員会に審査付託された11議案については、会議規則第77条の規定により、本日付けをもって全員賛成ということで可決すべきものとして議長に報告書を提出いたします。

その他で皆様から何かあれば賜ります。（なしの声）

それでは、以上で予算審査特別委員会の議事日程全てを終了いたしました。本日までの3日間、委員各位の御協力をいただき誠にありがとうございました。ただいまをもって予算審査特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（午前11時15分）